

公定価格・利用者負担の 主な論点について

平成26年4月17日

目 次

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要	2
○ 公定価格に関する論点について	
1. 公定価格の基本的な構造	3
2. 公定価格の個別検討項目について	12
I. 共通要素①に関する検討の視点	
1-1. 認定区分との関係	13
1-2. 年齢との関係	15
2. 保育必要量との関係	16
3. 地域区分との関係	20
4. 定員規模との関係	28
II. 共通要素②に関する検討の視点	
1. 人件費に係る事項について	
① 職員配置について	39
② 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて	47
2. 人件費、事業費（教育・保育の提供）に係る事項について	
① 保育必要量の取り扱いについて	52
② 年間を通じた学校教育・保育の提供について	53
③ 給食費の取り扱いについて	54
④ 障害児の受け入れ促進について	57
⑤ その他	61
3. 管理費に係る事項について	
① 減価償却費、賃借料の取り扱いについて	62
② 第三者評価の費用の取り扱いについて	63
③ 公認会計士等による監査の費用の取扱いについて	64
III. 各種加算に関する検討の視点	65
IV. その他の論点について	
1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について	
① 施設ごとに求められる職員の配置との関係について	73
② 子育て支援機能について	74
③ 事務処理体制について	80
2. 地域型保育事業に係る事項について	81
○ 利用者負担に関する論点について	
1. 新制度における利用者負担の構造	95
2. 利用者負担の検討について	95
I. 利用者負担に関する検討の視点	
1. 所得階層の区分数について	96
2. 所得階層区分の決定方法について	96
3. 利用者負担の切り替え時期について	97
4. 多子軽減の取り扱いについて	101
5. 実費徴収・上乗せ徴収の取り扱いについて	103
6. その他	112

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
(子ども子育て支援法27条、29条等)
$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】

《施設型給付》

施設型給付費
(公費で負担)
||
法定代理受領

公定価格

利用者負担額
(施設で徴収)

《委託費》

公費負担額

委託費として
支払い

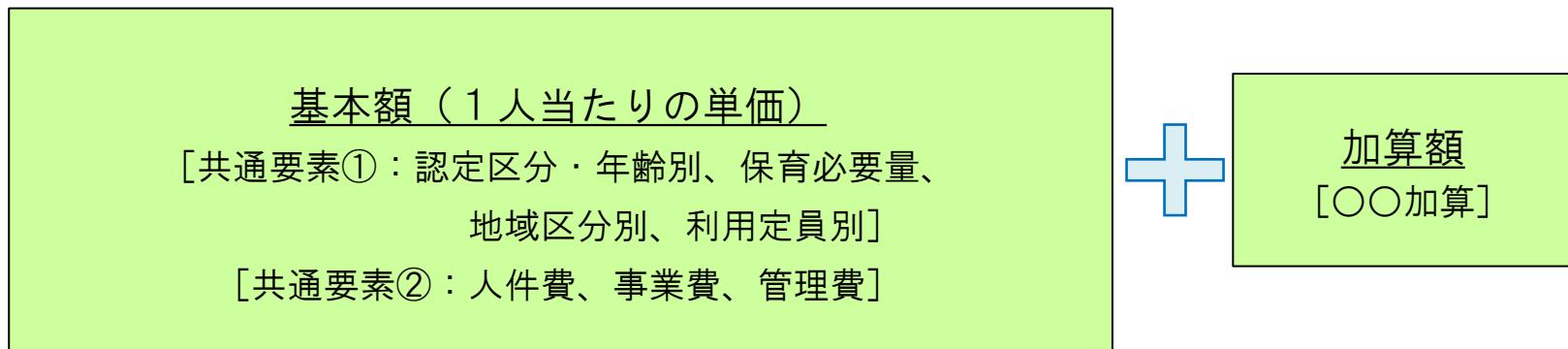
利用者負担額
(市町村で徴収)

公定価格に関する論点について

1. 公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 子ども・子育て会議（基準検討部会）における「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」等に関する一定のとりまとめ等を踏まえ、これらの基準により求められる水準に対応するものとして、公定価格の設定が必要となる。

《公定価格（基本額）イメージ》



【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

- ・認定区分

- ①教育標準時間認定（3歳以上）
- ②保育認定（3歳以上）、③保育認定（3歳未満）

- ・保育必要量

（保育標準時間・保育短時間）

認可基準等

➤施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

- ・職員配置基準

- ・施設基準

- ・施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

- ・利用定員

- ・運営基準

公定価格

➤左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

- 共通要素①

- ・認定区分・年齢別
- ・保育必要量
- ・利用定員別
- ・地区区分別

- 共通要素②

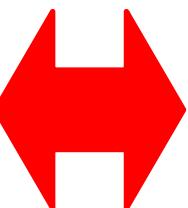
- ・人件費
- ・事業費
- ・管理費

- 各種加算等

- その他

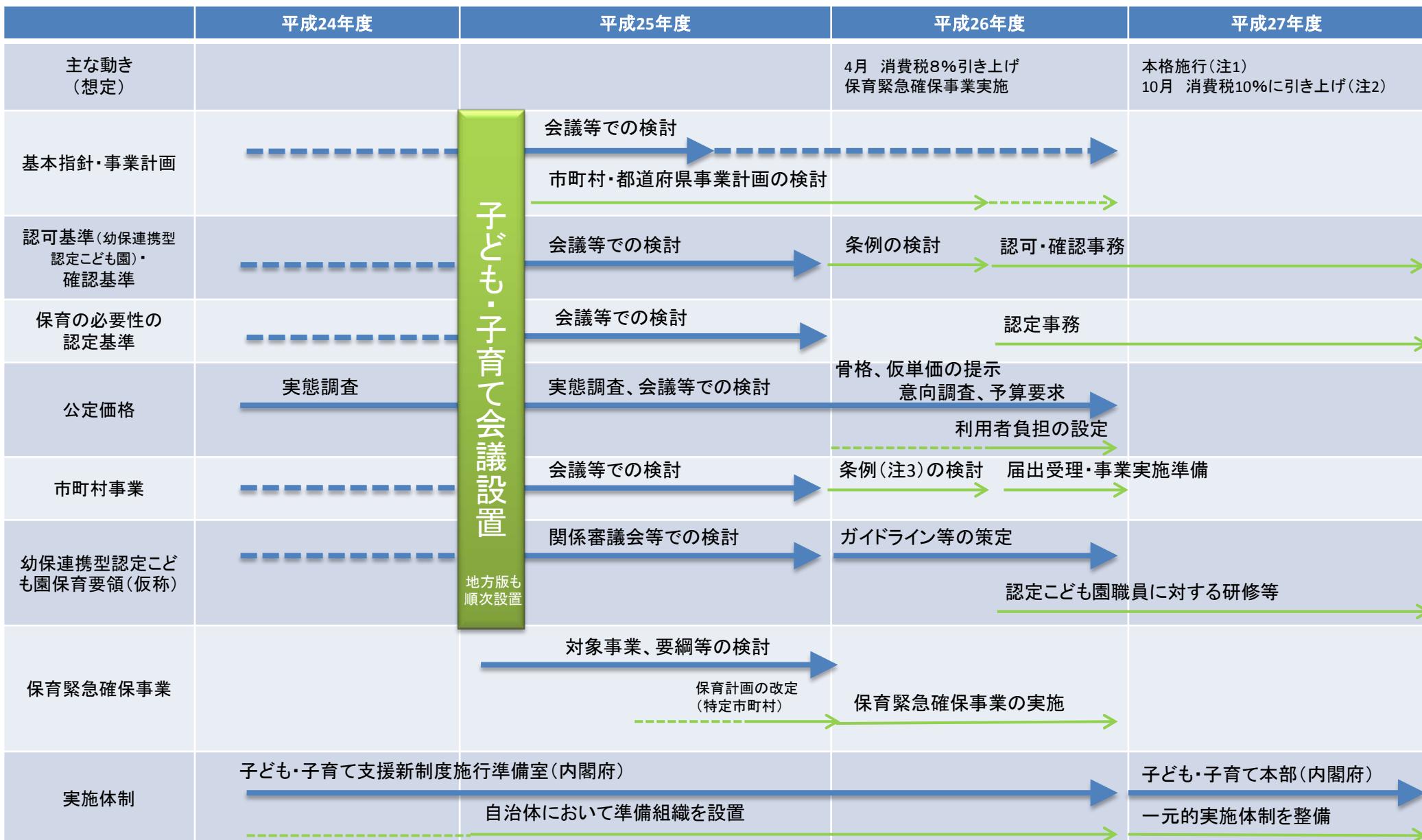
利用者負担

- ・利用者負担の水準
- ・実費徴収、上乗せ徴収



参考・本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

国で実施 → 自治体で実施



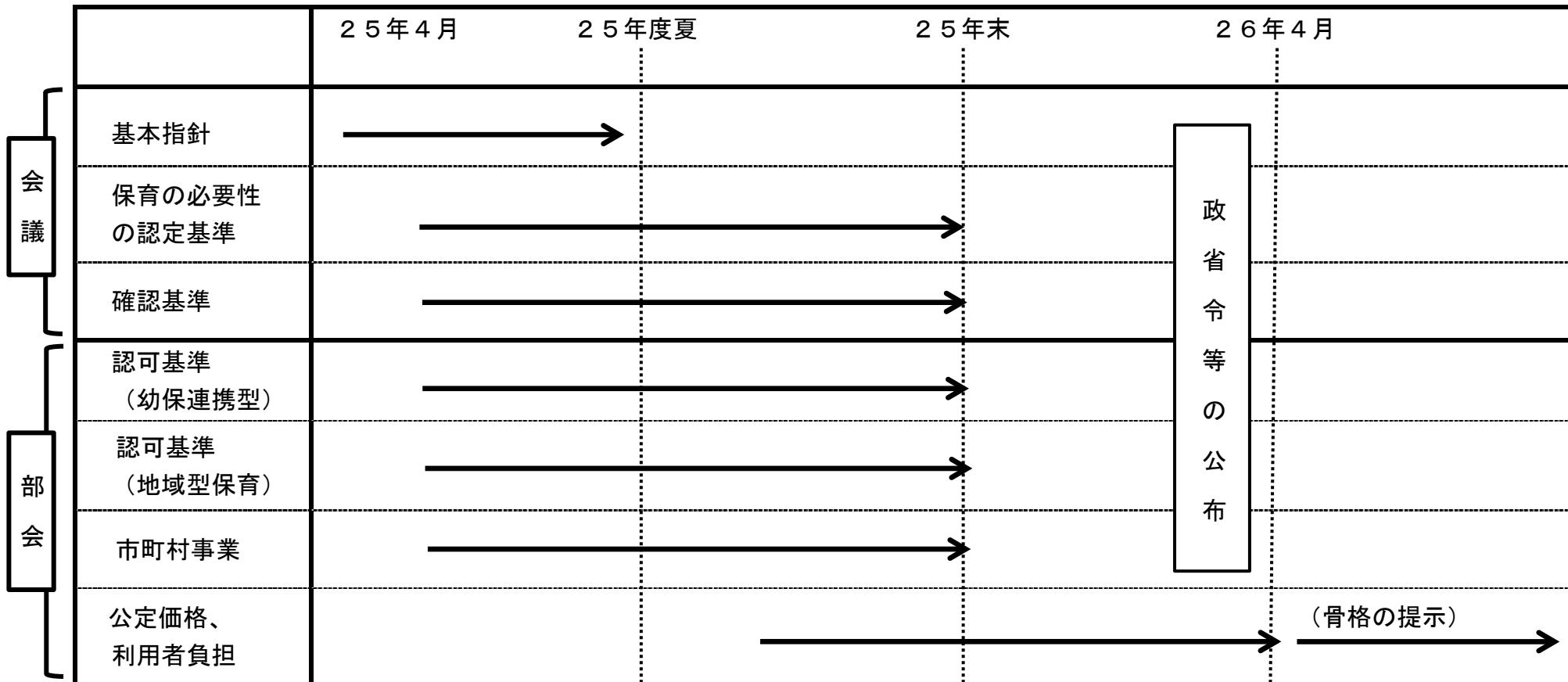
(注1)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注2)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。



公定価格の設定に当たっての基本的な考え方

(1) 公定価格は、法律上「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、「基本制度」では、「質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。」とされている。

(2) 給付額の算定に当たっては、例えば、例1、2又は例3のような方法が考えられ、それぞれの特徴、留意点は以下のとおり。

例1 個別費目の積み上げ方式（保育所運営費等）

人件費、事業費、管理費等について、各々対象となる費目を積み上げ、費用を算定。

特徴

- ・ 給付費の中に積み上げる対象項目（国の算定基準）が明確になることから、他の補助事業との組み合わせが実施しやすく、特に人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなる。

留意点

- ・ 実際に事業に要した費用（実態）と積み上げた給付費（モデル）の間にずれが生じる可能性がある。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果を直接反映させる形ではなくなる。

例2 包括的な報酬体系（介護保険制度等）

サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

特徴

- ・ 実際に事業に要した費用（実態）に対応した給付費を設定しやすい。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

留意点

- ・ 給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせや、人件費等の政策的な対応が見えにくくなる。

例3 例1（人件費部分）、例2（事業費、管理費等）の組み合わせ

人件費については、対象となる費目を積み上げ、費用を算定。事業費、管理費等については、サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

特徴

- 人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなり、事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

留意点

- 人件費については、例1と同様。事業費や管理費等については、給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせなどが見えにくくなる。

【対応方針案】

- 新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、対象となる費目を一定程度特定した上で評価を行う。

※上記の例1～例3は、特に公定価格の改定のあり方として検討。

(参考) 現行の保育所運営費の費用構成

(基本分保育単価の内訳)

区分	内 容
事務費	<p>(1) 常勤職員給与（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） <p>(2) 非常勤職員雇上費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費 ③年休代替要員費
管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの></p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服手当、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p><児童の数に比例して積算しているもの></p> <p>保健衛生費</p> <p><1施設当たりの費用として積算しているもの></p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p><生活諸費></p> <p>一般生活費（給食材料費、保育材料費等）</p>

(注) 職員数の考え方

- ・ 所長 1人（設置単価の場合）
- ・ 保育士 保育士配置基準に基づき算定 ※その他、配置基準とは別に保育士を1名加配
- 乳児 3 : 1
- 1～2歳児 6 : 1
- 3歳児 20 : 1
- 4歳以上児 30 : 1
- ・ 調理員 2人（定員40人以下のは1人、定員151人以上のは3人）

その他、今後、検討していく必要があるものとして、例えば、以下のものが考えられる。

○公定価格の表示方法

公定価格を設定するにあたって、その表示方法（価格表示）について、検討していく必要があるが、その際、現行の保育所運営費と同様に「円表示」とするか、他制度の例のように「単位（点数）表示」とするかについて、検討していく必要がある。（次ページ参照）

その際、それぞれの特徴を勘案する必要があるのでないか。

	円表示	単位（点数）表示
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格がどの程度の額なのか、分かりやすい。 ・現行制度における表示方法と馴染みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円表示と比較して、公定価格の単価表における項目数は簡素（地域区分ごとの価格表示が不要）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・単位（点数）表示と比較して、公定価格の単価表における項目数が多い。 (地域区分ごとの価格を表示することが必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では馴染みがないほか、公定価格の請求・支給に当たって円換算が必要 ・子ども・子育て支援新制度では、介護保険制度のような要介護度に応じた支給限度額（単位）を設定する方法をとっていない。

【対応方針案】

子ども・子育て支援新制度は、支給限度額を設定する仕組みではないため、公定価格がどの程度の額なのか分かりやすい「円表示」を基本とする。

○公定価格の改定

公定価格の改定の時期や方法については、地方自治体の事業計画の状況等を踏まえながら、物価など経済状況の変動等に対応できるものとしていく必要があるが、具体的なあり方については公定価格の骨格を整理した上で、別途検討する必要がある。

(参考) 公定価格の表示方法について

1. 現行

- 保育所運営費は、円表示
- 私学助成、就園奨励費は、各自治体ごとに決定している（円表示）

2. 他制度の表示方法

- 医療保険（診療報酬）：点数表示

- 介護保険制度（介護報酬）、障害者総合支援制度（障害福祉サービス等報酬）：単位表示

- ・介護保険制度においては、簡素な表示（介護報酬額や区分支給限度額が所在する地域にかかわらず、1つの報酬単位で表示することが可能）、サービス量の均等な保障（使用される介護サービスの地域にかかわらず、同じ要介護者に対して同じサービス量を保障することが可能）、の観点から単位表示としている。
- ・単位の設定に当たっては、基本単位を1単位=10円とした上で、サービス種類ごとに「人件費割合」を区分し、当該人件費部分において地域差（地域区分）を反映させている。

<人件費割合>

70%	訪問介護／訪問入浴介護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援／訪問看護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護
55%	訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／複合型サービス
45%	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

<地域区分を反映した金額>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.26円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円
	55%	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円
	45%	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円

例) 特別区（1級地）での訪問介護： $10\text{円} \times (1 + 0.7 \times 0.18) = 11.26\text{円}$

<居宅サービス等の区分支給限度額>

介護度	単位数
要支援1	4970単位／月
要支援2	10400単位／月
要介護1	16580単位／月
要介護2	19480単位／月
要介護3	26750単位／月
要介護4	30600単位／月
要介護5	35830単位／月

- ・障害者総合支援制度においては、同様の観点から単位表示としている。

2. 公定価格の個別検討項目について

《公定価格の検討に当たって》

- 公定価格の検討に当たっては、
 - ・国が定める公定価格の「骨格」
 - ・利用者負担のあり方
- に関する個別論点について検討することが必要。

《公定価格の個別検討項目》

- 具体的には、以下の項目について検討することが必要。
 - ・共通要素①（価格の算定に当たり、すべての施設・事業に共通して勘案すべき事項)
 - …認定区分・年齢、保育必要量、地域区分、定員規模など
 - ・共通要素②（すべての施設・事業に共通する費目)
 - …人件費、事業費、管理費など
 - ・各種加算等
 - ・その他
 - …施設・事業ごとに検討が必要なその他の論点

I. 共通要素①に関する検討の視点

【概要】

- すべての施設・事業に共通して勘案すべき事項として、認定区分・年齢、保育必要量、地域区分、定員規模などについて検討、整理する。

【主な事項】

1－1. 認定区分との関係

- 公定価格の設定に当たっては、法律上、認定区分を勘案して定めることとされている。

認定区分

19条第1項1号に該当する場合：教育標準時間認定（満3歳以上）

19条第1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定

19条第1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定

＜経営実態調査の結果＞

①幼稚園・保育所の「入所児童1人当たり支出額」

	幼稚園	保育所
入所児童1人当たり支出額	526千円（176人）<15.0人>	935千円（102人）<22.1人>
うち入所児童数「～60人」	717千円（41人）<7.3人>	1,214千円（43人）<13.8人>
うち入所児童数「61人～90人」	564千円（77人）<9.3人>	1,005千円（73人）<17.4人>

※（ ）内は平均入所児童(実員)数、< >内は常勤換算従事者数(以下同じ。)

※入所児童の年齢等の要素は考慮していない数値。

※「入所児童1人当たり支出額」は、一時預かり事業や他の受託事業に係る部分を控除した支出総額を計算し、入所児童(実員)数で除して算出している。(以下同じ。)

②保育所の「入所児童に占める3歳未満児の構成割合別」の「入所児童1人当たり支出額」

3歳未満児の構成割合	入所児童1人当たり支出額
～20%未満	842千円（94人）<14.1人>
20%～40%未満	845千円（110人）<22.0人>
40%～60%未満	952千円（101人）<23.3人>
60%～	1,508千円（48人）<17.2人>

- ・ 調査結果を見ると、「入所児童1人当たり支出額」の傾向としては、幼稚園(主として教育標準時間認定の子どもが利用)よりも保育所(保育認定の子どもが利用)が高く、保育所においては、子どもの総数に占める3歳未満児の構成割合が高くなるにつれ高くなっている。
- ・ また、職員数(常勤換算従事者数)についても、同様の傾向が見られる。
- ・ 要因としては、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い(7割程度)ことから、それぞれの職員配置の実態・基準(幼稚園に職員の配置基準はないが、保育所は子どもの年齢に応じた保育士配置基準がある。)が大きく影響しているものと考えられる。

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら（経営実態調査、学校基本調査等を活用）、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

1-2. 年齢との関係

- 公定価格の設定に当たっては、各年齢ごとに職員配置基準が異なるなど、人件費等の必要経費が異なっている点を踏まえることが必要。

【検討の視点】

- 「1-1. 認定区分との関係」の論点でお示ししたとおり、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い（7割程度）ことから、職員配置の実態や年齢ごとの保育士配置基準が大きく影響するものと考えられる。
- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら（経営実態調査、学校基本調査等を活用）、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

【対応方針案】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）を設けることとしてはどうか。
なお、小規模保育事業のC型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については、一律の配置基準となっていることから年齢区分は設けないこととしてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについても、保育所と同様に、公定価格上年齢ごとに職員の配置基準を設定することとし、公定価格の設定に当たっては年齢区分（3歳児、4歳以上児の2区分）を設けることとしてはどうか。 ⇒ 職員の配置基準についてはP 3 9を参照
※ 質の改善事項における「職員配置の改善」の取り扱いについてはP 4 1、4 2参照

2. 保育必要量との関係

- 公定価格の設定に当たっては、法律上、保育必要量を勘案して定めることとされている。

<経営実態調査の結果>

保育所の入所児童の1日当たりの平均利用時間区分別の「入所児童1人当たり支出額」

平均利用時間	入所児童 1人当たり支出額	施設数（構成割合）
8時間未満	881千円（106人）<18.0人>	76か所（6.1%）
8時間以上 9時間未満	888千円（103人）<21.9人>	400か所（32.1%）
9時間以上10時間未満	981千円（102人）<22.9人>	547か所（43.9%）
10時間以上	927千円（99人）<22.2人>	224か所（18.0%）

- ・ 調査結果を見ると、入所児童の1日当たりの平均利用時間が長くなるにつれ、「入所児童1人当たり支出額」が増加する傾向が見られる。

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況、安定的・継続的な運営等にも配慮する必要があるのではないか。

【対応方針案】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることとしてはどうか。
- そのうえで、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のとおりとしてはどうか。

◇保育標準時間

- 現行の保育所運営費の水準をベースに、質の改善に関する検討を踏まえ、現在、延長保育事業の基本分として手当てされている常勤保育士1人分を給付費（委託費）本体に移行するとともに、3時間分に対応する非常勤保育士の人工費を追加

※ 保育標準時間に係る公定価格の更なる充実については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

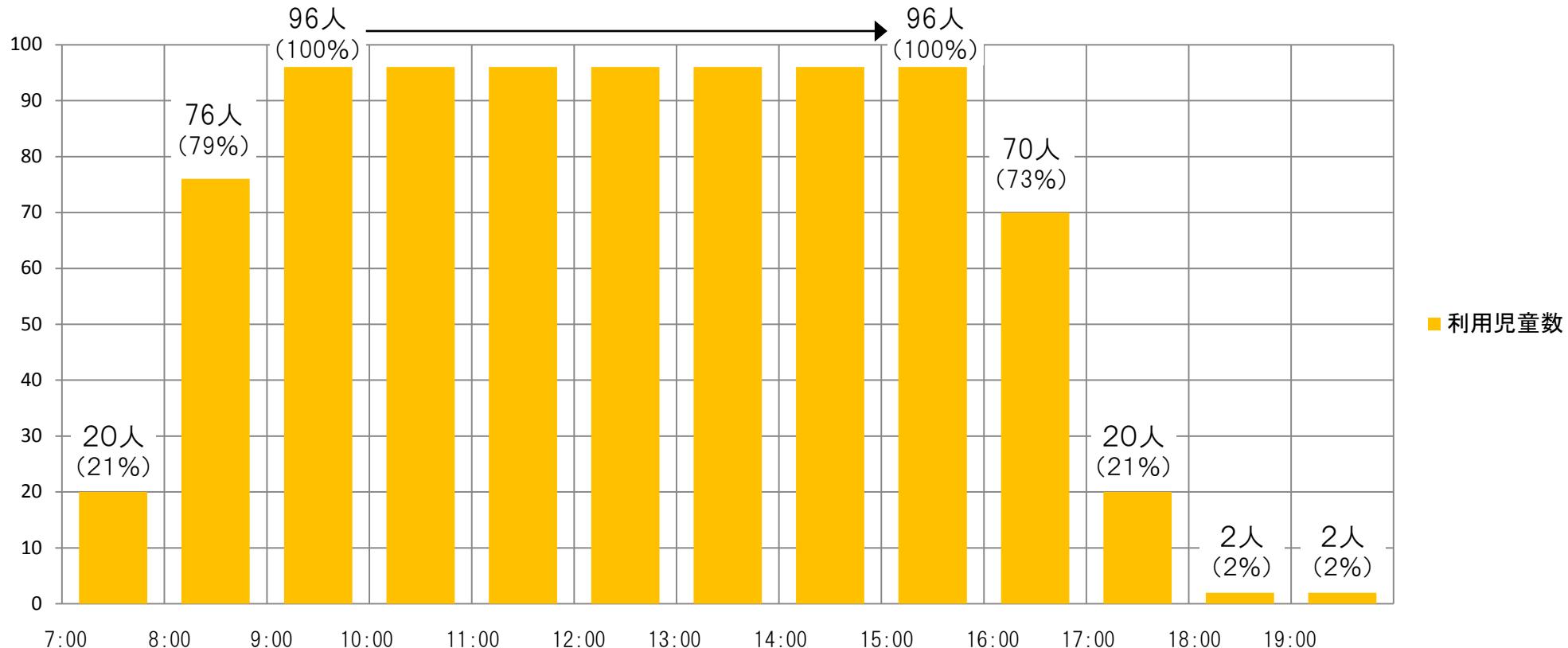
◇保育短時間

- 国会での附帯決議、職員（常勤保育士）の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定。
- ※ 保育短時間に係る利用者負担の設定については、上記の非常勤保育士1人（3時間分）のコストの違いを反映するとともに、幼稚園の利用者負担とのバランスを考慮し、保育標準時間の98.3%程度（▲1.7%）となるよう設定（P99、100参照）

(参考V) 保育所入所児童数の時間別推移

※平成21年度地域児童福祉事業等調査より

- 保育所を利用している児童について、利用開始時間・終了時間別の推移については以下の通り。

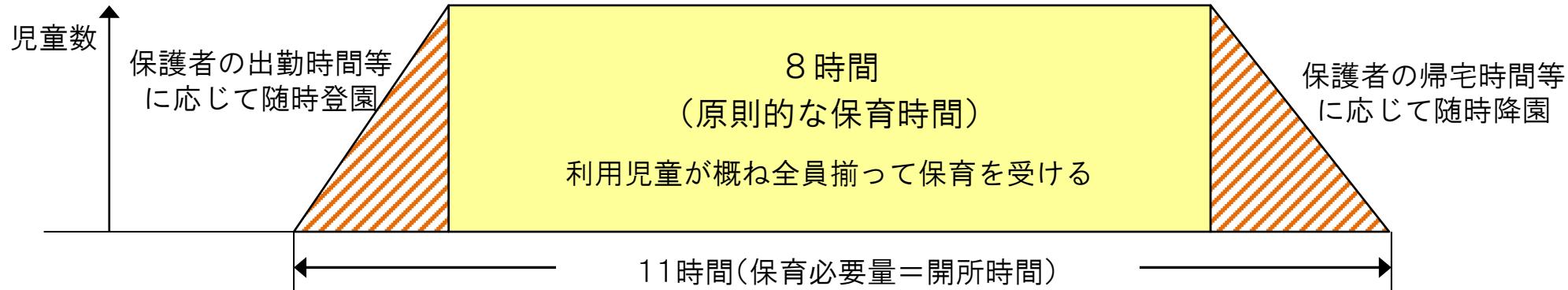


※定員規模を96名(平成24年度の保育所平均入所児童数)として、当てはめたもの

	7:00～ 7:59	8:00～ 8:59	9:00～ 9:59	10:00～ 10:59	11:00～ 11:59	12:00～ 12:59	13:00～ 13:59	14:00～ 14:59	15:00～ 15:59	16:00～ 16:59	17:00～ 17:59	18:00～ 18:59	19:00～
利用児童数	20人 21%	76人 79%	96人 100%	96人 100%	96人 100%	96人 100%	96人 100%	96人 100%	96人 100%	70人 73%	20人 21%	2人 2%	2人 2%

保育時間・保育必要量（8時間・11時間）について

実際の利用イメージ



①原則的な保育時間（8時間）について

- 原則的な保育時間は、フルタイム就労での一般的な就労時間が7～8時間であること、子ども達の1日の生活リズム等を考慮し、現行制度上「8時間」とされており、これは新制度でも変わらない。
→ 保育の提供のあり方そのものであり、基準（省令）に規定

②保育必要量（最大で11時間まで）について

- 原則的な保育時間を前提とした上で、同じフルタイムでも、各労働者により始業時間・終業時間が違うほか、休憩時間・通勤時間が必要となることから、現行では11時間開所を求めており、新制度でも同様の対応を求めるもの。
→ この範囲の中で、原則的な保育時間を踏まえた上で、保護者の就労状況などに応じて保育を提供（現行制度と同様。11時間ずっと子ども全員を受け入れることになるものではない）

③保育必要量（11時間まで）に対する公費負担のあり方について

8時間分		3時間分
現行制度 	保育所運営費 +	保育所運営費（一部）+ 延長保育（基本分） 常勤職員1人分 常勤職員1人分 ←別事業で分かりにくい上に、 ※実施率約80% 手当が薄いとの指摘
新制度 給付（委託費） ※現行制度と同じ	+	給付（委託費）（一部）+ 給付（委託費）本体に移行 + 3時間分に対応する 常勤職員1人分 ※実施率100% 非常勤職員人件費 19

3. 地域区分との関係

- 法律等において、人件費等の違いを考慮し、施設の所在する地域を勘案して公定価格を設定することとされている。

<経営実態調査の結果>

地域区分ごとの全職種平均の職員1人当たり給与月額(常勤・非常勤)

※ 地域区分は、保育所運営費が国家公務員の地域手当に準じていることから、本調査では、国家公務員の地域手当の支給地域の区分により調査を実施し、集計も同様の区分により実施した。(支給対象地域は1級地から6級地に区分され、それ以外の地域(その他地域)については地域手当は支給されていない。)

地域区分	私立施設	
	幼稚園	保育所
1級地（18%）	304,807円（9.9年）	310,617円（9.7年）
2級地（15%）	291,978円（10.0年）	301,717円（9.0年）
3級地（12%）	305,630円（10.2年）	281,565円（7.5年）
4級地（10%）	276,987円（10.0年）	272,735円（8.1年）
5級地（6%）	277,862円（9.4年）	267,859円（8.3年）
6級地（3%）	262,177円（10.4年）	253,833円（9.2年）
その他（0%）	231,699円（10.4年）	248,560円（10.0年）

公立施設	
幼稚園	保育所
432,135円（12.2年）	364,480円（16.1年）
345,957円（11.7年）	296,506円（8.7年）
413,904円（15.4年）	326,887円（12.4年）
375,054円（13.7年）	327,610円（16.5年）
343,029円（13.1年）	300,276円（11.1年）
344,473円（14.0年）	286,175円（11.1年）
313,962円（14.4年）	288,658円（13.2年）

※ 公立施設の賃金水準は、当該市町村の財政状況等にも左右されるため、必ずしもその地域の民間賃金水準を反映したものにはなっていない点に留意が必要。

- ・ 調査結果を見ると、保育所については、地域区分の級地が高くなるにつれ1人当たり給与月額が高くなる傾向にあり、地域ごとの賃金水準の差が表れているものと考えられる。

一方、現在、地域区分を設定していない幼稚園においても、概ね同様の傾向が見られる。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール（地域の見直し時期）についても、検討していく必要があるのではないか。

論 点 基本的な考え方

- 地域の設定に当たって、現行の保育所運営費は、国家公務員の地域手当（以下「地域手当」という。）の地域区分を基本として設定しており、他制度においても、同様に地域手当の地域区分を基本としている制度が多い。
- また、経営実態調査の結果を見ると、職員1人当たり給与月額の実態が、概ね地域手当の地域区分に即した形になっていること、新制度の実施主体は市町村であることなどを踏まえると、地域の設定に当たっては、地域手当の地域区分を基本としてはどうか。

[補足]

- ・ 区分の呼称については、これまでのご意見を踏まえ、地域手当の「○級地」ではなく、「○区分地」や「○／100地域」などといった呼称としてはどうか。

※ 以下は、地域手当の地域区分を基本とした場合において、検討することが必要と想定される視点

視点1 国の官署が所在しない地域の設定方法について、どう考えていくか。

- 地域手当は、国家公務員に対する手当であることから、市町村の管内に国の官署がないことにより、「その他（無支給地）」地域となっている場合があり、その場合の設定方法を検討する必要がある。

⇒ 現行の保育所運営費や他制度の設定方法を踏まえた検討例は以下のとおり

例1 保育所や児童養護施設などの児童福祉施設等（障害児を含む。）の運営費・措置費の設定方法

- ・ 地域手当の支給地域に約3/4以上周囲を囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で市に限る。）^①について、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて^②設定。

例2 介護保険制度や障害福祉サービス等報酬（障害児を除く。）及び医療保険制度の設定方法

- ・ 地域手当の支給地域に囲まれている地域（首都圏等の条件はない。）及び複数の支給地域に隣接している地域^①について、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち最も低い区分^②により設定。

※ 介護保険制度及び障害福祉サービス等報酬は、前回（平成24年度）の報酬改定時に、医療保険制度との整合性の観点等を踏まえ、現行の地域区分に見直している。

① 例1では、異なる支給割合の複数の地域に囲まれている場合、支給割合を新たに設定しているため、区分数は8区分（ただし、新たに設定した区域は2市のみ）。一方で例2では、最も低い区分により設定しているため、区分数は地域手当と同様7区分。

② 例1では、支給地域に周囲を囲まれている地域を、「首都圏、近畿圏内かつ市ののみ」に限定していることから、検討例2と比較して、対象となる市町村数が少なくなる。

視点2 区分を設定する際の市町村域の時点（合併した市町村の取り扱い）について、どう考えていくか。

- 地域手当については、平成18年4月1日時点の市町村域により区分しており、その後に市町村合併があった場合も、その区域の変更をしないこととされている。そのため、支給割合が異なる市町村が合併した場合は、同じ市町村の中でも、地域により支給割合が異なっている。
- 現行の保育所運営費については、地域手当の取り扱いに従い、平成18年4月1日を市町村域の時点としているが、介護保険制度や障害福祉サービス等報酬については、報酬改定の際に直近の市町村合併を反映（支給割合の高い区分を適用）させている。

⇒ 上記を踏まえた検討例は以下のとおり。

例1

地域手当の取り扱いに従い、平成18年4月1日時点の市町村域により設定。

（留意点）同じ市町村の管内に所在する施設・事業所であっても、地域区分が異なる場合がある。

例2

本格施行時の市町村域により設定。

（留意点）市町村合併後においても、地域の状況によっては、同一市町村内で賃金水準が異なる場合もある。

視点3 改定ルール（見直し時期）について、どう考えていくか。

- 公定価格の決定後に、市町村合併が行われた場合や、地域手当の地域区分の見直し（※）が行われた際の公定価格への反映方法について、基本的な改定ルール（見直し時期）を検討する必要がある。
※ 地域手当は、人事院規則の規定により10年ごとに支給地域等を見直すこととされている。
(次回見直しは、平成28年4月1日予定)
- 改定ルールの基本的な考え方としては、公定価格全体の改定時期に合わせて、市町村合併等を反映させていくこととしてはどうか。

【対応方針案】

- 公定価格の設定に当たっては、地域区分を設けることとする。
- その区分の設定方法については、国家公務員の地域手当の区分を基本とし、他制度との整合性や、市町村合併等を踏まえた直近の状況等に配慮するため、視点1、視点2について、いずれも「例2」によることとしてはどうか。
- その際、現行の保育所運営費の地域区分から変更が生じる市町村については、施設の運営や市町村の財政状況等への影響を考慮して必要な経過措置が必要ではないか。
- なお、視点3については、平成28年度に予定されている地域手当の支給地域の見直しに対応し、直近の状況等を反映してはどうか。
- その見直し時期については、別途、公定価格の全体の改定のあり方を検討していくこととしているため、その改定に合わせて必要な見直しを行っていくこととしてはどうか。

各制度の地域区分の比較

		保育所 (児童福祉施設等の措置費等) (障害児を含む。(注1))	介護保険制度 障害者自立支援法 (障害児を除く。(注1))	医療保険制度	義務教育国庫負担制度	国家公務員給与 (地域手当)
基本的考え方		地域手当を基本	地域手当を基本	地域手当を基本	地域手当を基本	
地域区分	地域割り	8区分	7区分	7区分	7区分	7区分
	支給割合	18%、15%、12%、10%、 <u>8%</u> (注2)、6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%	18点、15点、12点、10点、 6点、3点、0点 (注3)	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%
	官署所在地	地域手当支給地域	地域手当支給地域	地域手当支給地域	地域手当支給地域	
	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・支給地域に<u>約3/4以上周辺を囲まれている地域</u> (首都圏、近畿圏内で市に限る。) <p>※支給割合は、周辺の対象地域の<u>支給割合を踏まえて設定</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支給地域に囲まれている地域 ・複数の支給地域に隣接している地域 <p>※支給割合は、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち低い区分により設定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支給地域に囲まれている地域 ・複数の支給地域に隣接している地域 <p>※支給割合は、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち低い区分により設定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象外 	
	対象となる市町村域の時期	平成18年4月1日	平成24年4月1日 (注4)	平成20年4月1日 (注4)	平成18年4月1日	平成18年4月1日 (注5)

※ 各々の制度において、過去に支給対象地域となっていた市町村については、経過措置を設定している場合がある。

(注1) 障害児については、他の児童福祉施設との整合性の観点から、契約・措置ともに児童福祉施設と同様に設定。

(注2) 官署の所在しない地域は、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて設定しているため、複数の支給割合の地域に囲まれている地域について独自に設定。

(注3) 医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組み。

(注4) 報酬改定等に合わせて設定。

(注5) 人事院規則の規定により10年ごとに見直すことにされている。(次回見直し平成28年4月1日)

(参考2) 国家公務員の地域手当

(地域手当の支給)

- 地域手当は、国家公務員の給与について、地域における民間賃金水準を適切に反映させるため、人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給されている。

(国家公務員の地域手当の支給地域の指定)

- ① 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、支給地域を指定している。
- ② 具体的には、賃金構造基本統計調査（注）による賃金指数を用いた指定基準を基本として支給地域及び支給割合を決定。

（注）賃金構造基本統計調査は、民間事業者に雇用される労働者の賃金実態を確認する場合に一般的に利用されている。

- ③ 例えば、1級地に区分されている市と6級地に区分されている市では、1級地に区分されている市が6級地に区分されている市よりも民間事業者の賃金指数が高いことになる。

(1級地から6級地以外の地域（その他地域）について)

- 地域手当の支給地域である1級地～6級地以外に区分される市町村については、支給地域に比べ民間事業者の賃金指数が低いことにより「その他」地域とされているほか、当該手当は国家公務員に対する手当であることから、当該地域に国の官署がないことにより「その他」に分類されている場合がある。

(参考3) 国家公務員の地域手当の支給地域

級地	都道府県	支給地域
1級地	東京都	特別区
2級地	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	成田市 印西市
	東京都	武藏野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市
	神奈川県	鎌倉市 厚木市
	大阪府	大阪市 守口市 門真市
3級地	兵庫県	芦屋市
	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市 志本市
	千葉県	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市
	東京都	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 曙野市
	神奈川県	横浜市 川崎市 海老名市
4級地	愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市
	大阪府	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市
	兵庫県	西宮市 宝塚市
	奈良県	天理市
	茨城県	水戸市 土浦市 守谷市
	埼玉県	鶴ヶ島市
5級地	千葉県	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市
	東京都	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市
	神奈川県	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市
	愛知県	豊明市
	三重県	鈴鹿市
	滋賀県	大津市 草津市
6級地	京都府	京都市
	大阪府	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市
	兵庫県	神戸市 尼崎市
	奈良県	奈良市 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
7級地	宮城県	仙台市
	茨城県	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市
	千葉県	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市
	神奈川県	平塚市 泰野市
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市
	愛知県	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市
	三重県	津市 四日市市
	滋賀県	守山市 栗東市
	京都府	宇治市 亀岡市 京田辺市
	大阪府	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市
	兵庫県	伊丹市 三田市
	奈良県	大和高田市 檜原市
	神奈川県	三浦郡葉山町
	大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市

級地	都道府県	支給地域
	北海道	札幌市
	宮城県	名取市 多賀城市
	茨城県	龍ヶ崎市 筑西市
	栃木県	鹿沼市 小山市 大田原市
	群馬県	前橋市 高崎市 太田市
	埼玉県	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北埼玉郡大利根町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
	東京都	武蔵村山市
	神奈川県	小田原市 三浦市 中郡二宮町
	富山県	富山市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市 松本市 諏訪市 塩尻市
	岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市
	静岡県	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 豊田市 烧津市 掛川市 袋井市
	愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町
	三重県	桑名市 名張市 伊賀市
	滋賀県	彦根市 長浜市
	京都府	向日市 相楽郡木津町
	大阪府	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町
	兵庫県	姫路市 明石市 加古川市 三木市
	奈良県	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町
	和歌山县	和歌山市 橋本市
	岡山县	岡山市
	広島県	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町
	山口県	周南市
	香川県	高松市
	福岡県	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町
	長崎県	長崎市

※この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(参考4) 視点1、視点2について、例2の考え方を仮置きした場合の地域区分（地域手当支給対象地域以外）

※横列は、視点1を例1、視点2を例1とした場合の地域区分（現行の保育所運営費の地域区分）

※縦列は、視点1を例2、視点2を例2とした場合の地域区分（青字は視点1を例2とした場合に指定される市町村、赤字は視点2を例2とした場合に指定される市町村）

※色無し部分を境界線にして右上が、現行の保育所運営費の地域区分と比較して支給割合が引き上がる地域、左下が支給割合が引き下がる地域

		視点1を例1、視点2を例1とした場合の地域区分（現行の保育所運営費の地域区分）								
		18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	8/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	
視点1を例2、 視点2を例2とした場合の地域区分	18/100地域									
	15/100地域								千葉県 印西市(旧印旛村、旧本笠村)	
	12/100地域									
	10/100地域	東京都 東久留米市 千葉県 習志野市 東京都 小金井市 神奈川県 練馬市、座間市 大阪府 摂津市 広島県 府中町							茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 爰川町、相模原市(旧城山町、旧藤野町) 大阪府 島本町 奈良県 川西町	
	8/100地域									
	6/100地域			千葉県 八千代市 神奈川県 逗子市		大阪府 松原市	埼玉県 狛山市、新座市、富士見市、蕨市、三芳町、川口市(旧鳩ヶ谷市) 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 大阪狭山市、忠岡町 兵庫県 川西市	埼玉県 加須市(旧北川辺町)	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 栃木県 宇都宮市(旧上河内町、河内町) 埼玉県 羽生市、加須市(旧騎西町、旧大利根町) 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 静岡県 静岡市(旧由比町) 愛知県 尾張旭市、長久手町、西尾市(旧一色町、旧幡豆町、吉良町) 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、八幡市、城陽市、久御山町、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市	
	3/100地域			大阪府 大東市		東京都 東大和市		京都府 長岡京市	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、常総市、つくばみらい市、下妻市、坂東市、結城市、桜川市、境町、五霞町、八千代町、河内町、利根町 栃木県 栃木市、日光市、さくら市、真岡市、下野市、壬生町、野木町 群馬県 伊勢崎市、渋川市、みどり市、桐生市、大泉町、玉村町、千代田町、榛東村、前橋市(旧富士見村)、高崎市(旧榛名町、旧吉井町) 埼玉県 幸手市、八潮市、蓮田市、吉川市、桶川市、日高市、深谷市、宮代町、嵐山町、滑川町、白岡町、松伏町、川島町、毛呂山町、越生町、吉見町、ときがわ町、熊谷市(旧江南町)、久喜市(旧菖蒲町、旧鷺宮町) 千葉県 山武市、富里市、大網白里町 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、箱根町、大磯町 富山県 南砺市 山梨県 身延町、南部町、富士河口湖町 長野県 大町市、上田市、伊那市、岡谷市、飯田市、下諏訪町、篠北村、長和町、辰野町、木曾町、木祖村、朝日村、長野市(旧信州新町、旧中条村)、松本市(旧波田町) 岐阜県 関市、可児市、土岐市、各務原市、瑞穂市、羽島市、海津市、高山市、坂祝町、笠松町、岐南町 静岡県 揖斐野市、島田市、藤枝市、湖西市、小山町、長泉町、清水町、川根本町、森町、函南町、富士宮市(旧芝川町)、富士市(旧富士川町)、焼津市(旧大井川町) 愛知県 岩倉市、北名古屋市、あま市、新城市、蒲郡市、清須市、日進市、常滑市、豊川市、高浜市、扶桑町、東郷町、大口町、蟹江町、東浦町、阿久比町、幸田町、飛鳥村 三重県 いなべ市、龟山市、東員町、朝日町、川越町、木曾岬町 滋賀県 米原市、高島市、甲賀市、多賀町、長浜市(旧虎姫町、旧高月町)、旧余吳町、旧湖北町、旧木之本町、旧西浅井町) 京都府 井出町、精華町、笠置町、南山城村、木津川市(旧加茂町、旧山城町) 大阪府 河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、播磨町、稻美町 奈良県 生駒市、五條市、葛城市、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、吉野町、三郷町、平群町、山添村、明日香村、曾爾村 和歌山县 紀の川市、岩出市、かつらぎ町 岡山县 岡山市(旧建部町、旧瀬戸町) 広島県 吳市、安芸太田町、熊野町 山口県 岩国市 福岡県 飯塚市、大野城市、志免町、須恵町、那珂川町、久山町、古賀市、糸島市(旧二丈町、旧志摩町) 佐賀県 佐賀市	
	その他地域					埼玉県 ふじみ野市				

4. 定員規模との関係

- 国会の附帯決議等において、施設の規模による経費構造の違いを考慮して、定員規模別に公定価格を設定することが求められている。

<経営実態調査の結果>

定員規模別の「入所児童1人当たり支出額」 (幼稚園)

定員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	731千円 (37人) < 6.4人>
61人～ 90人	569千円 (64人) < 8.0人>
91人～150人	574千円 (97人) <10.6人>
151人～210人	509千円 (158人) <14.4人>
211人～	489千円 (266人) <20.2人>

(保育所)

定員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	1,066千円 (58人) <15.5人>
61人～ 90人	892千円 (97人) <21.3人>
91人～120人	900千円 (124人) <25.8人>
121人～150人	779千円 (153人) <30.8人>
151人～	739千円 (214人) <37.1人>

実員規模別の「入所児童1人当たり支出額」

(幼稚園)

実員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	717千円 (41人) < 7.3人>
61人～ 90人	564千円 (77人) < 9.3人>
91人～150人	533千円 (118人) <12.2人>
151人～210人	488千円 (181人) <16.0人>
211人～	464千円 (303人) <22.7人>

(保育所)

実員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	1,214千円 (43人) <13.8人>
61人～ 90人	1,005千円 (73人) <17.4人>
91人～120人	860千円 (105人) <23.4人>
121人～150人	802千円 (136人) <27.5人>
151人～	750千円 (196人) <35.2人>

- ・ 調査結果を見ると、保育所については、定員規模別、実員規模別のいずれも、規模が大きくなるにつれて、入所児童1人当たりの支出額は低くなる傾向にある。幼稚園も、概ね同様。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。
- その具体的な定員区分の設定（定員の刻み方等）については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを踏まえて検討していくことが必要ではないか。

（参考）現行の保育所運営費の定員設定の経緯

保育所運営費の定員区分については、平成20年度までは、「30人単位」としていたが、会計検査院からの指摘等を踏まえ、平成21年度から「定員10人単位」に変更している。

※ 保育所では、定員の範囲内の入所を原則としているが、待機児童が発生している状況等を踏まえ、設備運営基準の範囲内で、定員を超過しての受入を可能とする「定員の弾力化」の取組が行われており、その場合は、本来の定員区分に基づき適用される単価により支弁されることになる。（保育単価は定員規模が大きくなるにつれ単価が小さくなるが、例えば「定員80人」の施設に「90人」の子どもが入所している場合には、「定員区分80人」の単価により「90人分」の費用が支弁される。）

そのため、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直しに積極的に取り組むこととされており、その定員の見直しの取組を阻害しないよう、「定員30人単位」から「定員10人単位」に変更した。（定員を見直した場合の単価の変動による影響が少なくなる。）

- また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」がないことにも留意が必要ではないか。

- 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある（調理員や食事の費用等）こと等を踏まえて検討する必要があるのでないか。

※ 現行、幼保連携型認定こども園に対する保育所運営費の算定に当たっては、経費構造に違いがあることを踏まえ、保育所のみの定員区分を用いて算定している。

（参考）現行の幼保連携型特例認可保育所に対する取り扱い

幼保連携型特例認可保育所（＊）に対する保育所運営費の算定に当たっては、当該施設は本来、保育所単体では認可されない定員規模の小さい施設（幼稚園に付随する施設という位置づけ）である点を踏まえて、「①幼稚園と保育所の定員を合算した定員区分による単価」または「②保育所のみの定員区分による単価に75%を乗じた単価」とを比較して、高い単価により支弁されている。

※ 基本的には、②による単価が高くなる。

※ 規模の小さい施設であることから、嘱託医や事務職員等幼稚園と重複する職員については、専任の職員を置く必要性が薄いことからそれらの費用を考慮して75%を乗じている。

* 幼保連携型特例認可保育所

保育所は定員20人以上が要件となっているが、幼保連携施設を構成する保育所の場合、幼稚園と保育所の定員の合計が20人以上である場合に保育所の定員が10人以上であれば認可を可能とするなどの特例を設けている。

- 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、

- ・ 「小規模保育」については、定員6～19人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
 - ・ 「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのでないか。
 - ・ 「家庭的保育」については、定員6人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。
- ※ 「居宅訪問型保育」は、基本的に1対1での利用が基本となる。

幼稚園・保育所・認定こども園

＜保育認定を受ける子ども＞ →参考1・2を参照

- 現行の保育所運営費の定員区分については、平成21年度から「10人単位」に変更している。
- また、定員を超えて児童を受け入れている「定員の弾力化」を実施している保育所が約7割（公営5割、私営8割）存在するなど、保育需要が急増する中での「定員の弾力化」の果たしている役割を踏まえると、定員の見直しに取り組みやすい「10人単位」としてはどうか。
- 定員区分の最大値について、現行の保育所運営費では「171人以上」としており、定員及び実員別の施設の分布状況をみても、該当する施設は定員・実員ともに概ね5%程度であるため、同様に「171人以上」を最大値としてはどうか。
- 認定こども園の利用定員の下限は、施設全体では「20人以上」とされているが、P34の論点2のとおり「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」場合には、公定価格上の定員が20人未満となるケースがあることから、認定こども園には20人未満の区分を設定することが必要ではないか。

[上記を踏まえた設定例（保育所、認定こども園（保育認定を受ける子どもの定員））]

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

※ 現在の定員区分と同様（17区分）

※ 認定こども園（保育認定を受ける子ども）の場合は、20人以下を「10人まで」、「11～20人」に細分化

<教育標準時間認定を受ける子ども> →参考1・2を参照

- 幼稚園は学級が基本的な生活集団の単位であること、年度途中で園児が大幅に増加することはあまり考えられないこと、定員超過の施設は大都市部等を除けば限られていることを踏まえ、例えば「30人単位」程度の定員区分の刻みとしてはどうか。また、定員規模が比較的小さい施設については、運営実態に即した公定価格となるよう、よりきめ細かな刻みとすることも検討してはどうか。
- 定員区分の最大値については、保育認定を受ける子どもの考え方を参考に、実員別の施設の分布状況において、該当する施設が概ね5%程度となる区分を最大値とすることが考えられるのではないか。

[上記を踏まえた設定例（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定を受ける子どもの定員））]

例1

10人まで	11～20人	…(10人単位)…	81～90人	91～120人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	---------	-----------	----------	--------

例2

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

※ 区分数は例1、例2とも17区分 *保育認定を受ける子ども（保育所）の区分数も同じく17区分

※ 幼稚園には最低定員がないことから、最小値として「10人まで」（例1）、「15人まで」（例2）の区分を設定

※ 定員規模が比較的小さい90人以下の施設については「10人単位」（例1）、又は、平均的な規模である150人以下の施設については「10人単位」と「15人単位」の組合せ（例2）によりきめ細かく設定し、それ以上の施設については「30人単位」に設定

*教育標準時間認定の子どもは、年度間・施設間で利用申込みに変動が大きいことから、実利用人員を利用定員に反映する見直しの頻度をどのように考えるか等に応じ、定員区分の刻みのきめ細かさを検討することが必要

※ 最大値は、実員別にみた場合に該当する幼稚園数が約7%となる「301人以上」に設定

*保育認定を受ける子どもの最大値（171人以上）についても、実員別にみた場合に該当する保育所数は約7%

地域型保育事業

<保育認定を受ける子ども>

- 「小規模保育」については、定員6～19人の事業であることから、「6～12人、13人～19人」の2区分としてはどうか。
- なお、「小規模保育」のうちC型について、現在、実施されている「グループ型小規模保育事業」では、最大で15人（3グループ）までを限度に事業が実施されており、認可基準のとりまとめでも「規模の小さいものに限定することを含め更に検討すること」とされているが、
 - ・ A型・B型が創設されることに伴い、C型は、小規模保育事業の中でも、より小規模で家庭的な雰囲気における保育を重視した形態であること
 - ・ 先行事業となるグループ型小規模保育事業については、地域型保育事業に係る経営実態調査では、平均定員規模は9.5人であり、平均入所児童数は8.3人（10人以下の施設は90ヶ所・約91%）となっていることを踏まえると、最大で「10人以下」を基本としてはどうか。その際、現状で10人を超える施設が存在することに配慮して一定の期間（第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末まで）「15人以下」とすることを可能とする経過措置を設けてはどうか。

※ 定員区分は「6～10人、11人～15人」の2区分

- 「事業所内保育」については、実際の定員分布・実員分布（→参考3を参照）をみると、定員・実員ともに60人未満の施設が95%程度を占めている。また、定員の下限のない事業であることから、定員20人未満について「小規模保育」と同様に2区分程度設け、定員20人以上については、施設型給付と同様に「10人単位」とし、「61人以上」を最大値としてはどうか。

また、「地域枠の子ども」と「従業員枠の子ども」で求められる認可基準に違いはないことから、定員の考え方については「合計の人数」により区分することとしてはどうか。

[上記を踏まえた設定例（事業所内保育）]

5人まで	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人以上
------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※ 区分数は8区分

※ 定員20人未満については、小規模保育との整合性を考慮し、また、下限のない事業であることから「5人まで」の区分を設定

※ 定員20人以上は施設型給付と同様に「10人単位」を基本に設定

※ 最大値は、実員別にみた場合に該当する施設が5%程度となる「61人以上」に設定

※ 数え方は「地域枠の子ども」と「従業員枠の子ども」の合計

- 「家庭的保育」及び「居宅訪問型保育」については、その性格上、定員区分を設けないこととしてはどうか。

<保育認定を受ける子ども>

- 保育認定を受ける子どもについては、満3歳以上と満3歳未満により認定区分が異なることになるが、固定的な経費（調理員の人工費等）は、基本的に同様になるため、定員数の考え方については、満3歳以上・満3歳未満の「合計の人数」によることとしてはどうか。

<認定こども園>

- 認定こども園については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの定員が一つの施設に存在し、固定的な経費（調理員の人工費等）の違いがあることから、公定価格上の定員数の考え方については、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」こととしてはどうか。

また、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもにまたがる経費となる部分、重複する職員（園長や事務職員の人工費等）等の取り扱いについて、どのように考えるか。

【対応方針案】

- 公定価格の設定に当たっては、定員区分別に設定することとし、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いる。
- 定員区分のくくり方（論点1）については、保育認定（保育所・認定こども園）に関しては、P31の設定例を基本とし、教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）に関してはP32の設定例の例2を基本としてはどうか。
- また、地域型保育事業に関しては、以下の通りとしてはどうか。
 - 小規模保育（A型・B型）についてはP33のとおり「6～12人、13～19人」の2区分とする。
 - 小規模保育（C型）については、定員を10人以下とすることを原則として、定員区分も「6～10人」の1区分とする。その上で、5年間（第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末まで）の経過措置を設け、その間は、定員を15人以下とすることを可能とし、定員区分も「6～10人、11～15人」の2区分とする。
※小規模保育（C型）の定員規模に関しては、経過措置期間終了に当たっての事業の実施状況も踏まえ改めて検討。
- 事業所内保育事業についてはP33の設定例を基本とする。
- なお、「家庭的保育」及び「居宅訪問型保育」については、その性格上、定員区分を設けないこととしてはどうか。
- また、認定区分の異なる子どもが利用する施設の取り扱い（論点2）については、
 - ・ 保育認定を受ける子どもについては、満3歳以上・満3歳未満の「合計の人数」によることとし、
 - ・ 認定こども園については、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」こととする。
 - ・ その上で、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもにまたがる経費となる部分については、教育標準時間認定の子ども及び保育認定の子どもの両方を受け入れる認定こども園については、それぞれの公定価格の対象経費のうち、重複することとなる職員や管理費等の費目別の相当額をそれぞれ半分にするなどにより必要な調整を行うこととしてはどうか。

(参考1) 幼稚園と保育所の定員分布

定員区分	保育所				幼稚園	定員区分	保育所				幼稚園	
	公立	私立	計	構成割合 (全体)			公立	私立	計	構成割合 (全体)		
~ 20	か所 66	か所 199	か所 265	1. 22%	か所 50	か所 8	か所 58	0. 44%	421 ~ 430	か所 0	か所 1	0. 00%
21 ~ 30	325	476	801	3. 68%	120	13	133	1. 02%	431 ~ 440	0	1	0. 00%
31 ~ 40	203	254	457	2. 10%	342	57	399	3. 06%	441 ~ 450	0	0	0. 00%
41 ~ 50	770	778	1, 548	7. 12%	63	36	99	0. 76%	451 ~ 460	0	0	0. 00%
51 ~ 60	1, 441	2, 368	3, 809	17. 51%	257	65	322	2. 47%	461 ~ 470	0	0	0. 00%
61 ~ 70	438	431	869	4. 00%	739	192	931	7. 14%	471 ~ 480	0	0	0. 00%
71 ~ 80	542	495	1, 037	4. 77%	240	384	624	4. 78%	481 ~ 490	0	0	0. 00%
81 ~ 90	1, 521	2, 621	4, 142	19. 04%	339	170	509	3. 90%	491 ~ 500	0	0	0. 00%
91 ~ 100	655	474	1, 129	5. 19%	200	265	465	3. 57%	501 ~ 510	0	0	0. 00%
101 ~ 110	549	348	897	4. 12%	378	353	731	5. 60%	511 ~ 520	0	0	0. 00%
111 ~ 120	1, 255	1, 765	3, 020	13. 88%	227	509	736	5. 64%	521 ~ 530	0	0	0. 00%
121 ~ 130	326	216	542	2. 49%	129	65	194	1. 49%	531 ~ 540	0	0	0. 00%
131 ~ 140	241	197	438	2. 01%	552	401	953	7. 31%	541 ~ 550	0	0	0. 00%
141 ~ 150	488	666	1, 154	5. 31%	74	174	248	1. 90%	551 ~ 560	0	0	0. 00%
151 ~ 160	133	149	282	1. 30%	164	487	651	4. 99%	561 ~ 570	0	0	0. 00%
161 ~ 170	93	91	184	0. 85%	69	128	197	1. 51%	571 ~ 580	0	0	0. 00%
小計 (~170)	9, 046	11, 528	20, 574	94. 59%	3, 943	3, 307	7, 250	55. 59%	581 ~ 590	0	0	0. 00%
小計 (171~)	441	736	1, 177	5. 41%	923	4, 870	5, 793	44. 41%	591 ~ 600	0	0	0. 00%
171 ~ 180	147	196	343	1. 58%	244	465	709	5. 44%	601 ~ 610	0	0	0. 00%
181 ~ 190	51	44	95	0. 44%	25	117	142	1. 09%	611 ~ 620	0	0	0. 00%
191 ~ 200	95	161	256	1. 18%	101	635	736	5. 64%	621 ~ 630	0	0	0. 00%
201 ~ 210	32	60	92	0. 42%	239	412	651	4. 99%	631 ~ 640	0	0	0. 00%
211 ~ 220	28	51	79	0. 36%	18	70	88	0. 67%	641 ~ 650	0	0	0. 00%
221 ~ 230	21	34	55	0. 25%	12	70	82	0. 63%	651 ~ 660	0	0	0. 00%
231 ~ 240	19	37	56	0. 26%	43	495	538	4. 12%	661 ~ 670	0	0	0. 00%
241 ~ 250	16	47	63	0. 29%	45	158	203	1. 56%	671 ~ 680	0	0	0. 00%
251 ~ 260	7	17	24	0. 11%	20	112	132	1. 01%	681 ~ 690	0	0	0. 00%
261 ~ 270	11	14	25	0. 11%	15	152	167	1. 28%	691 ~ 700	0	0	0. 00%
271 ~ 280	7	13	20	0. 09%	58	466	524	4. 02%	701 ~ 710	0	0	0. 00%
281 ~ 290	2	3	5	0. 02%	7	47	54	0. 41%	711 ~ 720	0	0	0. 00%
291 ~ 300	5	25	30	0. 14%	11	169	180	1. 38%	721 ~ 730	0	0	0. 00%
301 ~ 310	0	5	5	0. 02%	6	114	120	0. 92%	731 ~ 740	0	0	0. 00%
311 ~ 320	0	5	5	0. 02%	27	363	390	2. 99%	741 ~ 750	0	0	0. 00%
321 ~ 330	0	7	7	0. 03%	3	39	42	0. 32%	751 ~ 760	0	0	0. 00%
331 ~ 340	0	1	1	0. 00%	4	50	54	0. 41%	761 ~ 770	0	0	0. 00%
341 ~ 350	0	5	5	0. 02%	24	130	154	1. 18%	771 ~ 780	0	0	0. 00%
351 ~ 360	0	3	3	0. 01%	3	126	129	0. 99%	781 ~ 790	0	0	0. 00%
361 ~ 370	0	2	2	0. 01%	0	29	29	0. 22%	791 ~ 800	0	0	0. 00%
371 ~ 380	0	0	0	0. 00%	3	40	43	0. 33%	841 ~ 850	0	0	0. 00%
381 ~ 390	0	0	0	0. 00%	5	67	72	0. 55%	951 ~ 960	0	0	0. 00%
391 ~ 400	0	3	3	0. 01%	3	144	147	1. 13%	0	1	1	0. 01%
401 ~ 410	0	1	1	0. 00%	0	27	27	0. 21%	0	1	1	0. 01%
411 ~ 420	0	0	0	0. 00%	6	90	96	0. 74%	0	1	1	0. 01%
合 計	9, 487	12, 264	21, 751	100. 00%								
	4, 866	8, 177	13, 043	100. 00%								

※ 保育所は平成23年度社会福祉施設等調査より

※ 幼稚園は平成25年度学校基本調査より

(参考2) 幼稚園と保育所の実員分布

実員区分	保育所			
	公立	私立	計	構成割合 (全体)
か所	か所	か所	か所	
~ 20	479	167	646	2.97%
21 ~ 30	495	305	800	3.68%
31 ~ 40	547	470	1,017	4.68%
41 ~ 50	641	551	1,192	5.49%
51 ~ 60	712	663	1,375	6.33%
61 ~ 70	816	1,178	1,994	9.18%
71 ~ 80	755	1,234	1,989	9.16%
81 ~ 90	709	688	1,397	6.43%
91 ~ 100	839	966	1,805	8.31%
101 ~ 110	877	1,463	2,340	10.77%
111 ~ 120	642	783	1,425	6.56%
121 ~ 130	562	723	1,285	5.92%
131 ~ 140	417	740	1,157	5.33%
141 ~ 150	277	632	909	4.18%
151 ~ 160	177	347	524	2.41%
161 ~ 170	143	277	420	1.93%
小計 (~170)	9,088	11,187	20,275	93.34%
	4,474	4,740	9,214	73.30%

実員区分	幼稚園			
	公立	私立	計	構成割合 (全体)
か所	か所	か所	か所	
~ 20	878	173	1,051	8.36%
21 ~ 30	493	201	694	5.52%
31 ~ 40	475	249	724	5.76%
41 ~ 50	451	295	746	5.93%
51 ~ 60	417	315	732	5.82%
61 ~ 70	367	335	702	5.58%
71 ~ 80	293	374	667	5.31%
81 ~ 90	260	365	625	4.97%
91 ~ 100	192	338	530	4.22%
101 ~ 110	167	318	485	3.86%
111 ~ 120	119	321	440	3.50%
121 ~ 130	112	290	402	3.20%
131 ~ 140	96	303	399	3.17%
141 ~ 150	62	267	329	2.62%
151 ~ 160	45	305	350	2.78%
161 ~ 170	47	291	338	2.69%
小計 (~170)	4,474	4,740	9,214	73.30%

実員区分	保育所			
	公立	私立	計	構成割合 (全体)
か所	か所	か所	か所	
~ 20	421	~ 430	0	0.00%
21 ~ 30	431	~ 440	0	0.00%
31 ~ 40	441	~ 450	0	0.00%
41 ~ 50	451	~ 460	0	0.00%
51 ~ 60	461	~ 470	0	0.00%
61 ~ 70	471	~ 480	0	0.00%
71 ~ 80	481	~ 490	0	0.00%
81 ~ 90	491	~ 500	0	0.00%
91 ~ 100	501	~ 510	0	0.00%
101 ~ 110	511	~ 520	0	0.00%
111 ~ 120	521	~ 530	0	0.00%
121 ~ 130	531	~ 540	0	0.00%
131 ~ 140	541	~ 550	0	0.00%
141 ~ 150	551	~ 560	0	0.00%
151 ~ 160	561	~ 570	0	0.00%
161 ~ 170	571	~ 580	0	0.00%
小計 (171~)	581	~ 590	0	0.00%
	591	~ 600	0	0.00%
	601	~ 610	0	0.00%
	611	~ 620	0	0.00%
	621	~ 630	0	0.00%
	631	~ 640	0	0.00%
	641	~ 650	0	0.00%
	651	~ 660	0	0.00%
	661	~ 670	0	0.00%
	671	~ 680	0	0.00%
	681	~ 690	0	0.00%
	691	~ 700	0	0.00%
	701	~ 710	0	0.00%
	711	~ 720	0	0.00%
	721	~ 730	0	0.00%
	731	~ 740	0	0.00%
	741	~ 750	0	0.00%
	751	~ 760	0	0.00%
	761	~ 770	0	0.00%
	771	~ 780	0	0.00%
	781	~ 790	0	0.00%
	791	~ 800	0	0.00%
	801	~ 810	0	0.00%
	811	~ 820	0	0.00%
	821	~ 830	0	0.00%
	831	~ 840	0	0.00%
	841	~ 850	0	0.00%
	851	~ 860	0	0.00%
	861	~ 870	0	0.00%
	871	~ 880	0	0.00%
	881	~ 890	0	0.00%
	891	~ 900	0	0.00%
	901	~ 910	0	0.00%
	911	~ 920	0	0.00%
	921	~ 930	0	0.00%
	931	~ 940	0	0.00%
	941	~ 950	0	0.00%
	951	~ 960	0	0.00%
	961	~ 970	0	0.00%
	971	~ 980	0	0.00%
	981	~ 990	0	0.00%
	991	~ 1,000	0	0.00%
	1,001	~ 1,010	0	0.00%
	1,011	~ 1,020	0	0.00%
	1,021	~ 1,030	0	0.00%
	1,031	~ 1,040	0	0.00%
	1,041	~ 1,050	0	0.00%
	1,051	~ 1,060	0	0.00%
	1,061	~ 1,070	0	0.00%
	1,071	~ 1,080	0	0.00%
	1,081	~ 1,090	0	0.00%
	1,091	~ 1,100	0	0.00%
	1,101	~ 1,110	0	0.00%
	1,111	~ 1,120	0	0.00%
	1,121	~ 1,130	0	0.00%
	1,131	~ 1,140	0	0.00%
	1,141	~ 1,150	0	0.00%
	1,151	~ 1,160	0	0.00%
	1,161	~ 1,170	0	0.00%
	1,171	~ 1,180	0	0.00%
	1,181	~ 1,190	0	0.00%
	1,191	~ 1,200	0	0.00%
	1,201	~ 1,210	0	0.00%
	1,211	~ 1,220	0	0.00%
	1,221	~ 1,230	0	0.00%
	1,231	~ 1,240	0	0.00%
	1,241	~ 1,250	0	0.00%
	1,251	~ 1,260	0	0.00%
	1,261	~ 1,270	0	0.00%
	1,271	~ 1,280	0	0.00%
	1,281	~ 1,290	0	0.00%
	1,291	~ 1,300	0	0.00%
	1,301	~ 1,310	0	0.00%
	1,311	~ 1,320	0	0.00%
	1,321	~ 1,330	0	0.00%
	1,331	~ 1,340	0	0.00%
	1,341	~ 1,350	0	0.00%
	1,351	~ 1,360	0	0.00%
	1,361	~ 1,370	0	0.00%
	1,371	~ 1,380	0	0.00%
	1,381	~ 1,390	0	0.00%
	1,391	~ 1,400	0	0.00%
	1,401	~ 1,410	0	0.00%
	1,411	~ 1,420	0	0.00%
合計	9,473	12,248	21,721	100.00%
実員不詳	14	16	30	実員0人

実員区分	幼稚園			
	公立	私立	計	構成割合 (全体)
か所	か所	か所	か所	
~ 20	0	23	23	0.18%
21 ~ 30	0	14	14	0.11%
31 ~ 40	0	24	24	0.19%
41 ~ 50	0	10	10	0.08%
51 ~ 60	0	11	11	0.09%
61 ~ 70	0	18	18	0.14%
71 ~ 80	0	13	13	0.10%
81 ~ 90	0	10	10	0.08%
91 ~ 100	0	6	6	0.05%
101 ~ 110	0	9	9	0.07%
111 ~ 120	0	4	4	0.03%
121 ~ 130	0	3	3	0.02%
131 ~ 140	0	3	3	0.02%
141 ~ 150	0	1	1	0.01%
151 ~ 160	0	2	2	0.02%
161 ~ 170	0	3	3	0.02%
小計 (~170)	4,610	7,961	12,571	100.00%
実員不詳	256	216	472	

※ 保育所は平成23年度社会福祉施設等調査より

※ 幼稚園は平成25年度学校基本調査より

(参考3) 事業所内保育施設の定員分布・実員分布

定員区分	施設数	構成割合		実員区分	施設数	構成割合
~5人	20	2.8%		~5人	105	10.6%
6人	8	1.1%		6人	33	3.3%
7人	1	0.1%		7人	35	3.5%
8人	9	1.3%		8人	31	3.1%
9人	17	2.4%		9人	40	4.1%
10人	48	6.8%		10人	42	4.3%
11人	6	0.8%		11人	38	3.9%
12人	19	2.7%		12人	39	4.0%
13人	14	2.0%		13人	36	3.7%
14人	2	0.3%		14人	32	3.2%
15人	66	9.3%		15人	34	3.4%
16人	14	2.0%		16人	27	2.7%
17人	8	1.1%		17人	26	2.6%
18人	13	1.8%		18人	23	2.3%
19人	9	1.3%		19人	21	2.1%
20人	85	12.0%		20人	30	3.0%
21人~30人	186	26.2%		21人~30人	175	17.7%
31人~40人	66	9.3%		31人~40人	99	10.0%
41人~50人	56	7.9%		41人~50人	50	5.1%
51人~60人	24	3.4%		51人~60人	27	2.7%
61人~70人	8	1.1%		61人~70人	13	1.3%
71人~80人	8	1.1%		71人~80人	7	0.7%
81人~90人	6	0.8%		81人~90人	4	0.4%
91人~100人	4	0.6%		91人~100人	6	0.6%
101人~110人	3	0.4%		101人~110人	4	0.4%
111人~120人	3	0.4%		111人~120人	0	0.0%
121人~130人	1	0.1%		121人~130人	0	0.0%
131人~140人	1	0.1%		131人~140人	1	0.1%
141人~150人	0	0.0%		141人~150人	0	0.0%
151人~160人	2	0.3%		151人~160人	1	0.1%
161人~170人	0	0.0%		161人~170人	1	0.1%
171人~	4	0.6%		171人~	6	0.6%
小計	711	100.0%		合計	986	100.0%
定員未設定	275	-				
合計	986	-				

※平成21年地域児童福祉事業等調査より

Ⅱ. 共通要素②に関する検討の視点

【概要】

- 人件費・事業費・管理費といった、すべての施設・事業に共通する費目に関して、検討、整理する。

【主な事項】

1. 人件費に係る事項について

①職員配置について

【検討の視点】

- 職員の配置については、国会での附帯決議で「3歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているが、これについて、どう考えるか。
- 幼稚園については、現行、学級編制基準はあるが職員配置基準がないことについて、どのように考えていくか。
- 幼稚園の実際の学級規模が、学級編制基準（原則1学級35人以下）より大幅に下回って（小規模編制となって）おり、さらに4・5歳児学級と比較して3歳児学級がより小規模な編制となっている現状を踏まえ、どのように考えるか。また、学級担任以外の教諭等についても、どのように考えていくか。

(参考)

- ◆平成22年度学校基本調査、学校教員統計調査より
 - ・1学級当たりの園児数：3歳児19.8人、4歳児24.0人、5歳児24.7人
 - ・担任1人当たりの園児数：3歳児15.8人、4歳児23.0人、5歳児23.8人 ※混合学級については、各学齢に按分
 - ・学級を担任している教員数：77,508人、学級を担任していない教員数：22,675人
- ◆平成13年3月の「幼児教育振興プログラム」（平成13年3月29日文部科学大臣決定）においてチーム保育（1学級の保育を、2人以上の保育者が役割を分担して担当）の実施のための条件整備が定められ、公立・私立ともに学級担任以外の教員の配置を推進してきた。

<「幼児教育振興プログラム」（概要）（平成13年3月29日文部科学大臣決定）>

【幼稚園教育の振興】

(1) 教育活動・教育環境の充実

幼稚園教育要領の理解の推進、道徳性の芽生えを培う教育の充実、チーム保育の実施のための条件整備や幼稚園教員の資質向上を図ります。

- その上で、幼稚園教諭に係る配置の改善について、どのように考えていくか。
 - 保育士、保育教諭に係る配置の改善について、どのように考えていくか。
 - ※ 仮に認可基準に規定する形により配置基準の改善を行う場合、基準に基づくルールとなることで、確実な配置の改善が可能となる。
 - ※ ただし、職員配置数を満たせない場合、基準違反となるため、保育士等の確保の観点を含め、すべての施設等において対応することが可能か留意が必要。公定価格上の加算により、実際の配置状況に柔軟に対応する方法も考えられるか。
 - 新幼保連携型認定こども園については、「満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する」方向で検討されているが、具体的な配置基準について、どう考えるか。
 - 幼稚園において、原則必置である教頭や、事務職員についても実際の配置状況を踏まえ、どのように考えていくか。
 - 保育所については、所長が必置とはされておらず、保育所運営費において所長設置・未設置別の単価を設けているところであるが、現行、99%の施設において常勤専従の形で所長を置いていることを踏まえ、どのように考えるか。
 - その他の職員の配置について、例えば、子どもの健康管理、食育の推進、事務の処理、諸作業への対応等の観点から、公定価格上、どのように考えていくか。
- ⇒ 幼稚園及び保育所の職員の配置状況については、P45、46の参考2、参考3を参照

【対応方針案】

〈保育認定を受ける子ども〉

- 保育認定に係る職員の配置については、認可基準で求められる職員配置に対応した設定を行うこととしてはどうか。（P 44 参照）
- その上で、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、3歳児に係る職員配置が20：1から15：1へと改善することが可能となるよう加算措置を設けることとしてはどうか。
 - ※ 1歳児の職員配置の改善（6：1→5：1）、4・5歳児の職員配置の改善（30：1→25：1）、施設長の設置義務化については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- また、同じく、質の改善事項として、保育士以外の職員の配置について、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のような加算措置を設けることとしてはどうか。
 - 地域の子育て支援・療育支援に当たって、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主に地域の子育て支援・療育支援を担う（専任化している）主任保育士が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）を障害の程度に応じた配置を可能とする。（P 75 参照）
 - 食育の推進を図る観点から、給食の実施に当たって栄養士の活用（嘱託）を可能とする。
- ※ 全施設における主任保育士の専任化、保育支援者（保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者）の配置等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

〈教育標準時間認定を受ける子ども〉

- 教諭の配置については、1学級の園児数が4、5歳児と3歳児とで大きく異なる実態にあること、年齢に応じた適正な教育の提供を担保することが必要であること、ほとんどの幼稚園の教員数が保育所の保育士配置基準で求められる必要配置数を充足している実態（※）にあることから、保育所における保育士と同様、年齢別配置基準を設定し、公定価格上の費用を算定してはどうか。（なお、新制度に移行しない幼稚園にも適用される幼稚園認可基準ではなく、公定価格上の基準としてはどうか）
- また、教諭以外の教職員についても、現状の職員配置状況を踏まえた職員の加配等について、公定価格において評価してはどうか。
- 具体的には、以下の方針で設定することを基本としてはどうか。

（配置基準）

□ 幼稚園教諭（副園長・教頭、主幹教諭・指導教諭を含む。）の配置数は、4・5歳以上児は30：1、3歳児は20：1を基本とする。

□ その上で、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、3歳児に係る幼稚園教諭の配置数を20：1から15：1へと改善することが可能となるよう加算措置を設けることとしてはどうか。

※ 4・5歳児に係る職員配置の改善（30：1→25：1）については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

□ 満3歳児（年度学齢は2歳児）については、保育所における取扱いも踏まえつつ、6：1の配置とした場合に加算による対応を基本としてはどうか。

（※）4・5歳以上児30：1、3歳児20：1、満3歳児6：1、かつ、2人以上とした場合の必要配置数に対する本務教員数の適合状況（平成24年度学校基本調査）

・満3歳児数を年度中間の利用人員数により算定した場合 公立90.5% 私立97.9%

・満3歳児数を年度末の利用人員数により算定した場合 公立85.1% 私立92.1%

*満3歳児は年度中間より年度末利用人員が増加するため、年度末の適合割合は低くなっている。

*本務教員数のみでの適合状況であり、兼務教員数まで含めた場合はさらに多くの園が適合する。

※ なお、現在は幼稚園教諭の配置基準の設定がないことから、配置基準に達してない施設に配慮し、必要な経過措置等を設け調整を行うこととしてはどうか。

- 前ページの配置基準を基本とした場合において、例えば、以下のような加算等について検討してはどうか。
(教職員の加配措置等)

- 園によっては年齢構成等により、全ての学級に専任の教諭等（学級担任）を配置できなくなる場合があり得るため、4歳以上児も年齢別に学級編制する原則を踏まえ（幼稚園設置基準）、複式学級編制（異年齢学級）をとる小規模施設等を除き、年齢別の学級編制を確保するための教諭を加配するための加算 [学級編制加配]
- 学級担任以外の教諭等の配置を促進してきたことを踏まえ、実際の配置状況に応じ、チーム保育を担当するための教諭を加配するための加算 [チーム保育加配]

(副園長・教頭、主幹教諭・指導教諭)

- 園務整理等に当たる副園長・教頭や主幹教諭・指導教諭について、本来は教頭が必置であることも踏まえ、実際の配置状況に応じ、年齢別配置基準に基づく配置教諭数の中の人件費（教諭との給与差額）を加算

(事務職員等)

- 事務職員については、現在の配置実態や施設規模に応じた事務職員を配置（⇒ P 80 を参照）
- 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、新制度への移行に伴う事務負担増への対応として、事務職員（非常勤・週2日分）を追加で配置
※ 幼稚園で週5日分、認定こども園で週6日分の事務職員の追加配置については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- 現行の私学助成の取扱いや実費徴収との関係を整理した上で、給食や通園送迎の実施状況に応じ、調理員や運転手などについて、例えば非常勤職員の雇上げ費用を加算
(⇒ P 56 (調理員)、P 104 (運転手) を参照)

- また、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のような加算措置を設けることとしてはどうか。

- 主幹教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと（専任化）を可能とし、その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、当該主幹教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の障害の程度に応じた配置を可能とする。（P 75 参照）
- また、食育の推進にかんがみ、給食の実施に当たって栄養士の活用（嘱託）を可能とする。
※ 全施設における主幹教諭の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

(参考1) 施設・事業別の職員配置基準

	幼稚園	保育所	認定こども園			
			(新) 幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
教育・保育従事者	・教諭	・保育士	・保育教諭	・保育に従事する者 (満3歳未満) 保育士資格 (満3歳以上)		幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を持つことが望ましい。ただし、学級担任は幼稚園教諭免許、長時間利用児は保育資格が必要
教育・保育従事者の員数	配置基準は無し ※学級を編制(1学級あたり幼児数は原則35人以下)	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	公定価格の議論を踏まえて検討	短時間利用児: 35人につき1人 長時間利用児: 保育所と同じ		
その他の職員	(必置職員) ・園長、教頭 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長 ・主幹教諭・指導教諭 ・養護教諭 ・栄養教諭 ・事務職員 ・養護助教諭等	(必置職員) ・嘱託医 ・調理員(調理業務全委託の場合を除く(*))	(必置職員) ・園長 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長・教頭 ・主幹保育教諭・指導保育教諭 ・主幹養護教諭・養護教諭 ・主幹栄養教諭・栄養教諭 ・事務職員 ・養護助教諭等	※幼稚園型、保育所型の認可施設部分については、それぞれ幼稚園、保育所と同様。		

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
	A型	B型	C型			
保育従事者	・保育士	・保育士 ・保育士以外の保育従事者	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	・定員20名以上 保育所と同様	必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
保育従事者の員数	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 +1人	・A型と同様 ※うち1/2は保育士	0~2歳児 3:1 ※補助者を置く場合 5:2	0~2歳児 3:1 ※補助者を置く場合 5:2	・定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	0~2歳児 1:1
その他の職員	・嘱託医 ・調理員(*)	・嘱託医 ・調理員(*)	・嘱託医 ・調理員(*)	公定価格の議論を踏まえて検討		公定価格の議論を踏まえて検討

※一部特例有り

(参考2) 幼稚園の職員配置状況

		私立		公立		
教職員数(実員)	総数	本務者	兼務者	本務者	兼務者	
	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	
総数	128,084人	15.66人	107,851人	13.19人	20,233人	2.47人
教員数(補助員含む)	109,753人	13.42人	89,520人	10.95人	20,233人	2.47人
園長	8,029人	0.98人	7,021人	0.86人	1,008人	0.12人
副園長	2,733人	0.33人	2,425人	0.30人	308人	0.04人
教頭	1,172人	0.14人	1,109人	0.14人	63人	0.01人
主幹教諭	1,848人	0.23人	1,813人	0.22人	35人	0.00人
指導教諭	868人	0.11人	820人	0.10人	48人	0.01人
教諭	80,319人	9.82人	71,364人	8.73人	8,955人	1.10人
助教諭	1,494人	0.18人	875人	0.11人	619人	0.08人
養護教諭	197人	0.02人	72人	0.01人	125人	0.02人
養護助教諭	10人	0.00人	6人	0.00人	4人	0.00人
栄養教諭	87人	0.01人	54人	0.01人	33人	0.00人
講師	5,307人	0.65人	1,399人	0.17人	3,908人	0.48人
教育補助員	7,689人	0.94人	2,562人	0.31人	5,127人	0.63人
職員数	18,331人	2.24人	18,331人	2.24人	-	-
事務職員	9,295人	1.14人	9,295人	1.14人	-	-
養護職員(看護師等)	73人	0.01人	73人	0.01人	-	-
用務員・警備員・その他	8,963人	1.10人	8,963人	1.10人	-	-

(参考)

施設数	8,177か所			4,866か所		
在籍園児数	総数	1施設当たり	1学級当たり	総数	1施設当たり	1学級当たり
総数	1,303,820人	159.4人	23.5人	280,007人	57.5人	19.0人
2歳児(満3歳児)	49,863人	6.1人	-	349人	0.1人	-
3歳児	346,758人	42.4人	-	43,542人	8.9人	-
4歳児	448,651人	54.9人	-	105,670人	21.7人	-
5歳児	458,389人	56.1人	-	130,388人	26.8人	-

※平成25年学校基本調査を基に作成 (平成25年5月1日現在)

(注) 本務者：当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。

兼務者：本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。

(参考3) 保育所の職員配置状況

私 営				公 営			
常勤換算従事者数	総 数 1施設当たり	常 勤 1施設当たり	非常勤 1施設当たり	総 数 1施設当たり	常 勤 1施設当たり	非常勤 1施設当たり	
総 数	271,285人 22.12人	235,344人 19.19人	35,942人 2.93人	175,728人 18.52人	150,103人 15.82人	25,625人 2.70人	
施設長	12,150人 0.99人	12,138人 0.99人	13人 0.00人	9,124人 0.96人	9,095人 0.96人	29人 0.00人	
保育士	204,034人 16.64人	182,734人 14.90人	21,301人 1.74人	130,873人 13.79人	116,911人 12.32人	13,962人 1.47人	
調理員	23,787人 1.94人	18,110人 1.48人	5,677人 0.46人	20,904人 2.20人	16,415人 1.73人	4,489人 0.47人	
栄養士	7,062人 0.58人	6,757人 0.55人	305人 0.02人	1,176人 0.12人	1,008人 0.11人	168人 0.02人	
保健師・助産師・看護師	4,039人 0.33人	3,096人 0.25人	943人 0.08人	1,813人 0.19人	1,586人 0.17人	228人 0.02人	
医師	590人 0.05人	-	590人 0.05人	443人 0.05人	-	443人 0.05人	
事務員	7,758人 0.63人	6,495人 0.53人	1,263人 0.10人	388人 0.04人	250人 0.03人	138人 0.01人	
その他の職員	11,864人 0.97人	6,014人 0.49人	5,850人 0.48人	11,006人 1.16人	4,839人 0.51人	6,168人 0.65人	

(参考)

施設数	12,264か所	9,487か所
入所児童数	総 数 1施設当たり	総 数 1施設当たり
総 数	1,263,612人 103.0人	820,524人 86.5人
満0歳	38,842人 3.2人	10,797人 1.1人
満1歳	168,152人 13.7人	78,894人 8.3人
満2歳	211,553人 17.2人	117,458人 12.4人
満3歳	240,305人 19.6人	158,048人 16.7人
満4歳	249,339人 20.3人	182,577人 19.2人
満5歳	239,643人 19.5人	183,110人 19.3人
満6歳	115,778人 9.4人	89,640人 9.4人

※平成23年社会福祉施設等調査を基に作成 (平成23年10月1日現在)

(注) 常勤：施設等が定めた、常勤の従事者が勤務すべき時間数のすべてを勤務している者

非常勤：常勤以外の従事者（他の施設等にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を行っている者、短時間のパートタイマー等）

常勤換算従事者数：常勤者の兼務（施設等内の複数の職務に従事する者または併設施設等にも従事する者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時で除し小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。

②処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

【検討の視点】

- これまでの部会における議論においては、職員1人当たりの給与月額を見ると、幼稚園教諭、保育士については、民間の他の職種と比較して低い傾向が見られることが明らかとなっている。
- 国会での附帯決議等において、新制度による質の改善として、職員の定着・確保を図っていくため、職員の処遇改善について検討していくことが求められているが、これについて、どう考えていくか。
- 特に、新制度においては、施設・事業に対し、常勤・非常勤別、勤続年数・経験年数等といった学校教育・保育の質に関わる情報の公表を求めるとしており、これらの要素を公定価格に反映される仕組みについて、どう考えていくか。
- その際、現行の保育所運営費における民改費の仕組みとの関係や、平成24年度補正予算に基づく保育士等処遇改善臨時特例事業との関係について、どう考えていくか。
- また、他の職種と比較して幼稚園教諭、保育士の平均勤続年数は短い傾向にあるが、「長く働くことができる」職場を構築していくために、処遇改善と併せ、キャリアアップの仕組みについて、どう考えていくか。

例) 中核的な職員の地位・待遇、研修体制の充実による専門性の向上等

※ 民改費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要については、P50参考2を参照
介護保険制度における処遇改善の仕組みについては、P51参考3を参照

【対応方針案】

- これまでのご意見等を踏まえ、全ての施設・事業について、現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費の仕組みを参考とし、職員の確保・定着及びキャリアアップを促進する仕組みを取り入れることとしてはどうか。
- その際、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、質の改善として対応する3%の職員給与の改善についても取り入れることとしてはどうか。
 - ※ 5%の職員給与の改善については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- また、詳細の設計に当たっては、以下のような点について検討してはどうか。
 - ・ 職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていく仕組み
 - 勤続年数の通算対象とする施設・事業について、現行の民間施設給与等改善費では、「児童福祉施設や老人福祉施設等の社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数」等を通算対象としている。
 - ⇒ 新制度の公定価格の設定に当たっては、現行の対象施設のほか、
 - ① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - ② 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
 - ③ 小学校等の教育施設
 - における勤続年数を通算対象に加えてはどうか。
 - ⇒ 上記の施設・事業のほか、
 - ① 地方単独事業による認可外保育施設
 - ② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
 - ③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
 - といった、指導監督等を通じて、その適切な運営のあり方に關し、地方自治体が責任を負っていると評価される施設・事業類型についても通算対象に加えるかどうか、実務面も含め、更に運用について検討することとしてはどうか。
 - ⇒ そのほか、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設（利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設）についても通算対象に加えるかどうか検討してはどうか。
 - ・ 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応
 - ・ 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み（介護職員処遇改善加算を参考）
 - ・ キャリアアップに対応した仕組み

(参考1) 職員1人当たり給与月額(経営実態調査)

①幼稚園

私立施設	全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
全職種(常勤・非常勤)	261,840円(10.2年)	263,340円(10.3年)	250,752円(9.1年)	236,695円(9.8年)
園長(常勤)	504,017円(27.4年)	505,869円(27.1年)	499,649円(29.1年)	455,990円(32.3年)
教諭(常勤)	252,348円(7.2年)	253,839円(7.3年)	240,405円(6.4年)	229,264円(6.5年)
公立施設	全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
全職種(常勤・非常勤)	332,590円(14.1年)	333,294円(14.2年)	299,101円(12.5年)	—
園長(常勤)	507,478円(32.1年)	511,051円(32.2年)	307,886円(27.0年)	—
教諭(常勤)	370,098円(13.8年)	371,277円(13.8年)	315,897円(10.8年)	—

②保育所

私立施設	全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
全職種(常勤・非常勤)	259,385円(9.4年)	262,438円(9.6年)	207,396円(6.0年)	256,863円(7.5年)
施設長(常勤)	532,097円(24.1年)	541,003円(24.9年)	376,301円(10.7年)	580,360円(36.4年)
保育士(常勤)	255,415円(9.9年)	258,441円(10.1年)	203,921円(6.7年)	252,383円(5.8年)
公立施設	全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
全職種(常勤・非常勤)	297,989円(13.0年)	298,137円(13.0年)	285,026円(10.5年)	231,680円(13.0年)
施設長(常勤)	545,053円(33.6年)	545,089円(33.6年)	547,685円(34.0年)	485,617円(2.0年)
保育士(常勤)	287,431円(11.8年)	287,494円(11.8年)	286,963円(10.9年)	222,087円(13.1年)

※ () 内は、平均勤続年数。常勤職員の給与には、月額給与のほか、賞与の年額の1/12の額が含まれる。

(参考) 各職種の賃金構造について (資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

	決まって支給する 現金給与 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	給与月額 ①+ (②/12月)	勤続年数
全職種	325.6千円	819.3千円	393.9千円	11.8年
看護師	326.9千円	786.9千円	392.5千円	7.1年
福祉施設介護員	218.4千円	474.4千円	257.9千円	5.5年
ホームヘルパー	208.5千円	282.6千円	232.1千円	5.1年
幼稚園教諭	225.0千円	652.6千円	279.4千円	7.4年
保育士	214.2千円	579.9千円	262.5千円	7.8年

(参考2) 民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要

①民間施設給与等改善費（保育所運営費）

主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および 法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。

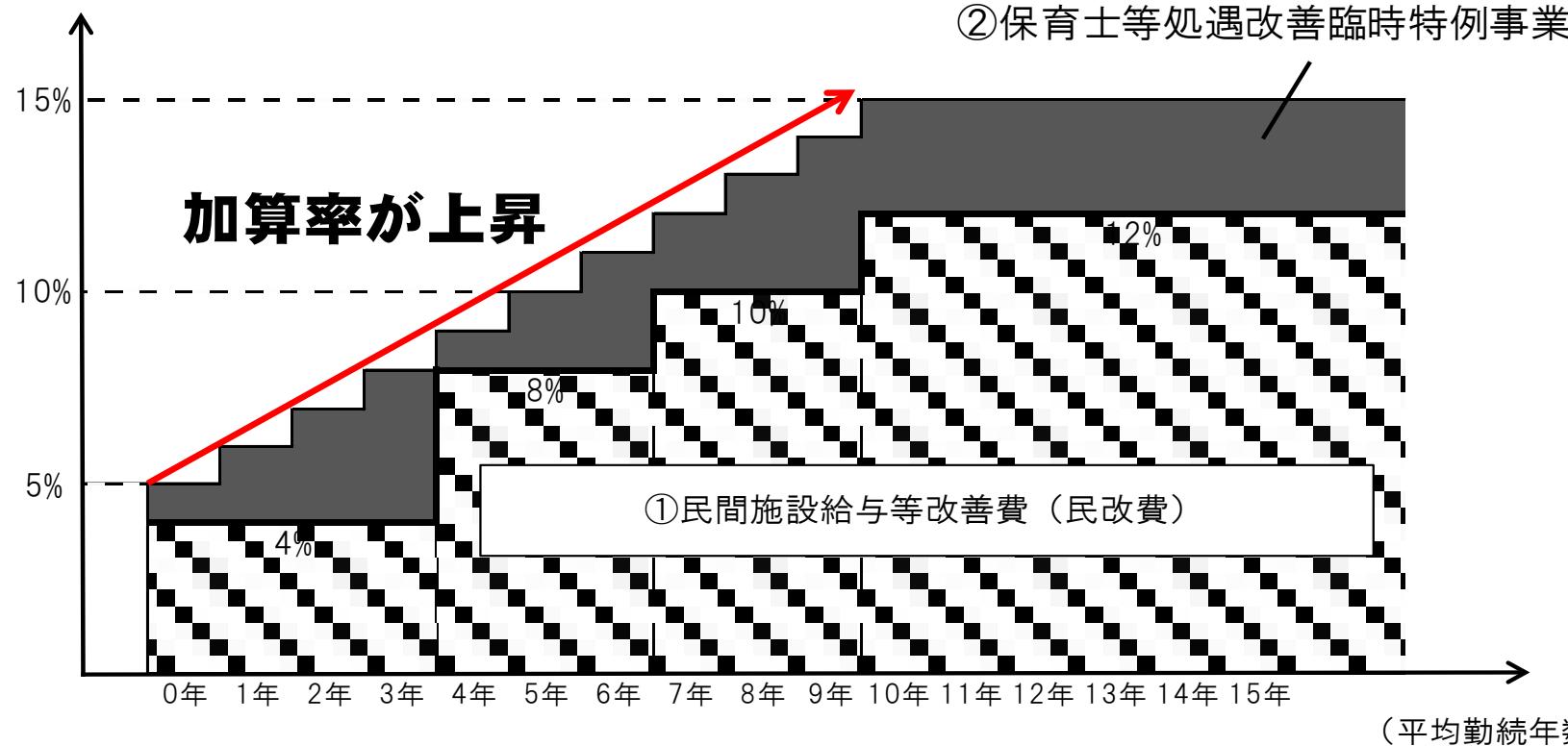
（加算方法）

保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4～12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。

②保育士等処遇改善臨時特例事業（安心こども基金（平成26年度は保育緊急確保事業））

保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」）として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

（加算率）



(参考3) 介護職員処遇改善加算の概要

1. 加算の種類

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす場合。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす場合。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない場合。

2. 加算の単位数

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率 × 0. 9

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率 × 0. 8

3. 加算の算定要件

I 必須要件（（1）、（2）及び（3）のいずれも満たすこと。）

- (1) 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (2) 事業年度ごとに、介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- (3) 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。

II キャリアパス要件（（1）又は（2）のいずれかを満たすこと。）

- (1) 介護職員の任用等の要件（賃金に関するものを含む）を定め、全ての介護職員に周知していること。
- (2) 介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての介護職員に周知していること。

III 定量的要件

- (1) 平成20年10月から加算の届出日の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。
(例) 任用等の要件の整備、研修の実施、介護補助器具等の購入、健康診断の実施、職員休憩室の整備 等

2. 人件費・事業費（教育・保育の提供）等に係る事項について

①保育必要量の取扱いについて

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たり、「保育標準時間利用」及び「保育短時間利用」に係る保育必要量について、必要となる職員体制等を勘案した上で検討する必要がある。
- 両親ともにフルタイム又はそれに近い形で就労する場合を想定している「保育標準時間利用」に対し、現行の保育所の開所時間（11時間）を利用可能な時間帯としたときに、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費、延長保育促進事業による対応等※を踏まえ、どう考えていくか。
 - ※ 現行の保育所運営費においては、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応するための費用として、配置基準上的人数を超えて1名保育士（常勤保育士）を加配している。
 - ※ 現行の延長保育促進事業は、「基本分」と「加算分」の2事業を対象としている。
「基本分」については、延長保育を実施する保育所において開所時間の始期及び終期それぞれの前後の時間帯において保育需要に対応するために、11時間の開所時間内に保育士を加配するための費用を補助している。
- また、主にパートタイムなど短時間勤務により就労する場合を想定している「保育短時間利用」に対し、基本となる保育時間である8時間程度を利用可能な時間帯としたときに、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費による対応等を踏まえ、どう考えていくか。
- 国会の附帯決議において、「施設・事業者が短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること」とされており、これについて、どう考えていくか。その際、保育短時間利用の子どもの場合にも、保育標準時間利用の子どもと同じ職員体制を確保している場合、どう考えていくか。

【対応方針案】

⇒ P17 を参照

②年間を通じた学校教育・保育の提供について

【検討の視点】

- 保育認定（2号・3号）の子どもについては、現行の保育所と同様に、原則、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本として、それ以外の日曜日等の開所については、加算による対応で設定するか。その上で、特段の需要がない場合など、土曜日に閉所するケースの取扱いについて、どう考えるか。
- 現在、保育所運営費の算定上、土曜開所に対応するため業務省力化等勤務条件改善費として、非常勤職員等を雇用するための費用を算定している。
⇒ 土曜日の開所に関して特段の需要がない場合など、常態的に土曜日に閉所する場合については、公定価格上、その費用を調整することとしてはどうか。
- また、教育標準時間認定（1号）の子どもについては、現行の幼稚園と同様に、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その場合の夏季休業等の長期休業の取扱いについて、どう考えていいくか。また、土曜日などの休業日や長期休業期間中に開所する場合の取扱いについて、どう考えていいくか。
※利用者負担の取扱いについても、併せて検討していく必要がある。
- 通常の開所時間帯と異なる夜間あるいは早朝において開所している保育所については、午前11時頃から夜10時頃までを1日の開所時間帯としている場合、現行制度では、夜間保育所加算で対応しており、新制度においても加算による対応で設定するか。⇒P68を参照

【対応方針案】

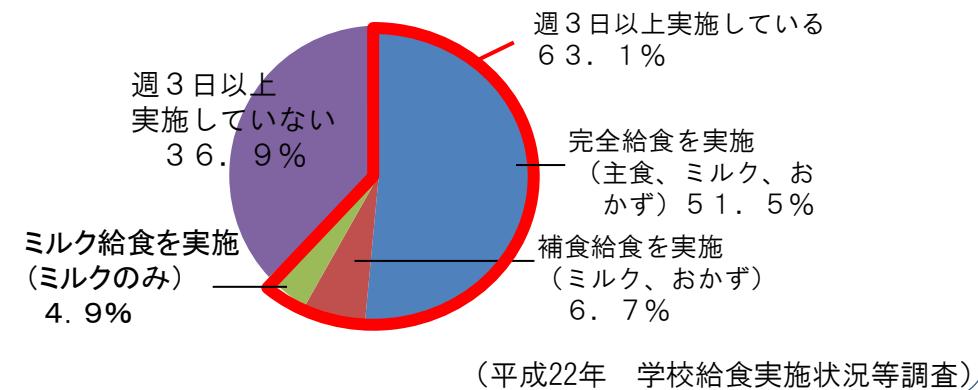
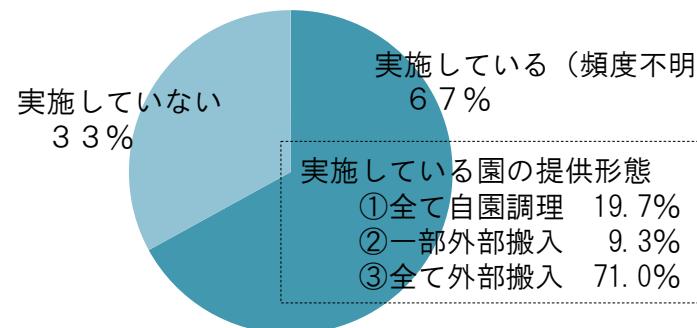
- 保育認定の公定価格の設定については、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本とし、それ以外の日曜日等の開所及び夜間保育については加算により設定することとしてはどうか。
- 教育標準時間認定の公定価格の設定については、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その際、夏期休業等の長期休業期間中であっても、研究や研修等が行われている点を踏まえて、職員の人事費・管理費については、年間を通じて算定することとしてはどうか。

③給食費の取扱いについて

【検討の視点】

- 保育認定（2号・3号）の子どもに係る食事の費用について、どのように考えていくか。
特に、3歳以上の保育認定（2号）については、公定価格上、現在、副食に係る費用のみを評価し、主食については実費徴収としているが、利用者負担との関係を含め、この取扱いについて、どう考えるか。
※ 保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食及び副食、3歳以上児については副食に対応している。
(注) 3歳未満児と3歳以上児の保育料（徴収金基準額）については、第1階層（生活保護世帯等の無料世帯）を除き3歳以上児が3,000円低くなっているが、これは主食の取り扱いに対応したもの。)
 - 教育標準時間認定（1号）の子どもに係る食事については、新幼保連携型認定こども園の認可基準に係る議論では園の判断によることとされたが、幼稚園における取り扱いを含め、食事の提供に係る費用について、どのように考えていくか。
- (現行の私学助成の取扱い)
各都道府県における私学助成は経常経費を広く補助対象とし、自園調理する場合の専任調理員の人工費や外部搬入する場合の委託料を実際の交付額から支出することが認められている。また、事務職員数に調理員の数を含めて補助を行っている例もある。

(参考：幼稚園の給食実施状況)



[検討例]

- 納食材料費について、現状では、
 - ・ 保育所については、保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食費及び副食費、3歳以上児については副食費に対応したうえで、第1階層等（生活保護世帯等）の利用料無料世帯を除き保育料として徴収し、3歳以上児の主食費については実費徴収等によりその費用を徴収している。
 - ・ 幼稚園については、実施している場合にその費用を実費徴収又は保育料として徴収している。
- いずれにおいても、原則、各家庭から給食材料費を徴収しているが、これを踏まえ、公定価格等の設定に当たっては、例えば以下のような対応が考えられるのではないか。（教育標準時間認定は給食を実施している施設における対応）

例1 現状どおり。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定の3歳以上児の主食費及び教育標準時間認定の主食費・副食費）

例2 保育認定・教育標準時間認定のいずれも公定価格の対象とはせず、実費徴収を行う。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定及び教育標準時間認定の主食費・副食費）

※ また、保育認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を減額（3歳以上児は4,500円程度（副食費）、3歳未満児は7,500円程度（主食費・副食費））

例3 教育標準時間認定の副食費を保育認定と同様に公定価格の対象とする。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定の3歳以上児の主食費及び教育標準時間認定の主食費）

※ また、教育標準時間認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を増額（4,500円程度（副食費））

例4 保育認定・教育標準時間認定いずれも主食費を含めて全て公定価格の対象とする。

※ そのうえで、満3歳以上の保育認定及び教育標準時間認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を増額（保育認定は3,000円程度（主食費）、教育標準時間認定は7,500円程度（主食費・副食費））

- また、調理員の人工費等（給食を委託する場合の費用）については、
 - ・ 保育認定の場合は、現行の保育所における取り扱いと同様に施設・事業の規模に応じて調理員の人工費等を評価することとしてはどうか
 - ・ 教育標準時間認定の場合は、給食を提供している場合の実施状況に応じた加算として、調理員の人工費等を評価することとしてはどうか。
- * 居宅訪問型保育事業を除く。（訪問先の居宅において保育を提供する事業形態となるため、認可基準上、保育者による調理・食事の提供は行わないこととされている。）

【対応方針案】

- 給食材料費の取扱いについては、保育所、幼稚園のいずれにおいても、原則、各家庭から給食材料費を徴収している現状を踏まえ、例1の現状通りとすることとしてはどうか。
- また、調理員の人工費等（給食を委託する場合の費用）については、上記の通りと/orしてはどうか。

④障害児の受け入れ促進について

【検討の視点】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本とするか。
※幼稚園：国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により、障害児2人以上在園する園に対し財政支援
保育所：重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置
- 今回の法改正で財政措置が新設された地域型保育事業については、障害児の受け入れを促進していくために必要な措置を講じていくこととするか。

【対応方針案】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本としてはどうか。
その際、幼稚園は私学助成として都道府県の、保育所は交付税措置により市町村の責任のもと実施されている点等を踏まえつつ、施設での障害児の積極的な受け入れが可能となるよう適切な支援を求めていくこととしてはどうか。
- その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる特定教育・保育施設において、主に地域の子育て支援・療育支援を担う主幹教諭、主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とすることとしてはどうか。
- また、地域型保育事業において障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、質の改善に関する検討を踏まえ、当該子ども2人につき保育士1人の配置が可能となるような費用（当該子どもが1人の場合はその半分）を加算することとしてはどうか。

(参考)

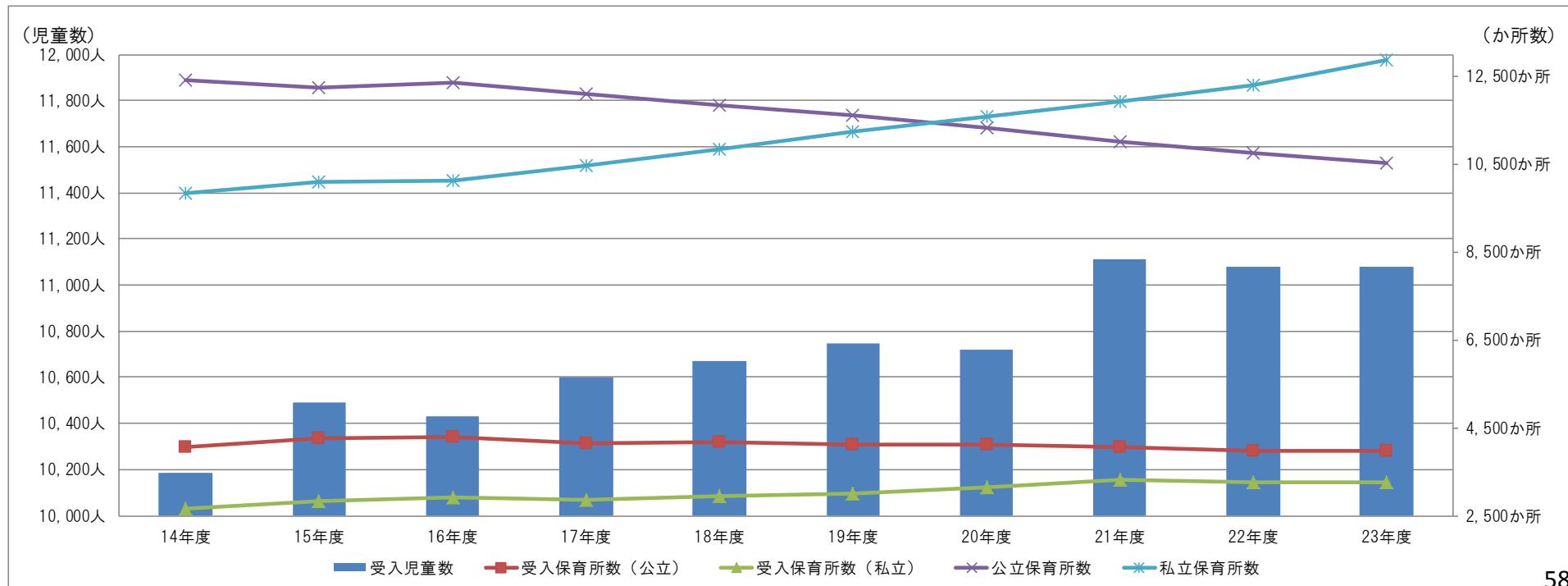
○幼稚園特別支援教育経費の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(案)
国庫補助予算(千円)	2,706,000	2,720,000	2,946,000	3,043,000	3,165,000	4,021,000	4,361,000
都道府県補助額(千円)	5,925,446	6,422,751	7,148,564	7,916,640	8,444,224	—	—
補助人数(人)	8,203	8,909	9,857	10,903	11,717	—	—

(参考)

障害児保育の実施状況の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数	22,268か所 (100.0%)	22,354か所 (100.0%)	22,490か所 (100.0%)	22,570か所 (100.0%)	22,699か所 (100.0%)	22,848か所 (100.0%)	22,909か所 (100.0%)	22,925か所 (100.0%)	23,069か所 (100.0%)	23,385か所 (100.0%)
公 立	12,426か所 (55.8%)	12,246か所 (60.1%)	12,358か所 (59.7%)	12,090か所 (53.6%)	11,848か所 (52.2%)	11,602か所 (50.8%)	11,327か所 (49.4%)	11,009か所 (48.0%)	10,760か所 (46.6%)	10,515か所 (45.0%)
私 立	9,842か所 (44.2%)	10,108か所 (39.9%)	10,132か所 (40.3%)	10,480か所 (46.4%)	10,851か所 (47.8%)	11,246か所 (49.2%)	11,582か所 (50.6%)	11,916か所 (52.0%)	12,309か所 (53.4%)	12,870か所 (55.0%)
障害児受入保育所数 (特別児童扶養手当支給対象児)	6,722か所 (100.0%)	7,102か所 (100.0%)	7,200か所 (100.0%)	6,995か所 (100.0%)	7,130か所 (100.0%)	7,120か所 (100.0%)	7,260か所 (100.0%)	7,376か所 (100.0%)	7,221か所 (100.0%)	7,145か所 (100.0%)
公 立	4,064か所 (60.5%)	4,265か所 (60.1%)	4,295か所 (59.7%)	4,145か所 (59.3%)	4,175か所 (58.6%)	4,124か所 (57.9%)	4,120か所 (56.7%)	4,066か所 (55.1%)	3,971か所 (55.0%)	3,802か所 (53.2%)
私 立	2,658か所 (39.5%)	2,837か所 (39.9%)	2,905か所 (40.3%)	2,850か所 (40.7%)	2,955か所 (41.4%)	2,996か所 (42.1%)	3,140か所 (43.3%)	3,310か所 (44.9%)	3,250か所 (45.0%)	3,343か所 (46.8%)
受入障害児数 (特別児童扶養手当支給対象児)	10,188人	10,492人	10,428人	10,602人	10,670人	10,749人	10,719人	11,113人	11,080人	10,921人
(軽度障害児を含む実障害児数)	-	-	-	(31,026人)	(33,486人)	(35,157人)	(39,557人)	(41,399人)	(45,369人)	(48,065人)



障害児保育の現状について

ア. 障害児保育にかかる職員の加配(一般財源化)

- 昭和49年度から平成14年度まで、障害児保育を行う保育所に対し、特別児童扶養手当支給対象児童4人に対し、保育士を1人配置できるよう、補助を行っていた。
- 平成15年度以降、当該事業が一般財源化され、特別児童扶養手当支給対象児童4人につき保育士1人の配置を地方交付税算定対象とした地方財政措置を行うこととなった。
- 平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した。



イ. 職員の資質向上

障害児保育担当者研修会(特別会計)

保育の質の向上のための研修事業の実施(安心こども基金)

ウ. 障害児受け入れに必要な施設の改修等(保育対策等促進事業費:特別会計)

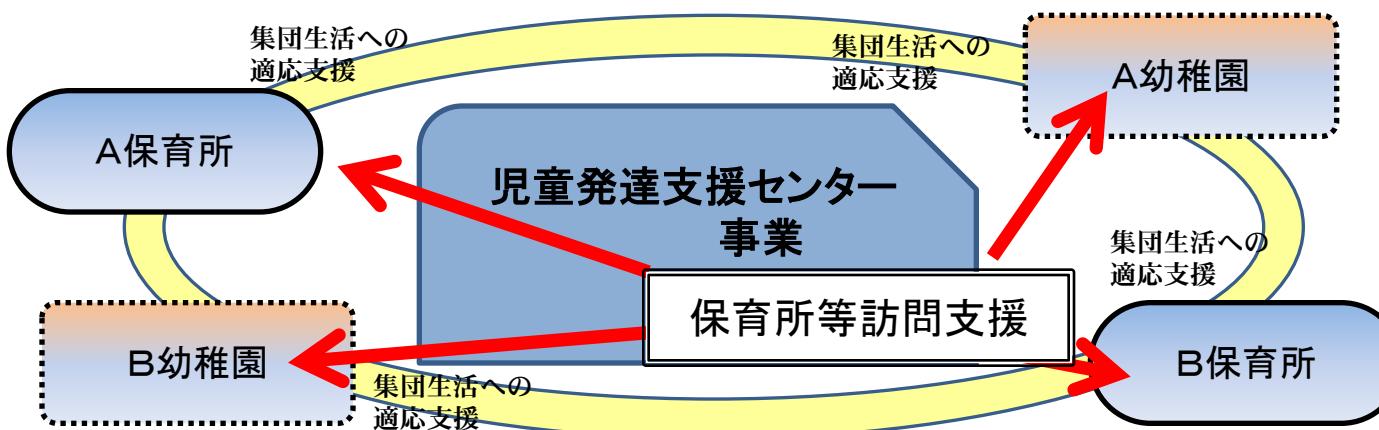
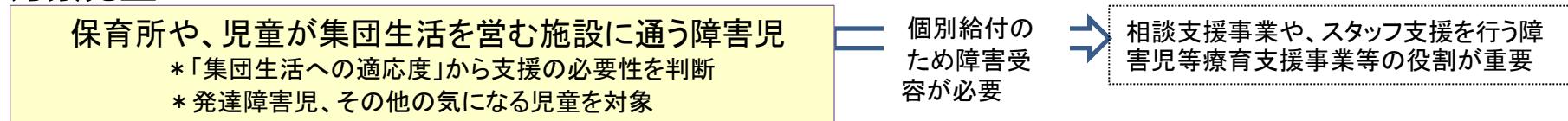
保育環境改善事業(保育所障害児受入促進事業) 補助単価100万円(補助率1/3)

保育所等訪問支援の概要

○事業の概要

- 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童



○訪問先の範囲

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

⑤その他

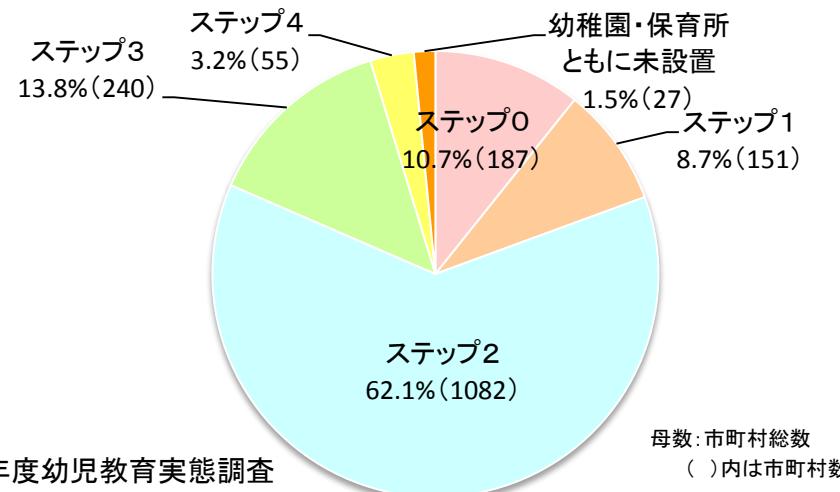
- 公定価格上、質の改善のために検討すべき項目として、どういった項目が考えられるか。
検討例①：研修の充実
検討例②：保幼小の連携強化

【対応方針案】

- 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、研修の充実のために、保育教諭、保育士等1人につき年間2日間分の研修機会を確保できるよう、代替職員の確保等に係る費用を公定価格に組み込むこととしてはどうか。
 - ※ 年間5日間分の研修機会の確保に係る費用については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
 - ※ 当該費用については、所定労働時間外に研修を行う場合の手当として支給することもできることとしてはどうか。
- また、同じく質の改善に関する検討を踏まえ、公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園、保育所、認定こども園における保幼小連携の取組の推進するため、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、必要な費用（事務経費）について、加算措置を講じることで取組を促していくこととしてはどうか。
 - ※ 事務経費に加え、非常勤講師等1名（週3日）の確保に係る費用については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

（参考）保幼小連携・接続の状況

- 各市町村における幼稚園・保育所の学校教育・保育と小学校教育との連携・接続の状況については、「ステップ2」が62.1%(1,082市町村)と最も多く、「ステップ3」、「ステップ0」、「ステップ1」、「ステップ4」と続く。



出典:平成24年度幼児教育実態調査

連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安
(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議))

ステップ0:連携の予定・計画がまだ無い。
ステップ1:連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2:年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ3:授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ4:接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

3. 管理費に係る事項について

①減価償却費、賃借料の取扱いについて

【検討の視点】

- 公定価格においては、施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費等の全国的な状況を踏まえた上で、賃貸借の形態により設置された施設の賃借料への対応も考慮しつつ、設定する必要があると考えられるが、実際の組み込み方について、どのように考えるか。その際、地域差などについては、どのように考えるか。
- 新幼保連携型認定こども園、保育所については、国会の附帯決議において児童福祉法に基づく新たな交付金による施設整備補助との適切な組み合わせが求められており、どのような形で具体化していくか。
- 幼稚園については、施設整備費補助の負担割合や補助を受けた施設が保育所に比べて相対的に低く、経常経費等の中で対応していると考えられるなど、現在の対応を踏まえ、公定価格において評価していくことが考えられるのではないか。

【対応方針案】

- 幼保連携型認定こども園、保育所等については、待機児童解消加速化プランなど現行の施設整備費補助等との整合性を踏まえつつ、質の改善事項における取り扱いに対応し、施設整備費補助の対象外法人や賃貸方式の施設・事業に対し減価償却費の一部を給付費の加算として実施してはどうか。その際、施設整備費補助の水準等を踏まえて設定することとしてはどうか。

なお、施設整備費補助は地域別に異なる補助基準額を設けていることから、減価償却費、賃借料の設定に当たっても、現在の施設整備費補助の地域等を踏まえて設定することとしてはどうか。

- 幼稚園については、現在の対応を踏まえて、幼保間の施設整備に係る負担の公平性を確保する観点も考慮し、減価償却費等の一部を公定価格において評価することとしてはどうか。

②第三者評価の費用の取扱いについて

【検討の視点】

- 現在、保育所について、第三者評価の受審を推進することが求められているほか、確認制度の議論では、全ての施設・事業について、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価の受審に努めることとされたが、受審を進めていくために必要な受審料などのコストの取扱いについて、公定価格の中でどう考えていくか。また、受審率の目標について、どのように考えていくか。

【対応方針案】

- 第三者評価の受審を進めていくために、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとしてはどうか。

※ その上で、保育所における受審率については、まずは、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としてはどうか。

また、保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等と併せて更に検討してはどうか。

※ 児童養護施設等（3年に1度の受審が義務付け）と同様に、3年に1度の受審が可能となるような形での受審料の補助（全額補助）については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

③公認会計士等による監査の費用の取扱いについて

【検討の視点】

- 現在、私学助成の交付を受ける幼稚園については、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査が義務付けられているが、公費の透明性確保の観点から、施設型給付を受ける場合の外部監査等の実施に必要なコストの取扱いについて、公定価格の中でどのように考えていくか。
- ※ 私学助成については、建学の精神に基づき運営される私立学校としての自主性を尊重しながら運営に係る経常経費等に対して助成が行われており、その性格上、使途の制限等は行っていない。一方で、公費である私学助成の交付を受けることから、私立学校振興助成法に基づき、公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられている。（助成額が少額（1000万円以下）の場合は所轄庁の許可を得た上で、この限りではないこととされている。）

（参考）私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

- ※ 私立保育所に対しては、新制度においても委託費として支払われることから、その使途の取り扱いや、会計に関する指導監督のあり方について、今後、現行制度における対応等を踏まえて検討していく必要がある。

* 現行の保育所運営費は、保育所に対する委託費として支払われており、その性格上、一定の使途の制限や都道府県等による財務諸表等の監査が行われている。

【対応方針案】

- 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園が外部監査（公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査）を実施した場合のコストについて、現在の私学助成の取り扱いを踏まえ、公定価格上評価してはどうか。
- ※ 施設型給付・委託費の使途の取り扱いや会計に関する指導監督のあり方については、今後、現行制度における対応等を踏まえて検討が必要。（その際、外部監査と自治体による会計監査との重複についても配慮）

III. 各種加算に関する検討の視点

【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参考して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。

⇒以下の表は、現行の保育所運営費の加算について、検討の際の参考となるよう性質ごとに分類したもの。
※ 各加算の（ ）内の数値は、保育所運営費による加算の実施率（保育課調べ（24年度）（私立））

	<所在する地域により加算>	<事業の実施状況等により加算>	<その他>
人件費	<ul style="list-style-type: none">・ 寒冷地加算(約12%) <p style="text-align: center;">冬期又は寒冷地 の加算</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 主任保育士専任加算(約83%)・ 入所児童処遇特別加算費(約23%)・ 保育所事務職員雇上費(約91%)	<ul style="list-style-type: none">・ 単身赴任手当加算(約0%)
人件費・物件費 (事業費・管理費)		<ul style="list-style-type: none">・ 民間施設給与等改善費(-) *2・ 夜間保育所加算(約1%)	
物件費 (事業費・管理費)	<ul style="list-style-type: none">・ 児童用採暖費加算(約20%) *1・ 事務用採暖費(約4%)・ 除雪費加算(約6%)・ 降灰除去費加算(約2%)	<ul style="list-style-type: none">・ 施設機能強化推進費(約50%)	

*1 児童用採暖費加算は、全施設が加算の対象であるため、構成割合は加算額の上乗せのある施設の割合により計上（「他の地域」以外の施設）

*2 民間施設給与等改善費は、全施設が加算の対象（保育所運営費の使途制限違反等があった場合に加算が停止されている場合がある。）

- 併せて、定員を恒常に超過している場合などを含めて、調整のあり方についても検討が必要ではないか。

休日保育

(現状の取り扱い)

- 就労形態の多様化に鑑み日曜日、国民の祝日及び休日を含め、年間を通じて開所する保育所等に対して、休日保育事業として保育対策等促進事業費補助金による補助を行っており、保育所運営費で対応する部分（月曜日から土曜日）と休日保育事業（日曜日、国民の祝日及び休日）で対応する部分が明確に区分されている。
※ 保育所運営費による保育料とは別途、休日保育に係る利用料が徴収されている。

(新制度での取り扱い（制度改正検討時点での整理）)

- 新制度では保育認定を受ける子どもの月当たりの保育必要量を認定することとしており、曜日を定めて行うものではないことから、例えば月曜日から土曜日まで保護者が就労する家庭も、火曜日から日曜日まで就労する家庭のいずれも、認定された保育必要量の範囲で給付を受けその範囲で施設を利用することを想定している。
※ 少子化社会対策会議決定でも、休日保育は給付費等の加算として取り扱うこととしている。
- そのため、保護者の休日の就労等により認定を受けた子どもが休日に保育所等を利用する場合には、認定された必要量の範囲内において別途利用者負担を求めず、給付費等に対応した利用者負担で保育を受けることが可能となる。

【検討の視点】

- 新制度での休日保育の取り扱いについては上記の取り扱いを基本とし、加算額の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、現在の休日保育事業による補助の水準を踏まえて設定することが必要ではないか。
- その上で、就労形態による利用曜日の違いにより子どもの処遇に違いがでることのないよう、職員配置等の水準について整合性を図っていくことが必要ではないか。
※ 休日保育事業による補助額の算定上、一部に非常勤保育士が充てられている。

夜間保育

(現状の取り扱い)

- 夜間保育所については、保護者の夜間の就労等により保育所での保育が必要な児童を対象として、一般の保育所とは別に夜間保育を専門とする保育所として認可が行われている。
- ※ 夜間保育所数 81か所（平成25年5月1日現在）
- ※ 設置認可に当たっては、一般の保育所の設置認可に当たっての要件に加え、以下の要件等を求めている。
 - ・概ね午後10時まで開所すること（開所時間は原則として11時間）
 - ・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること
- 上記による認可を受けた夜間保育所に対しては、保育所運営費の加算等として、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人工費等の費用を支弁している。

(新制度での取り扱い（制度改正検討時点での整理）)

- 新制度では、現行と同様に就労状況等地域の実情に応じて開所時間を設定することになり、夜間保育の需要の高い地域ではこれまでと同様に夜間保育所による保育の提供が必要となる。また、前ページの休日保育と同様に夜間の保育を必要とする子どもの場合も、認定された保育必要量の範囲で給付を受けその範囲で施設を利用することを想定している。
- ※ 少子化社会対策会議決定でも、夜間保育は給付費等の加算として取り扱うこととしている。

【検討の視点】

- 新制度での夜間保育の取り扱いについては現在の取り扱いを基本とし、加算額の設定に当たっては、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人工費等の費用を勘案し、現在の夜間保育加算等による補助の水準を踏まえて設定することが必要ではないか。

【対応方針案】

休日保育

- 新制度での休日保育の取り扱いについては、休日保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、処遇改善等、他の質改善事項との整合性も図りながら設定することとしてはどうか。

※担当職員の人事費の更なる充実については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

夜間保育

- 新制度での夜間保育の取り扱いについては、夜間保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人事費等の費用を勘案し、現在の夜間保育加算等による補助の水準を踏まえて設定することとしてはどうか。

その他

- その他の加算*については、現行の取り扱いを基本として調整してはどうか。

*主任保育士専任加算、入所児童処遇特別加算費、保育所事務職員雇上費、施設機能強化推進費
(主任保育士専任加算は、別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえて整理)

- なお、単身赴任手当加算については、現在、加算が行われている施設がほとんど存在しないため加算の設定は行わないこととしてはどうか。

(現状の取り扱い)

- 現在、保育所運営費においては、保育所の所在する地域に応じて以下の加算が行われている。

①児童用採暖費加算：冬季（10月～3月）の暖房に必要な経費

➢ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める地域に所在する保育所及びそれ以外の地域に所在する保育所に対して、級地区分に応じて加算（全ての保育所が加算の対象）

②寒冷地加算：寒冷地に所在する保育所の職員に対して支給される手当

➢ 国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める地域に所在する保育所に対して、級地区分に応じて加算

③事務用採暖費：北海道に所在する保育所に係る事務用の暖房に必要な経費

➢ 北海道に所在する保育所に対して加算

④除雪費加算：豪雪地帯に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費

➢ 豪雪地帯特別措置法の規定に基づく地域に所在する保育所に対して加算

⑤降灰除去費加算：降灰防除地域に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費

➢ 活火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所に対して加算

【検討の視点】

- ①～③の加算については、冬季における暖房等に必要な経費として加算を行っているが、寒冷地以外の地域においては、近年、夏期における冷房に必要な経費の需要が高まっていることから、夏期の冷房に必要な経費にも一定程度考慮することが必要ではないか。

その際、例えば、①～③の加算を整理・再編し、必要な光熱費として一定程度全国的に平準化した上で、寒冷地に手厚く配分するといった方法も考えられるのではないか。

- 一方で、④、⑤の加算については、上記と比較して地域特性の強い費用であることから、全ての施設・事業*を通じて、加算として実施することとしてはどうか。

* 居宅訪問型保育事業を除く。（居宅訪問型保育事業は訪問先の居宅において保育を提供する事業形態）

(現状の取り扱い)

- 現在、保育所においては、年度途中における保育所入所を必要とする児童が発生した場合や待機児童の急増への対応として、設備運営基準の範囲内で保育所の定員を超えて児童を受け入れることを認める「定員の弾力化」の取り扱いが行われている。
 - その場合であっても、定員を超過して受け入れる際に必要な職員体制を確保する観点や受け入れにあたってのインセンティブといった観点から、定員区分に基づき適用される単価により支弁されている。
- ※ 保育単価は定員規模が大きくなるにつれ単価が小さくなるが、例えば「定員80人」の施設に「90人」の子どもが入所している場合には、「定員区分80人」の単価により「90人分」の費用が支弁される。
- 一方で、本来、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、また、実際の入所児童数に対応した単価と比較して高い単価により支弁されることから、会計検査院の指摘等を踏まえ、定員を超過している状況が恒常的に亘る場合*には、定員の見直しに積極的に取り組むこととしている。

* 連続する過去の2年度間に常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合。

(参考)定員の弾力化を実施している保育所割合

全国	指定都市	人口15万人 以上の市	人口10~15万人 未満の市	人口5~10万人 未満の市	人口5万人 未満の市	都部
69.9%	91.2%	76.2%	73.7%	61.7%	58.6%	47.1%

※平成23年地域児童福祉事業等調査より

- また、幼稚園においても、教育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、国から都道府県に対する私学助成の対象となる園児数は、学則で定めた収容定員（園児数が収容定員に満たない場合は実員）を上限*としている。（なお、都道府県から幼稚園に対する補助は、都道府県の判断によって、定員超過率（収容率）に応じた減額調整を行う例もある。）* 東日本大震災により転入学した園児に係る定員超過について補助対象とする特例措置あり。

【検討の視点】

- 定員が恒常に超過している場合における調整のあり方について、どのように考えるか。
- 検討に当たっては、定員の弾力化が待機児童解消に果たしてきた役割を踏まえつつ、定員の範囲内で受け入れを行っている施設との公平性、利用定員と市町村計画との整合性の観点等を踏まえた検討が必要ではないか。

[検討例]

- ・ 例えば、現在の取り扱いと同様、定員を超過（120%以上）している状況が恒常的（2年以上）に亘る場合には、
 - ①確実に利用定員の変更を行う。
 - ②適切な規模の定員区分による単価との差を定率で調整する。といった方法が考えられるか。

【対応方針案（公定価格上調整を行う項目）】

- 教育標準時間認定の公定価格の設定に当たっては、幼稚園教諭の配置基準を設けることとした場合、現在は幼稚園教諭の配置基準の設定がないことから、配置基準に達していない施設に配慮し、必要な経過措置等を設け調整を行うこととしてはどうか。⇒P 4 2 参照
 - 保育認定の公定価格の設定に当たっては、土曜日の開所に関して特段の需要がない場合など、常態的に土曜日に閉所する場合については、公定価格上、その費用を調整することとしてはどうか。⇒P 5 3 参照
 - 認可基準上義務付けられている事項のうち、公定価格の算定に直結する以下の事項については、基準に達しない場合（経過措置期間中の特例や離島・へき地における特例）に費用を調整することとしてはどうか。
 - ・ 幼保連携型認定こども園等における子育て支援*
 - ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業における食事の提供
 - ・ 地域型保育事業における連携施設*
 - 保育所の分園については、現在「本園と分園の定員を分けて設定」したうえで、本園と分園にまたがる経費となる部分について調整を行っているが、公定価格の設定に当たっても同様に必要な調整を行うこととしてはどうか。*その際保育所運営費とは別途、補助事業として実施されている保育所分園推進事業による補助の水準を踏まえて調整する。
- ※ 定員が恒常に超過している場合における調整のあり方については、上記の「検討の視点」の議論を踏まえて整理。

(参考) 幼稚園の私学助成（国）の取扱い

これまでの検討においては、現行の私学助成（国）は、一般補助に加えて特別補助を設けているが、教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育や広く実施される子育て支援活動の補助については、福祉的要素にも鑑みて、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業）に位置付けることとされた。また、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われる教育の補助については、幼児期の学校教育の振興の奨励的な見地から、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園も対象となっている。

（制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分（一般補助）については、原則として、こども園給付（仮称）に統合する。
- 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組（特別補助）のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの（預かり保育、子育て支援）については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業（仮称）（一時預かり、地域子育て支援拠点）に位置付ける。

※ 現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業（仮称）の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。

- 一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの（例：特別支援教育、幼児期の学校教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組）については、幼児期の学校教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方に基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園（仮称）を対象に追加する。

IV. その他の論点について

【概要】

- 上記Ⅰ～Ⅲの検討を行いつつ、その上で、以下のような施設・事業ごとの論点について検討・整理していくことが必要。

【主な事項】

1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について

①施設ごとに求められる職員の配置との関係について

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上、認定区分を勘案して設定することとされており、その際、必要な職員の配置水準を考慮することが必要となる。（P44参考1を参照）
- 幼稚園・認定こども園については、学校歯科医・学校薬剤師が必置となっており、保育所については必置となっていないが、これをどう考えていくか。
- 新幼保連携型認定こども園については、教育標準時間認定（1号）の子どもと保育認定（2号・3号）といった生活時間帯が異なる子どもが同時に就園することや、児童福祉法に基づく措置の対象施設であること等を踏まえ、園長を補佐する管理職（副園長又は教頭）の配置について、どう考えていくか。

【参考】園長・施設長（常勤職員）の配置状況（経営実態調査）

①幼稚園

園長（常勤）	全 体	幼稚園（認定こども園以外）	幼保連携型	幼稚園型
私 立	0. 9人	0. 9人	0. 9人	1. 0人
公 立	0. 8人	0. 8人	0. 6人	—

②保育所

施設長（常勤）	全 体	保育所（認定こども園以外）	幼保連携型	保育所型
私 立	1. 0人	1. 0人	0. 9人	1. 0人
公 立	1. 0人	1. 0人	1. 0人	1. 0人

②子育て支援機能について

【検討の視点】

- 認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ、給付の本体に組み込む形により公定価格を設定することを基本とするか。
- 現在、幼稚園、保育所、認定こども園の中でも、子育て支援として、積極的に地域子育て支援拠点事業を実施している施設があることを踏まえ、こうした取り組みを継続することが必要ではないか。
- また、それ以外の形態により子育て支援を実施している場合、実施状況等に幅があることを踏まえつつ、検討していくことが必要ではないか。また、類似の性格を有する地域子育て支援拠点事業との関係についても整理することが必要ではないか。
- 幼稚園、保育所については、子育て支援が努力義務とされているが、幼稚園、保育所が認定こども園に対して求める地域子育て支援活動と同様の活動を実施する場合には、公定価格においてどのように対応していくか。
※その際、現行の財政支援措置との関係について整理することが必要
- 幼稚園について、私学助成（子育て支援活動の推進）からの円滑な移行をどう考えていくか。

⇒ 認定こども園、幼稚園、保育所における子育て支援の実施状況については、P 76 以降を参照

【対応方針案】

- 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のように対応することとしてはどうか。

<認定こども園>

- ・認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ、保育所における主任保育士専任加算と同様に、すべての施設において主幹保育教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと（専任化）を可能とするための講師の人事費、子育て支援事業に必要な活動費を給付本体に組み込む。
- ・その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園において、当該主幹保育教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とする加算措置を講ずる。

※ 活動費の更なる充実等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

<幼稚園>

- ・幼稚園については、子育て支援事業の実施が努力義務となっていることを踏まえ、保育所における主任保育士の専任加算と同様に、主幹教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと（専任化）を可能とするための講師の人事費、子育て支援事業に必要な活動費を加算措置として講ずる。
- ・その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園において、当該主幹教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とする加算措置を講ずる。

※ すべての施設における主幹教諭等の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

<保育所>

- ・保育所については、子育て支援事業の実施が努力義務となっていることを踏まえ、現行の主任保育士の専任加算措置に加え、子育て支援事業に必要な活動費を加算措置として講ずる。
- ・その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育所において、当該主任保育士が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とする加算措置を講ずる。

※ すべての施設における主任保育士等の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向 75

(参考) 認定こども園、幼稚園、保育所における子育て支援の実施状況

①地域子育て支援拠点事業の実施状況

○ 調査結果をみると、幼保連携型・保育所型認定こども園及び保育所では「地域子育て支援拠点事業」の実施割合が高い傾向にある。

	施設数 A	拠点事業 実施施設数 B	実施率 C(B/A)	
幼保連携型	486か所	76か所	15.6%	
幼稚園型	272か所	1か所	0.4%	
保育所型	121か所	36か所	29.8%	
地方裁量型	30か所	0か所	0.0%	
幼稚園	12,412か所	40か所	0.3%	
保育所	23,104か所	2,793か所	12.1%	
合計	36,425か所	2,946か所	8.1%	

A 平成24年度の施設数（総数）

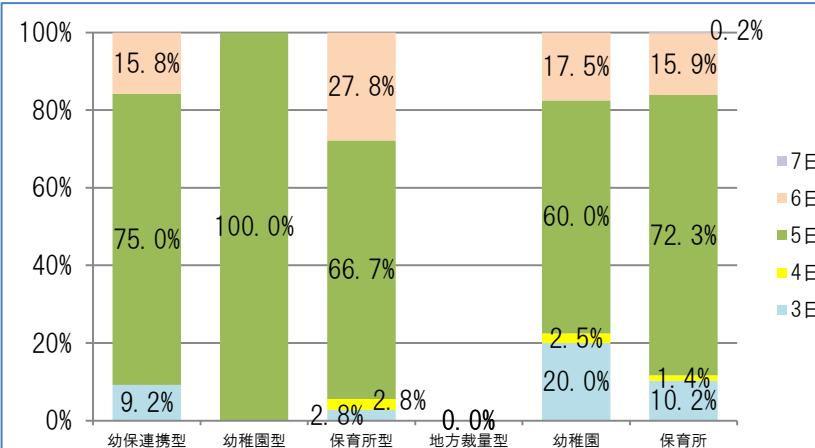
※「幼稚園」、「保育所」には、認定こども園を構成する施設は含まれていない。

B 平成24年度の地域子育て支援拠点事業（国庫補助事業）の実施施設数

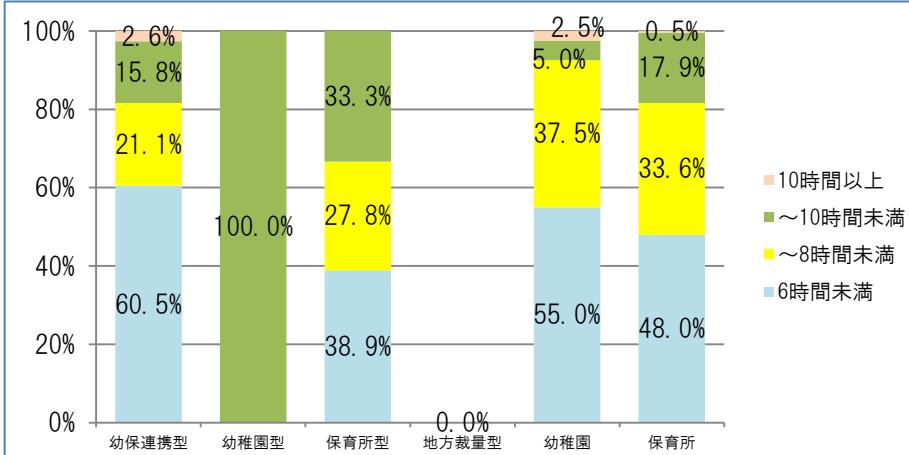
※平成24年度交付決定ベース（経過措置（小規模指定施設）分除く。）

取組状況

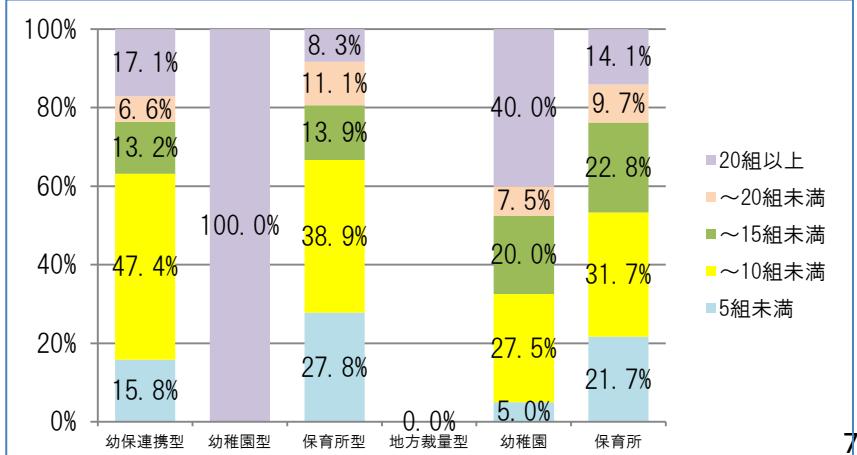
（開設日数）



（開設時間）



（1日当たり平均利用親子数）

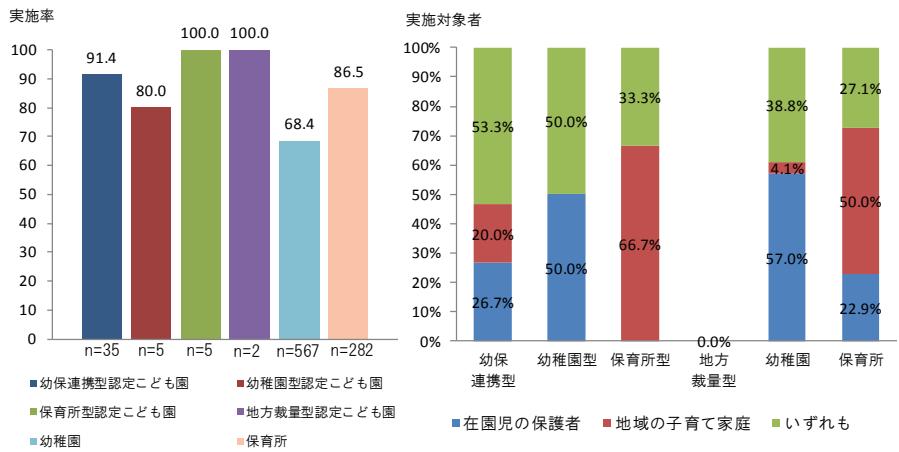


②地域子育て支援拠点事業の未実施施設における子育て支援活動の実施状況

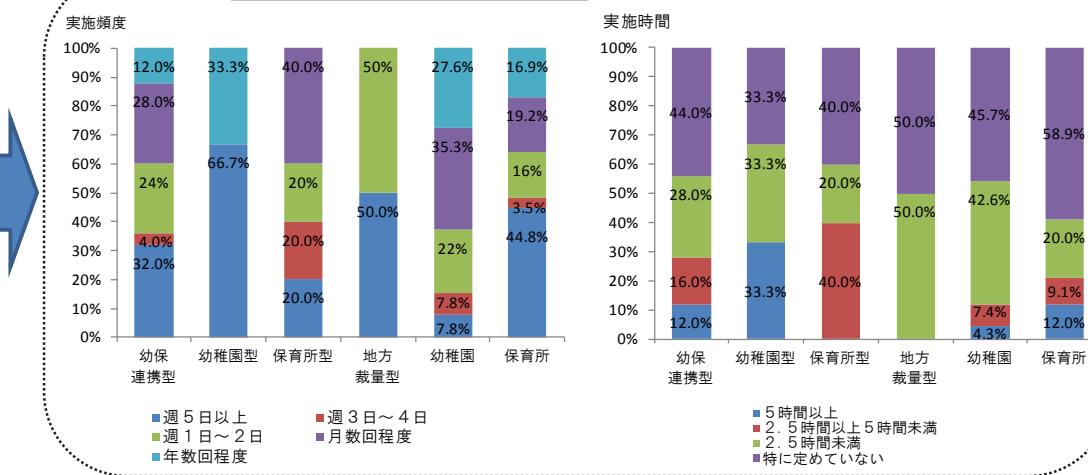
※ 昨年11月に、自治体、全国認定こども園協会、全国認定こども園連絡協議会を通じて、文部科学省・厚生労働省において実施したサンプル調査の結果

○ 調査結果をみると、未実施施設において多くの施設で子育て支援活動が行われており、代表的な取組の実施状況をみると、認定こども園はいずれの類型も比較的高い傾向がみられる。また、幼稚園・保育所においても多数の施設において子育て支援の取組が行われている。

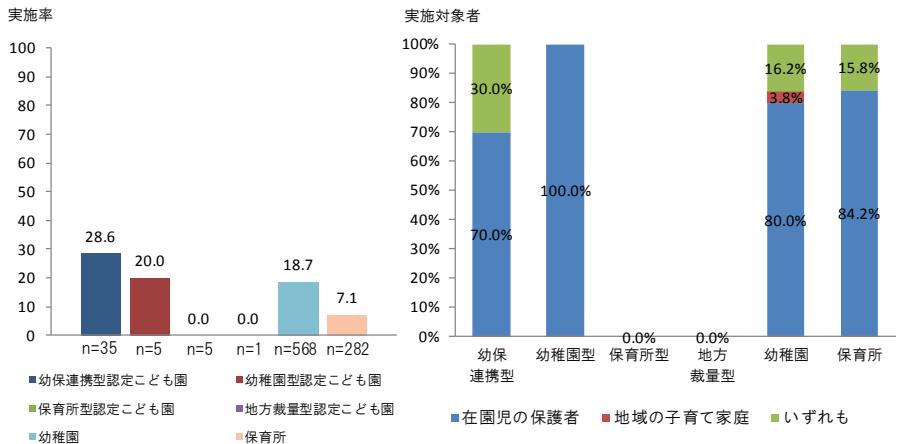
保育士等の施設職員による「子育て（育児・教育）相談」の実施状況



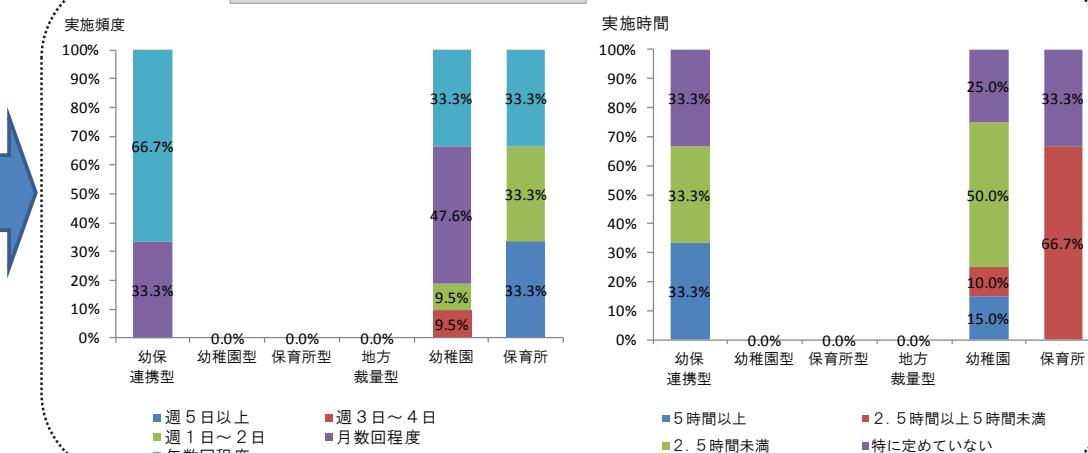
地域の子育て家庭を対象に実施している施設
(いずれも対象としている施設を含む)



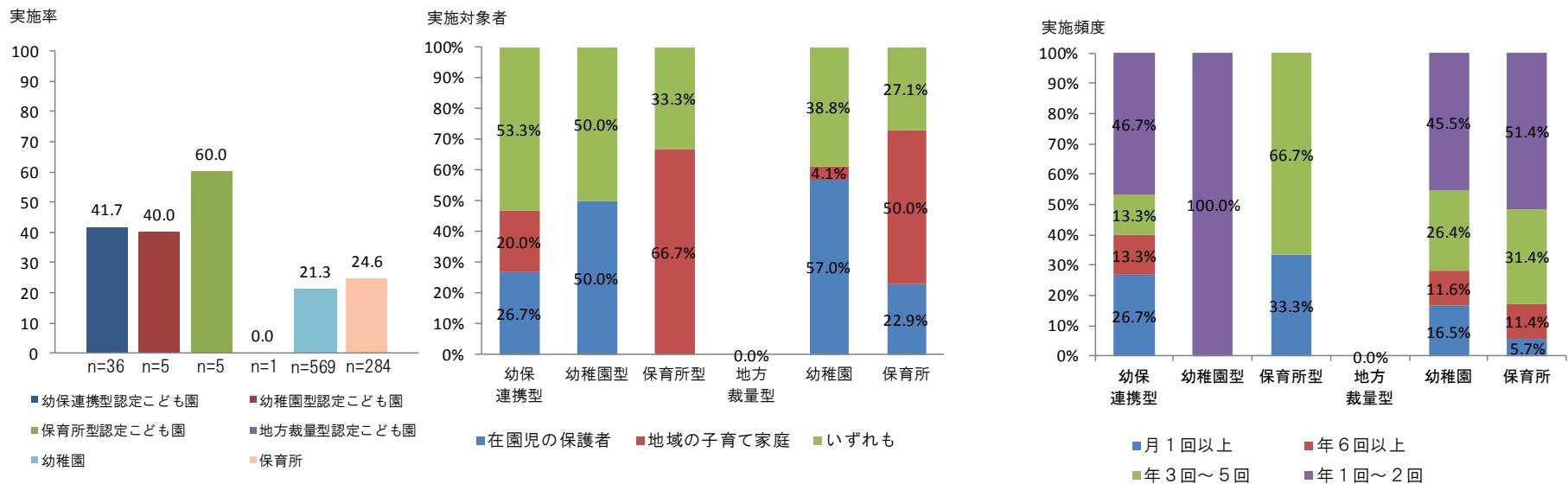
カウンセラーなどによる「子育て（育児・教育）相談」の実施状況



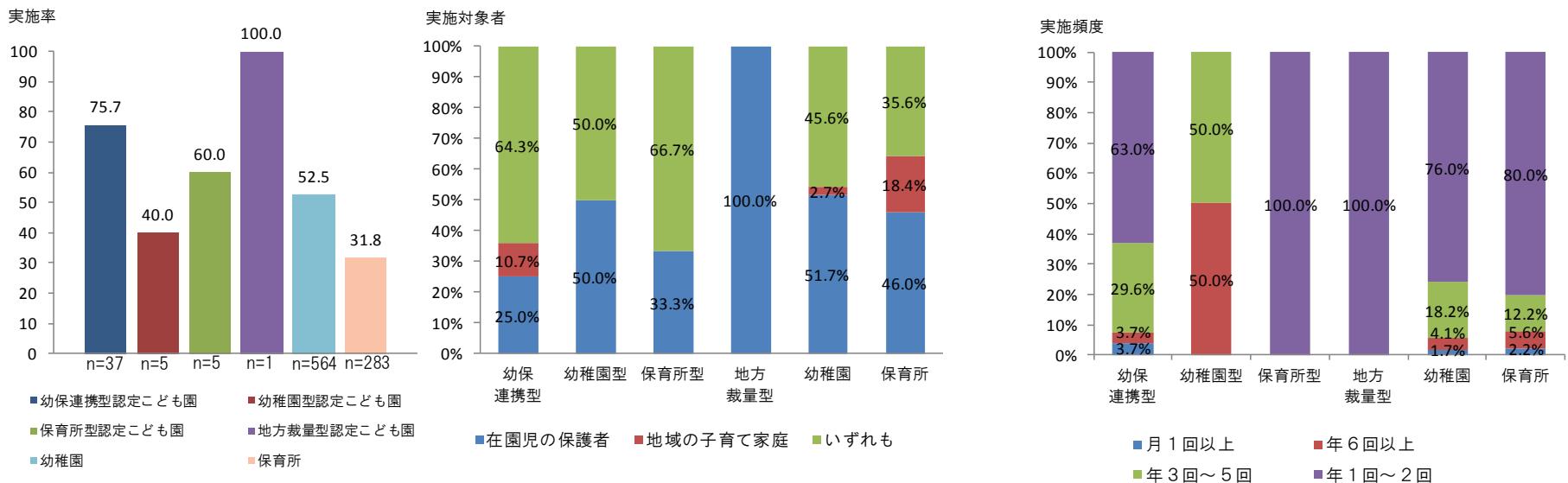
地域の子育て家庭を対象に実施している施設
(いずれも対象としている施設を含む)



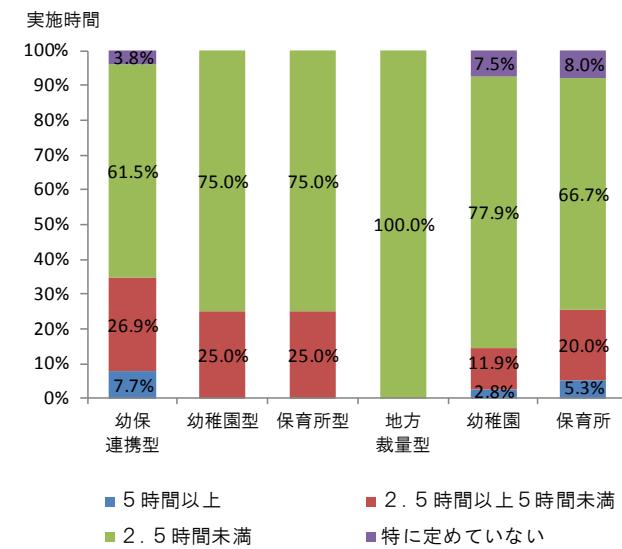
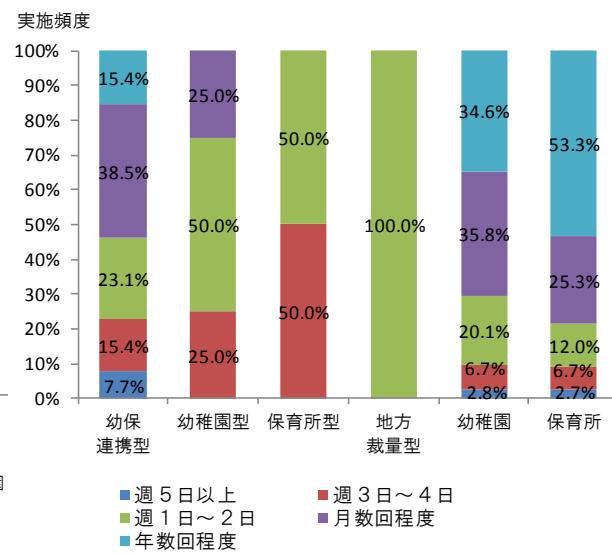
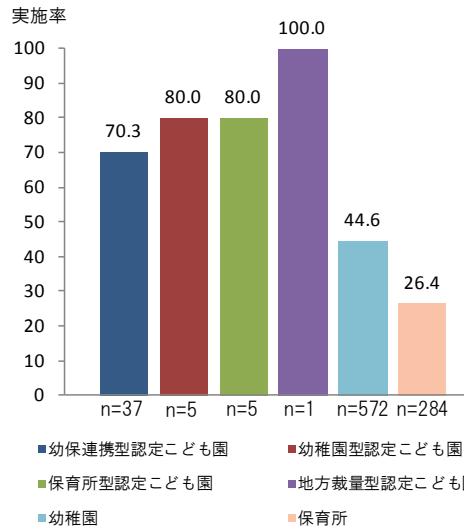
保育士等の施設職員による「子育て講座・講演」の実施状況



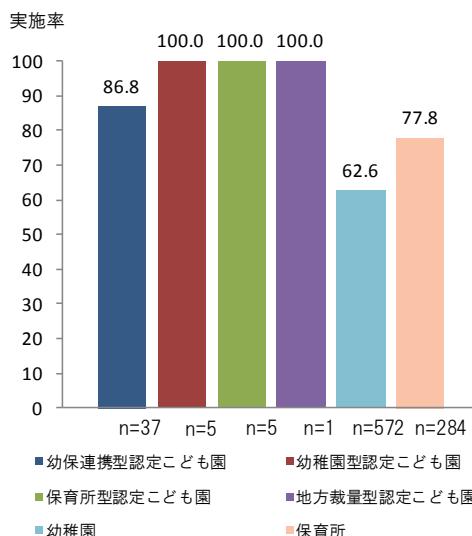
外部講師などによる「子育て講座・講演」の実施状況



「親子や親のための交流」の実施状況



「子育てに関する情報提供」の実施状況



③事務処理体制について

【検討の視点】

- 認定こども園・幼稚園については、直接契約に伴う事務負担（園児募集、保護者ごとに異なる利用料を毎月徴収等）を勘案した事務処理体制について、検討することとするか。
- 保育所については、日常的な管理事務・会計処理等をはじめとする事務を行っていることを踏まえ、現行の保育所運営費における対応を基に、事務処理体制について検討していくこととするか。

<参考・新制度における事務処理について>

- ・教育標準時間認定（幼稚園、認定こども園を利用する場合）
　園児募集・入園者の選考、保護者からの利用申込みを受けて施設の設置者と保護者が契約、利用者負担を徴収
　（施設の設置者は利用実績を市町村に報告、給付費の支弁を受ける）
- ・保育認定①（公立保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合）
　市町村の利用調整を経て、施設の設置者・事業者と保護者が契約、利用者負担を徴収
　（施設の設置者・事業者は利用実績を市町村に報告、給付費の支弁を受ける。）
- ・保育認定②（私立保育所を利用する場合）
　市町村の利用調整を経て、市町村と保護者が契約、利用者負担を徴収
　（施設は利用実績を市町村に報告、委託費の支弁を受ける。）

⇒ 幼稚園及び保育所の事務職員等の配置状況については、P 45、46の参考2、参考3を参照

【対応方針案】

- 認定こども園、幼稚園については、直接契約に伴う事務負担に対応するため、現在の幼稚園における事務職員の配置状況等を踏まえて、施設の規模に応じて公定価格上評価していくこととしてはどうか。
　その上で、新制度において新たに生じる事務負担の増加に対応するための体制の確保について、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、事務職員（非常勤・週2日分）を追加で配置することとしてはどうか。
※ 幼稚園で週5日分、認定こども園で週6日分の事務職員の追加配置については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- 保育所については、日常的な管理事務・会計処理等をはじめとする事務を行っていることを踏まえつつ、現行どおり委託費として支払われる点を踏まえ、現行の保育所運営費における対応を基に設定してはどうか。

2. 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に係る事項について

- 地域型保育事業の認可基準等を踏まえ、例えば以下のような事項について検討、整理する。

【検討の視点】

- 地域型保育事業の認可基準等を踏まえ、例えば、以下の事項について、公定価格の設定において検討していく必要ではないか。

検討例①：保育士配置比率の向上に伴う段階的な評価について

→ 小規模保育事業A型（保育士10／10）・B型（同1／2以上）において、保育士比率の向上に伴う公定価格の段階的な評価を行う必要はない（事業所内保育事業も小規模保育事業と同様の基準とした場合、同じ対応が必要）。家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業について、保育士が行う場合とそれ以外の者が行う場合の評価をどうするか。

【対応方針案】

- 小規模保育事業及び事業所内保育事業（定員19人以下）のB型について、保育士資格取得のインセンティブを設けA型への移行を促すため、常態的に保育士比率が3／4以上（A型とB型の中間）となる場合に公定価格上加算により評価してはどうか。
- 家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業についても、保育士資格取得のインセンティブを設ける観点から、保育士※が行う場合に公定価格上加算により評価してはどうか。
※ 看護師（保健師、助産師を含む。）についても同様に取り扱うこととしてはどうか。

検討例②：連携施設への評価（全事業共通）

→ 連携施設との連携において経費のかかる事項（連絡調整）の費用について、給付に組み込む必要があるのではないか。

【対応方針案】

- 連携施設に係る経費について、質の改善に関する検討を踏まえ、連携施設の設定に資するよう、必要な経費を組み込む形で対応することとしてはどうか。

※連携施設に関する経過措置の適用を受けている場合は調整対象とする（P 71 参照）

- なお、連携施設については、小規模保育事業者等と施設設置者との間で調整、設定することが基本ではあるものの、当該調整・設定が困難な場合、市町村が積極的に調整（例えば、私立施設のあっせん、公立施設による連携など）を行うよう、通知等において示していくこととしてはどうか。

※平成25年12月26日子ども・子育て会議(第10回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第11回)合同会議資料より

＜市町村による調整について＞

- 小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。

(調整例)

- ・私立施設のあっせん、働きかけ(強制力は伴わない)
- ・公立施設による連携

検討例③：事業所内保育事業における従業員枠との関係について

- 従業員への福利厚生・人材確保としての性格を有し、応諾義務等の対象にならない従業員枠について、地域枠との関係で、給付・利用者負担の水準をどのように考えるか。
 - その際、
 - ・保育の提供コスト自体は従業員の子どもと地域の子どもの間で違いはないと考えられること
 - ・地域枠を設けない事業所内保育施設（給付の対象外）との関係
 - ・近隣の保育所と比較して、保育料を無料又は低くしている施設が多く見られること
 - ・近隣地域の子どもを受け入れる場合の保育料が異なる額となっている例が見られること
- を踏まえて検討していくことが必要ではないか。

＜参考1＞地域型保育事業に係る実態調査

※ 地域住民の子どもを受け入れている事業所内保育施設 32 施設のうち利用料金設定に関する質問に回答のあった 25 施設の状況

（地域住民の子どもを受け入れている事業所内保育施設の利用料金設定）

- ・「雇用する労働者の子どもに係る利用料（従業員枠）」と「地域住民の子どもに係る利用料」との関係
 - いずれも同額に設定している施設 3 施設 (12%)
 - 従業員枠を低く設定している施設 22 施設 (88%)

（従業員枠の利用料を低く設定している施設（22施設）の利用料金の軽減状況（地域枠との差））

- ・平均軽減額(月額)／軽減率 約▲18,000円／(約▲40%)
- ・軽減額別施設数

～▲10,000円未満	2 施設 (9 %)
▲10,000円～▲20,000円未満	10 施設 (45%)
▲20,000円～▲30,000円未満	9 施設 (41%)
▲30,000円～	1 施設 (5 %)

- ・軽減率別施設数
- | | |
|-------------|-------------|
| ～▲20%未満 | 0 施設 (0 %) |
| ▲20%～▲40%未満 | 10 施設 (45%) |
| ▲40%～▲60%未満 | 10 施設 (45%) |
| ▲60%～ | 2 施設 (9 %) |

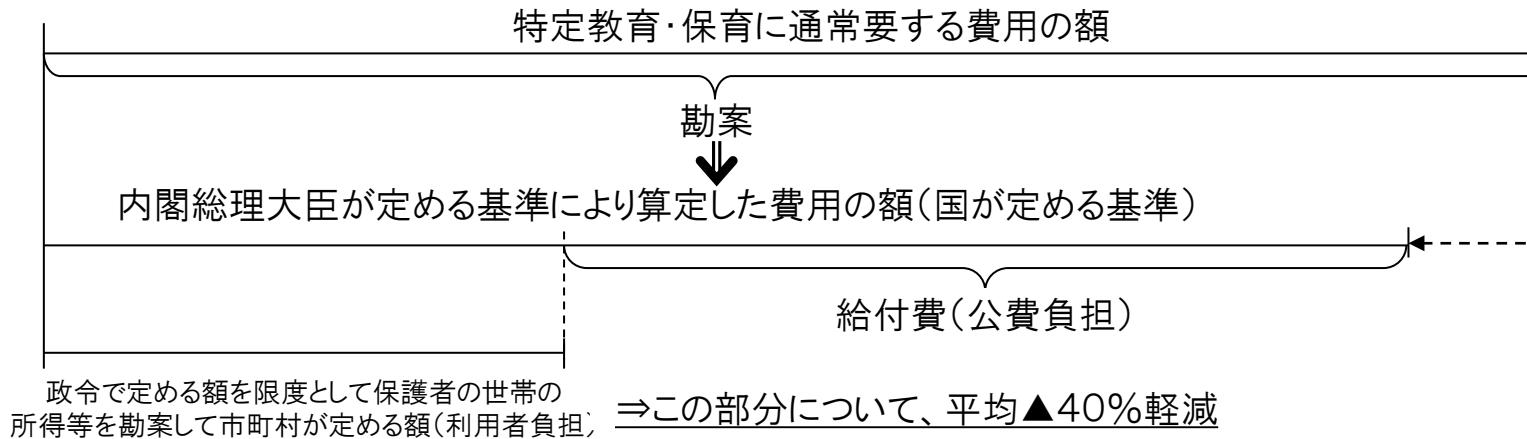
＜参考2＞事業所内保育施設等実態調査事業報告書（平成22年2月）

- ・施設の特徴として、「保育料を低く設定」している施設が68.5%（一方、「一般の保育所の水準を上回る」としている施設も14.6%）

[上記を踏まえた事業所内保育事業（従業員枠）の公定価格上の対応について]

- 従業員枠については、福利厚生・人材確保としての性格を一定程度有しており、従業員の利用に当たっては、他の保育所に比較して、保育料を無料又は低額としている施設が多く（約88%）、また、その従業員枠の利用者負担を低く設定している施設においては、平均▲約40%と一定の幅をもって軽減している。

<前提・公定価格の構造>



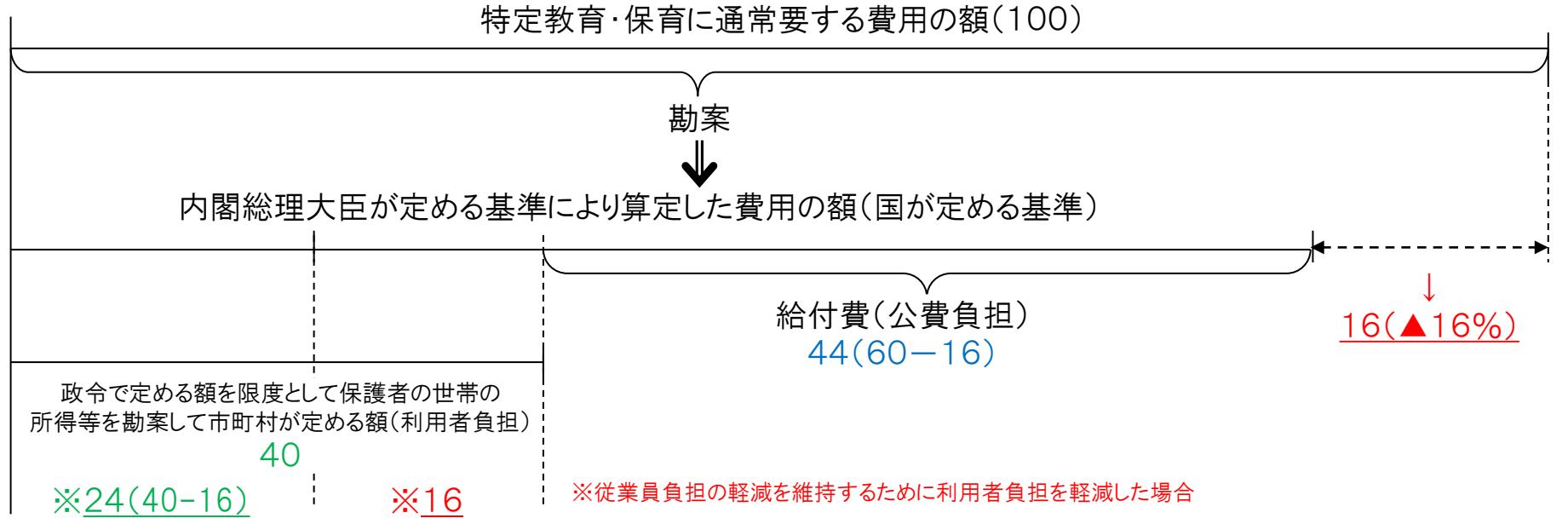
【基本的な考え方の整理】

- 事業所内保育事業に係る公定価格の設定に当たっては、上記の事業所内保育の性格を踏まえたものとすることが必要となる。その際、従業員枠に係る利用者負担の軽減については、福利厚生・人材確保としての性格が強いと考えられることから、この部分については、国が定める基準（公費対象）には含めないこととしてはどうか。
- その際、現在の保育所運営費における国の平均的な基準としては、公費60%、利用者負担40%により構成していることから、費用全体に照らして換算すると、利用者負担分 $40\% \times 40\% = 16\%$ となる。すなわち、この割合については、福利厚生・人材確保に係るものと整理し、事業主負担部分として設定することとしてはどうか。
($60 - 16 = 44\%$ が公費負担部分)
- その上で、従業員枠に係る利用者負担については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしてはどうか。

※具体的なイメージは次ページ参照

【イメージ】

※特定教育・保育に通常要する費用の額全体を100とした場合



現行制度

- 従業員枠
 - 企業(事業主)負担: 76※
 - 従業員負担: 24

- 地域枠(地域の子どもを受け入れる場合)
 - 企業(事業主)負担: 60※
 - 利用者負担: 40

※一部雇用保険事業等の助成金による支援あり



新制度

- 従業員枠
 - 公費負担: 44(60-16)
 - 企業(事業主)負担: 32(16+16※)
- ※従来の従業員枠の利用者負担(24)を維持した場合
- 従業員負担: 24(40-16)

- 地域枠
 - 公費負担: 60
 - 利用者負担: 40

検討例④：居宅訪問型保育事業と労働基準法との関係について

→ 居宅訪問型保育事業における労働基準法の適用に係る議論と並行して、検討していく必要があるのではないか。

検討例⑤：管理者・事務体制について（全事業共通）

→ 事業の管理者、事務処理体制について、特定教育・保育施設における検討と並行して、検討していく必要があるのではないか。その際、比較的規模が小さいことを踏まえて、管理体制・事務処理体制について検討することが必要ではないか。

【対応方針案】

<管理者の配置>

- 小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る管理者に係る費用について、保育従事者等の職員とは別途、管理者を配置する場合に加算として評価してはどうか。
※ 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業については、その性格上管理者に係る経費は算定しない。

<事務体制>

- 事務処理に係る費用について、直接契約に伴う事務負担に考慮しつつ、比較的規模が小さいことを踏まえて、現行の保育所運営費において基本分として算定する事務経費（事務職員週3日分）を基本として規模に応じて設定してはどうか。
そのうえで、
 - ・ 小規模保育事業及び事業所内保育事業（定員19人以下）において、管理者を配置する場合については、事務経費は算定しない。
 - ・ 家庭的保育事業において、保育を受ける子どもが3人以下の場合については、家庭的保育補助者を配置可能とすることにより事務経費は算定しない。（検討例⑥を参照）こととしてはどうか。
- 居宅訪問型保育事業については、コーディネーターに係る事務経費を評価することとしてはどうか。

検討例⑥：家庭的保育事業における家庭的保育補助者の配置について

→ 保育を受ける子どもが3人以下の場合の家庭的保育補助者の配置への配慮について、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する必要があるのではないか。

【対応方針案】

- 保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても、家庭的保育者の負担を軽減するとともに事務処理等に対応するため、家庭的保育補助者を配置した場合に評価してはどうか。
※ 調理員については、別途、公定価格上評価する。（P56参照）

(参考Ⅰ) 制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
 - ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
- 支払い方法
 - ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
 - ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。

- 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
- 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- 小規模保育など新たな保育の類型を創設
- 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
- 3歳児を中心とした配置基準の改善
- 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

- 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

- 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

(参考Ⅱ) 子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議（主として公定価格に関わる事項）

○ 衆議院　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

○ 参議院　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。

(参考Ⅲ) 現行制度の構造

<現行の私学助成の算定構造（国→都道府県に対する補助額の算定構造）>

①一般補助 (幼稚園の経常的経費)	5月1日現在の在籍園児数に応じて 算定	在籍園児1人当たり単価（年額）
----------------------	------------------------	-----------------

+

②特別補助	事業の実施状況等に応じて算定	
i 預かり保育推進事業	預かり保育を実施する園に対する助成を行う場合	1園当たり単価（年額）
ii 子育て支援活動の推進	子育て支援活動を行う園に対する助成を行う場合	1園当たり単価（年額）
iii 特別支援教育経費	障害のある幼児が2人以上いる園に対する助成を行う場合	対象園児1人当たり単価（年額）
iv 教育の質の向上を図る学校支援経費	特色ある教育に取り組む学校に対する助成を行う場合	1園当たり単価（年額）

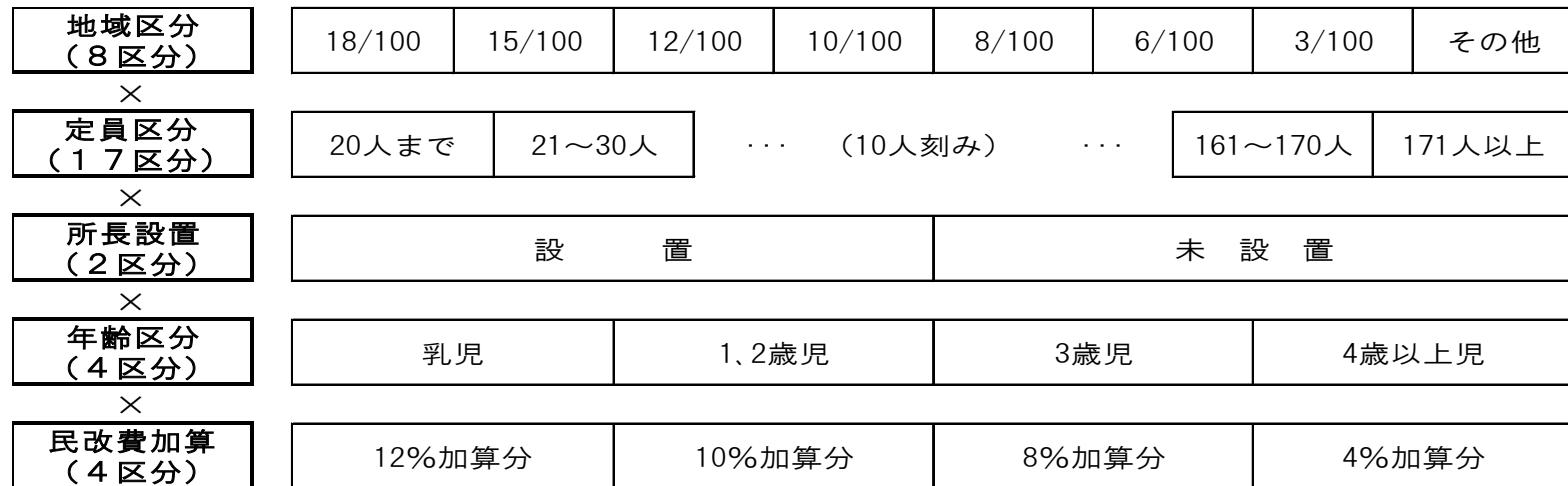
(注) 上記は、都道府県に対する国の補助額の算定構造であり、各都道府県における私学助成は、地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で運用されている。(一般補助)

(都道府県による助成額の算出方式) おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

単価方式	幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式
標準的運営費方式	公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部（例えば1/2以内）を補助する方式（公立積算方式）
補助対象経費方式	補助対象経費（経常的経費支出額等）に補助割合（例えば1/2以内）を乗じて算出・配分する方式
区割方式	都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素（例えば生徒数、教職員数、学級数等）に着目して配分する方式

＜現行の保育所運営費の算定構造＞

①基本分保育単価等	<ul style="list-style-type: none"> ・各月初日の入所児童数に応じて算定 ※月途中入退所の際は、日割りにより算定 ・地域区分、定員区分等以下の区分ごとに単価が異なる。 	入所児童1人当たり単価 (月額)
-----------	---	---------------------



(平成25年度保育単価表(抜粋))

そ し の す 区	所 保 育 在 域 分	そ し の 保 育 所 の 月 初 日	そ し の 保 育 所 の 初 日	そ し の 保 育 所 の 長 期 お い て 設 置 又 は 未 設 置 (欠 員 ・ 未 無 給)	そ し の 保 育 所 の 年 齢 分 区 分	そ し の 月 初 日 の 入 所 児 童 (年 齢 分 区 分)	基 本 分 額 (第 1 欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
								12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地 域	20人まで	設 置	乳 兒	225,120	円	25,860	円	21,550	円	17,240	円
			1, 2歳兒	154,470		17,380		14,490		11,590	
			3歳兒	101,920		11,440		9,540		7,630	
			4歳以上兒	94,860		10,600		8,840		7,070	
		未 設 置	乳 兒	199,840	円	22,830	円	19,020	円	15,210	円
			1, 2歳兒	129,190		14,350		11,960		9,560	
			3歳兒	76,640		8,410		7,010		5,600	
			4歳以上兒	69,580		7,570		6,310		5,040	
	21人から 30人まで	設 置	乳 兒	201,300	円	23,000	円	19,160	円	15,330	円
			1, 2歳兒	130,580		14,510		12,090		9,670	
			3歳兒	78,000		8,570		7,140		5,710	
			4歳以上兒	70,930		7,730		6,440		5,150	
		未 設 置	乳 兒	184,450	円	20,980	円	17,480	円	13,980	円
			1, 2歳兒	113,730		12,490		10,410		8,320	
			3歳兒	61,150		6,550		5,460		4,360	
			4歳以上兒	54,080		5,710		4,760		3,800	

②各種加算	事業の実施状況等に応じて算定	
i 児童用採暖費加算、寒冷地加算、事務用採暖費、除雪費加算、降灰除去費加算	保育所の所在する地域に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額）
ii 単身赴任手当加算、入所児童処遇特別加算費、施設機能強化推進費、保育所事務職員雇上費、主任保育士の専任加算	事業の実施状況等に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額） ※加算の金額について、1園当たりの単価として計算するものもあるが、支払いの際は単価を児童数で除して、児童1人当たり単価としたうえで支払っている。

(注) 幼稚園・保育所の収入・支出の構造の違いについて

- 例)
- ・ 現行の保育所運営費は、全国一律に算定される額を基本として支弁される一方、幼稚園に対する経常費の私学助成は、各都道府県の判断により多様な内容・水準で運用されている。
 - ・ 保育所運営費は、保育所における保育の実施につき児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として設定された公定価格であり、対象経費を示している（使途制限がある）のに対し、私学助成は私立学校としての自主性を尊重しながら私学の振興の観点から行うものであり、助成対象経費が明確に示されているものではなく、使途制限もない。また、保育所運営費には民間施設の給与改善等の仕組みもある。
 - ・ 特に、幼稚園は直接契約・自由価格により運営されており、收支の状況・内容にばらつきがある。
 - ・ 社会保険制度、施設整備費補助等の仕組みや会計処理方法に違いがある。

(参考Ⅳ) 現行の保育所運営費の費用構成

(基本分保育単価の内訳)

区分	内 容
事務費	<p>(1) 常勤職員給与（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） <p>(2) 非常勤職員雇上費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費 ③年休代替要員費
管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの></p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服手当、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p><児童の数に比例して積算しているもの></p> <p>保健衛生費</p> <p><1施設当たりの費用として積算しているもの></p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p><生活諸費></p> <p>一般生活費（給食材料費、保育材料費等）</p>

(注) 職員数の考え方

- ・ 所長 1人（設置単価の場合）
- ・ 保育士 保育士配置基準に基づき算定 ※その他、配置基準とは別に保育士を1名加配
- 乳児 3 : 1
- 1～2歳児 6 : 1
- 3歳児 20 : 1
- 4歳以上児 30 : 1
- ・ 調理員 2人（定員40人以下のは1人、定員151人以上のは3人）

利用者負担に関する論点について

1. 新制度における利用者負担の構造

- 新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討する。

※参議院 社会保障と税の一括改革に関する特別委員会・附帯決議

- 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。

- 最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める必要があることから、新制度の円滑な施行に向けて、公定価格の議論に合わせて、国として定める水準を検討する必要。

※ 公定価格と同様、国として定める水準については、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するが、新制度を円滑に施行するため、国が定める水準を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

2. 利用者負担の検討について

- 利用者負担の検討に当たっては、以下の要素を基に、これまでの議論で整理された内容、国会における附帯決議、幼児教育無償化等との関係を踏まえて検討することが必要。

- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、また、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、それぞれ利用者負担を検討。
- その際、両者の整合性の確保に配慮。
- また、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなることから、私立施設の保育料設定をベースとして検討。

I. 利用者負担に関する検討の視点

【主な事項】

1. 所得階層の区分数について

【検討の視点】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。

そのうえで、満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、現行、第6階層以上の大部分が保育単価を基に保育料が決定されており、実質的に第6階層以上の保育料基準額が適用される場合はほとんど存在しないことから、所得階層の区分数を6区分としてはどうか。

【対応方針案】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
 - 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。
- ※ 満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、第6階層以上についても、一部に保育料基準額が適用される場合があることから、応能負担の原則を踏まえ、現行と同様に8区分とする。

2. 所得階層区分の決定方法について

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、利用者の手続きに係る負担の軽減や実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれについても、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

【対応方針案】

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

3. 利用者負担の切り替え時期について

【検討の視点】

- 「2」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット： 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット： 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないか。

例1' 例1を基本とした上で、所得の変化に対応

前々年の所得に基づいて設定した場合、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動のあるケースが想定されるため、保護者の申請に基づき年度の途中に変更を可能とする。

<参考>

- ・ 現行の保育所における利用者負担に関しては、著しい収入減少等があって費用徴収が困難であると市町村長が認められる場合、階層区分の変更が可能。
- ・ 年金制度においては、収入が大幅に変化した場合、本人の申請に基づき、年金保険料を随時改定することが可能。

※ 当年度の1月以降には3年前の所得の状況となるため、変更が多数かつ随時行われる可能性がある点に留意が必要。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないか。

デメリット： 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例2' 例2を基本とし、切り替え時期を7月以降とする。

事務負担を考慮して、切り替え時期を8月や10月など7月以降に設定する。

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定）

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないか。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たつての事務負担が軽減される。

デメリット： 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者に負担感が生じるのではないか。市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ

・現行の利用者負担の水準を基本。

※（ ）内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度予算の内容を反映させた場合の額

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円 (0円)	6,600円 (0円)
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯 含む)	~270万円	4,900円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	6,600円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	6,600円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	6,600円	25,700円



階層区分	利用者負担	
	公立	私立
①		
②		
③		
④		
⑤		

用者負担（保育認定を受けた子ども（満3歳以上）との整合性を考慮）

現行の負担水準を基本

の利

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ

- 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本（ただし、一定階層以上については一律負担）、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定（保育標準時間認定と教育標準時間認定を受けた子どもの中間程度）

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円 (保育単価限度)

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	（教育標準時間認定を受けた子どもの負担額を基礎として、現行の保育制度の利用者負担を基本とし、保育標準時間認定を受けた子どもの負担額との整合性を考慮）	約98.3%を基本に設定
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ

- 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の約98.3%を基本に設定

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

【主な事項（続き）】

4. 多子軽減の取扱いについて

【検討の視点】

- 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、現行制度と同様に多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度予算において幼稚園就園奨励費の多子軽減措置を拡充させることとしていることから、その内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

（多子軽減の具体的な内容）

＜教育標準時間認定の子ども＞

- ・ 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

＜保育認定の子ども＞

- ・ 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

【対応方針案】

- 現行の幼稚園・保育所における取り扱いと同様に、多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、平成26年度予算における幼稚園就園奨励費の多子軽減措置の拡充の内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

(参考) 多子世帯の保護者負担の軽減 (幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)

保育所

所得制限:なし
(全世帯が対象)

補助対象世帯 年収~約680万円

補助対象外世帯 年収約680万円~

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小4

※小4以上はカウントしない

小3

小2

小1

5歳
(年長)

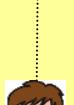
4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳

1歳

0歳



第2子 [0.75]
(25%減)
⇒ [0.5]

第1子 [1.0]
第2子 [1.0]
⇒ [0.5]

第2子 [1.0]
⇒ [0.5]

第3子 [0.0]
(無償)

第3子 [0.0]
(無償)

第3子 [1.0]
⇒ [0.0] (無償)

※2歳以下はカウントしない

保育所と幼稚園の負担の平準化の観点から、
平成26年度予算により対応。

※ []内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

5. 実費徴収・上乗せ徴収の取扱いについて

- 実費徴収や上乗せ徴収については、子ども・子育て会議（第10回）子ども・子育て会議基準検討部会（第11回）合同会議における確認制度の議論において以下のとおり整理され、そのあり方については、公定価格の議論において検討することとされたところ。

また、実費徴収については、地域子ども・子育て支援事業の中で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」として位置付けられている。

- ・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとすることとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。
- ・実費徴収に限度を設けるかどうか。
※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- ・実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。
※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

【検討の視点】

- 検討に当たっては、経営実態調査の調査結果（実費徴収の調査結果はP107参照。私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等については、P109以降を参照）や、公定価格の中で対象とする経費の範囲と併せて検討していく必要があるのではないか。

①実費徴収について

ア 給食費

- 幼稚園における現在の実費徴収の額は、主食・副食の材料費等に相当する程度であり、現行の私学助成の大部分が人件費（委託料）に充てられていると考えられる。

（参考）各施設における給食費（※給食材料費相当分の費用・日額）

施設	幼稚園 (利用者負担 ※実費徴収)	保育所(3歳以上児)		(参考)小学校低学年 (利用者負担)
		主食費 (実費徴収)	副食費 (運営費=利用者負担)	
日額(円)	233円	26円	約200円	240円
算定根拠等	経営実態調査(※1)		保育所運営費国庫負担金予算(※2)	H24学校給食費調査

(※1)調査結果における平均在籍園児数は幼稚園は134人、保育所は103人

(※2)保育所運営費国庫負担金の平成26年度予算案ベースの金額

イ 通園費

- 教育標準時間認定を受ける子どもの通園送迎に係る費用については、車輌維持費（検査、保険、修理等）、燃料費は実費徴収（公定価格の対象外）、車輌購入費の一部は実費徴収（ほぼ全園児が利用する場合は、上乗せ徴収）と整理し、人件費（委託料）は実施状況に応じた加算により公定価格上評価してはどうか。
* 現在の実費徴収の額は、車輌維持費（検査、保険、修理等）及び燃料費に相当する程度であり、場合により車輌購入費や人件費（委託料）も含まれると考えられる一方、現行の私学助成が人件費（委託料）の大部分に充てられていると考えられる。
- 保育認定を受ける子どもの通園送迎に係る費用については、幼稚園と比較してその実施状況は低く（幼稚園50.8%、保育所6.7%）、従来より実費徴収としての整理が行われていることから、これまでと同様の整理としてはどうか。

(参考) 幼稚園の通園費（園バス代）の実費徴収額と通園バス維持費（モデル例）

	実費徴収額	車輌維持費等(※1)
1人当たり年額(円)	30,257 円	35,000 円

(※1)バス1台当たり車輌維持費計(円) 1,400,000円

(内訳)車検、保険 200,000円、修理費 300,000円、燃料費 400,000円、
バス償却費(一部)400,000円、消耗品費(タイヤ、オイル等) 100,000円

*バス1台の乗員35名と想定

ウ その他

- ア、イの他、現在、幼稚園、保育所において実費徴収が行われている遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等の経費については、これまでと同様の整理としてはどうか。

②上乗せ徴収について

- 教育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる幼稚園・認定こども園については、例えば、
 - ・教員配置の充実
 - ・高待遇を通じた教員の確保
 - ・設備更新の前倒し
 - ・平均的な水準を超えた施設整備
- など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
- また、保育認定を受ける子どもを受け入れる保育所・認定こども園・地域型保育事業についても、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
 - ※ 設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないことも想定される。
- その際、市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうか。
- その上で、低所得者世帯をはじめとする地域の子どもが、円滑な教育・保育の提供が可能となるような提供体制の確保方策について、例えば、公立施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度の活用など、制度の実施主体である市町村において運用上対応することも可能としてはどうか。

③その他

- 上記の検討と併せて、市町村事業である実費徴収に係る補足給付をどのようにしていくか。
 - 補足給付の対象となる実費徴収の範囲をどの程度のものとするか。
 - …経営実態調査を基に、生活保護制度における教育扶助、学校教育法に基づく就学援助制度も参考に検討するか。
 - 補足給付の対象者をどの範囲に設定するか。
 - …生活保護世帯など、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して検討するか。
- ⇒ 別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、生活保護世帯における補助を行うこととしてはどうか。
- ※市町村民税非課税世帯への対象の拡大については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向。

○ また、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園について、新制度において、どのような対応を行うことが考えられるか。

⇒ 新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしてはどうか。

(参考1) 実費徴収の状況

<幼稚園>

	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数
ア 給食費	9,386か所	70.1%	30,736円	134人
イ 通園費（園バス代等）	6,797か所	50.8%	30,257円	180人
ウ 遠足等の園外活動費（バス代、入場料等）	9,387か所	70.1%	3,564円	131人
エ 学用品費（教材費、被服費等）	11,624か所	86.8%	20,978円	130人
オ 学級・児童会費	1,481か所	11.1%	4,992円	86人
カ P T A会費	11,841か所	88.4%	5,326円	128人
キ 課外活動費（預かり保育利用料を除く）	2,000か所	14.9%	35,858円	167人
ク その他	4,379か所	32.7%	6,695円	117人

N=13,391

(在籍園児規模別)

	在籍園児 ~60人				在籍園児 61~90人				在籍園児 91~150人				在籍園児 151~210人				在籍園児 211人~			
	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数
ア 給食費	2,598か所	69.5%	29,676円	30人	1,382か所	66.1%	29,465円	76人	2,069か所	69.5%	29,900円	119人	1,473か所	73.1%	31,939円	181人	1,864か所	72.5%	33,135円	301人
イ 通園費（園バス代等）	685か所	18.3%	27,056円	36人	816か所	39.0%	27,677円	77人	1,540か所	51.7%	29,173円	121人	1,529か所	75.9%	30,846円	180人	2,226か所	86.5%	32,532円	303人
ウ 遠足等の園外活動費（バス代、入場料等）	2,609か所	69.8%	3,009円	32人	1,467か所	70.1%	3,236円	76人	2,110か所	70.9%	3,661円	119人	1,451か所	72.1%	3,930円	179人	1,750か所	68.0%	4,245円	302人
エ 学用品費（教材費、被服費等）	3,294か所	88.1%	14,601円	32人	1,813か所	86.7%	19,445円	75人	2,631か所	88.4%	20,240円	118人	1,746か所	86.7%	26,092円	179人	2,140か所	83.2%	28,826円	299人
オ 学級・児童会費	730か所	19.5%	5,873円	26人	2,260か所	12.4%	4,524円	75人	215か所	7.2%	4,191円	117人	161か所	8.0%	3,276円	178人	115か所	4.5%	4,350円	309人
カ P T A会費	3,447か所	92.2%	5,384円	32人	1,890か所	90.4%	5,450円	76人	2,602か所	87.4%	5,352円	118人	1,788か所	88.8%	5,250円	179人	2,114か所	82.2%	5,155円	298人
キ 課外活動費（預かり保育利用料を除く）	285か所	7.6%	20,311円	35人	255か所	12.2%	31,935円	74人	431か所	14.5%	37,193円	122人	416か所	20.7%	40,458円	179人	613か所	23.8%	40,666円	292人
ク その他	1,400か所	37.5%	6,073円	32人	809か所	38.7%	6,749円	75人	954か所	32.1%	6,814円	118人	616か所	30.6%	7,025円	179人	600か所	23.3%	7,544円	304人

N=3,737

N=2,091

N=2,977

N=2,014

N=2,573

<保育所>

	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数
ア 3歳以上児主食費	9,597か所	41.8%	7,722円	103人
イ 通園費（園バス代等）	1,543か所	6.7%	17,540円	104人
ウ 遠足等の園外活動費（バス代、入場料等）	8,746か所	38.1%	1,886円	97人
エ 文房具や絵本代などの教材費	9,332か所	40.6%	3,810円	96人
オ 制服・カラー帽子・運動服などの被服費	12,135か所	52.8%	4,014円	96人
カ 保護者会等の会費	15,021か所	65.4%	3,876円	92人
キ その他	6,683か所	29.1%	2,570円	94人

N=22,977

(入所児童規模別)

	入所児童 ~60人				入所児童 61~90人				入所児童 91~120人				入所児童 121~150人				入所児童 151人~			
	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数
ア 3歳以上児主食費	1,784か所	31.1%	7,089円	43人	2,454か所	40.8%	8,061円	75人	2,565か所	43.6%	7,601円	105人	1,542か所	49.4%	8,005円	135人	1,251か所	56.5%	7,860円	202人
イ 通園費（園バス代等）	412か所	7.2%	14,607円	41人	358か所	5.9%	21,498円	76人	300か所	5.1%	17,713円	106人	212か所	6.8%	16,122円	136人	261か所	11.8%	17,699円	215人
ウ 遠足等の園外活動費（バス代、入場料等）	1,925か所	33.5%	1,849円	42人	2,194か所	36.5%	1,828円	74人	2,351か所	39.9%	1,865円	105人	1,326か所	42.4%	1,903円	134人	950か所	42.9%	2,124円	191人
エ 文房具や絵本代などの教材費	2,343か所	40.8%	3,996円	40人	2,217か所	36.9%	3,530円	74人	2,305か所	39.2%	3,812円	106人	1,326か所	42.4%	3,958円	135人	1,141か所	51.6%	3,797円	190人
オ 制服・カラー帽子・運動服などの被服費	3,044か所	53.0%	3,430円	40人	2,943か所	49.0%	3,999円	74人	3,013か所	51.2%	4,160円	105人	1,772か所	56.7%	4,334円	135人	1,362か所	61.5%	4,609円	195人
カ 保護者会等の会費	4,046か所	70.5%	3,967円	40人	3,875か所	64.5%	4,050円	74人	3,564か所	60.5%	3,951円	105人	2,014か所	64.5%	3,556円	135人	1,521か所	68.7%	3,439円	189人
キ その他	1,776か所	30.9%	2,126円	39人	1,599か所	26.6%	2,884円	74人	1,645か所	27.9%	2,605円	105人	953か所	30.5%	2,493円	134人	710か所	32.0%	2,997円	199人

N=5,741

N=6,010

N=5,887

N=3,124

N=2,214

* 幼稚園・保育所等の経営実態調査結果

* N数は、調査対象数ではなく全国推計値

(参考2) 他制度における例

【生活保護における教育扶助】

- 義務教育に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの）について給付を行うもの。

区分	内 容	
基準額	学用品費 鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	その他の教育費 遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費
学級費等	学級費、児童会又は生徒会費及びP T A会費等	
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費	
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	
通学交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるもの除去。）購入費、課外クラブ活動費	

※上記のほか、入学準備に必要な入学時の学生服、鞄、靴などについて、一時扶助として入学準備金が給付される。

【就学援助制度（義務教育課程）】

- 学校教育法19条に基づき、生活保護法の要保護者に対して、以下の対象品目について行う市町村の補助に対して国がその一部を補助

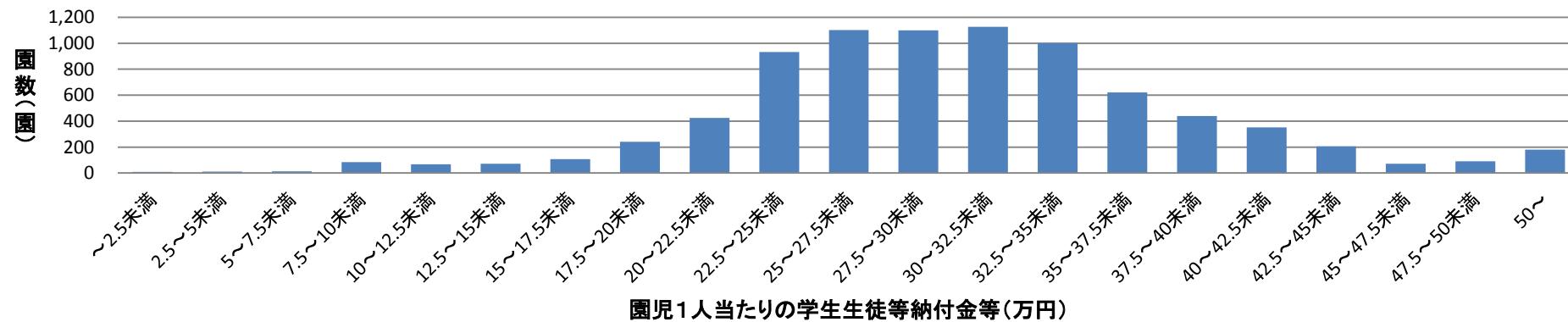
学校用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費、医療費、学校給食費

※生活保護と就学援助は重複して受けることはできない。

(参考3) 私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等

- 現在の私立幼稚園における納付金の状況は次のような特徴があり、他施設との競争関係、私学助成の交付額等の地域の実情を勘案しながら、経営判断として自由に設定されているものと考えられる。
- 施設ごとの納付金（園則に定めて徴収するもの）の額は幅広く分布しており、特異に高額や少額の施設が一定の集団として見られるわけではなく、また、各都道府県平均も幅広く分布している。

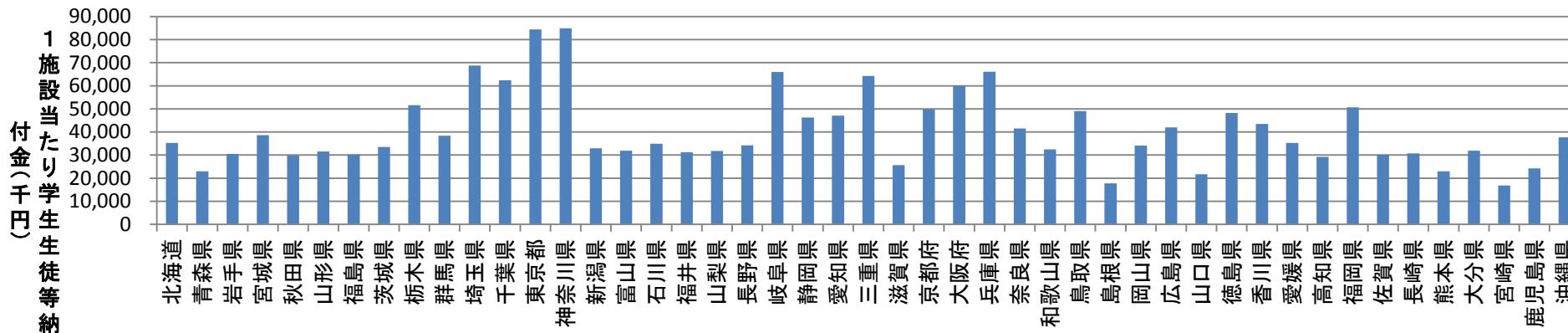
園児1人当たり学生生徒等納付金等※(年額)分布



※授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計

※経営実態調査結果

各都道府県の1施設当たり学生生徒等納付金(年額)



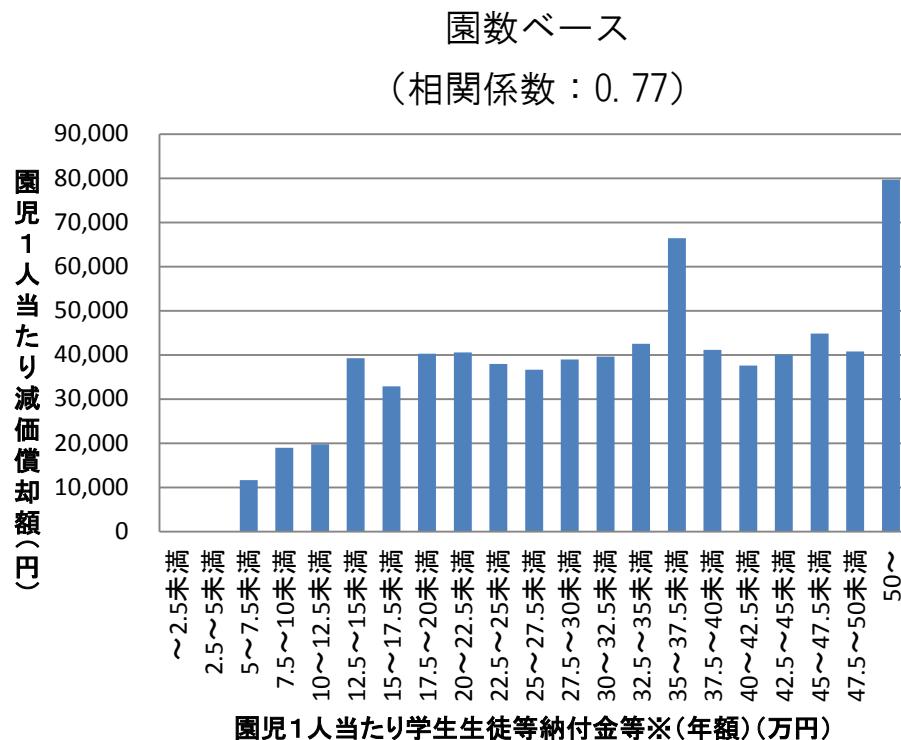
※日本私立学校振興・共済事業団「平成24年度今日の私学財政」から集計 109

○ また、納付金と設備面や教職員配置等との関係は次のような特徴があり、最低限の水準を維持しつつ、各施設の教育内容や環境整備の方針の特色を踏まえて、納付金が教育条件に還元されているものと考えられる。

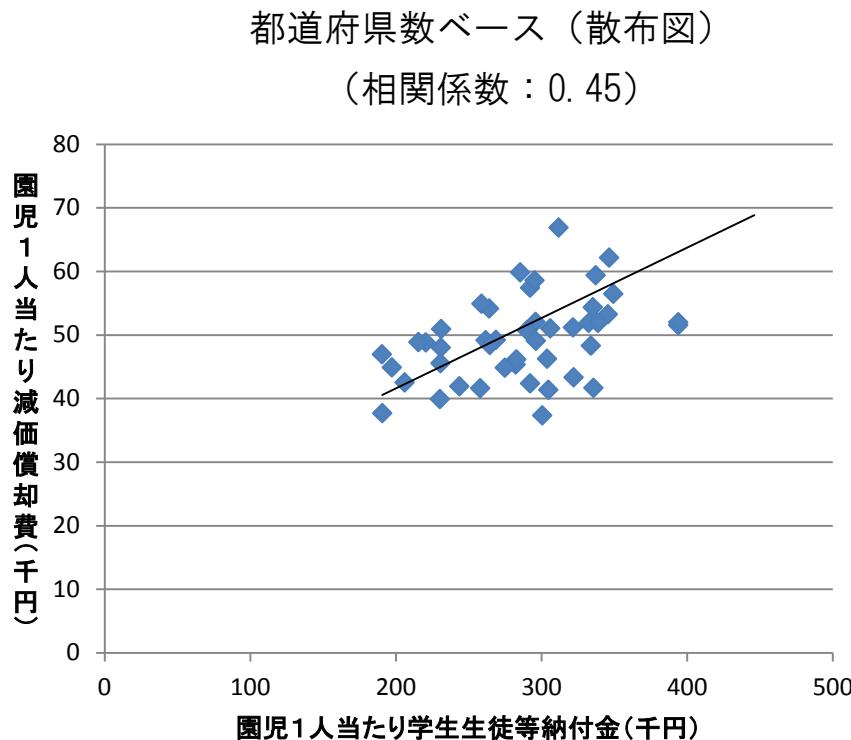
□ 園児1人当たりの納付金と減価償却費・基本金組入額に相関が見られる。特に納付金が少ないと減価償却費・基本金組入額が少額となっている。

園児1人当たりの納付金と減価償却費の相関

園規模にかかわらず、納付金と減価償却費との間に相関がみられる。



※授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、
就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計
※経営実態調査結果

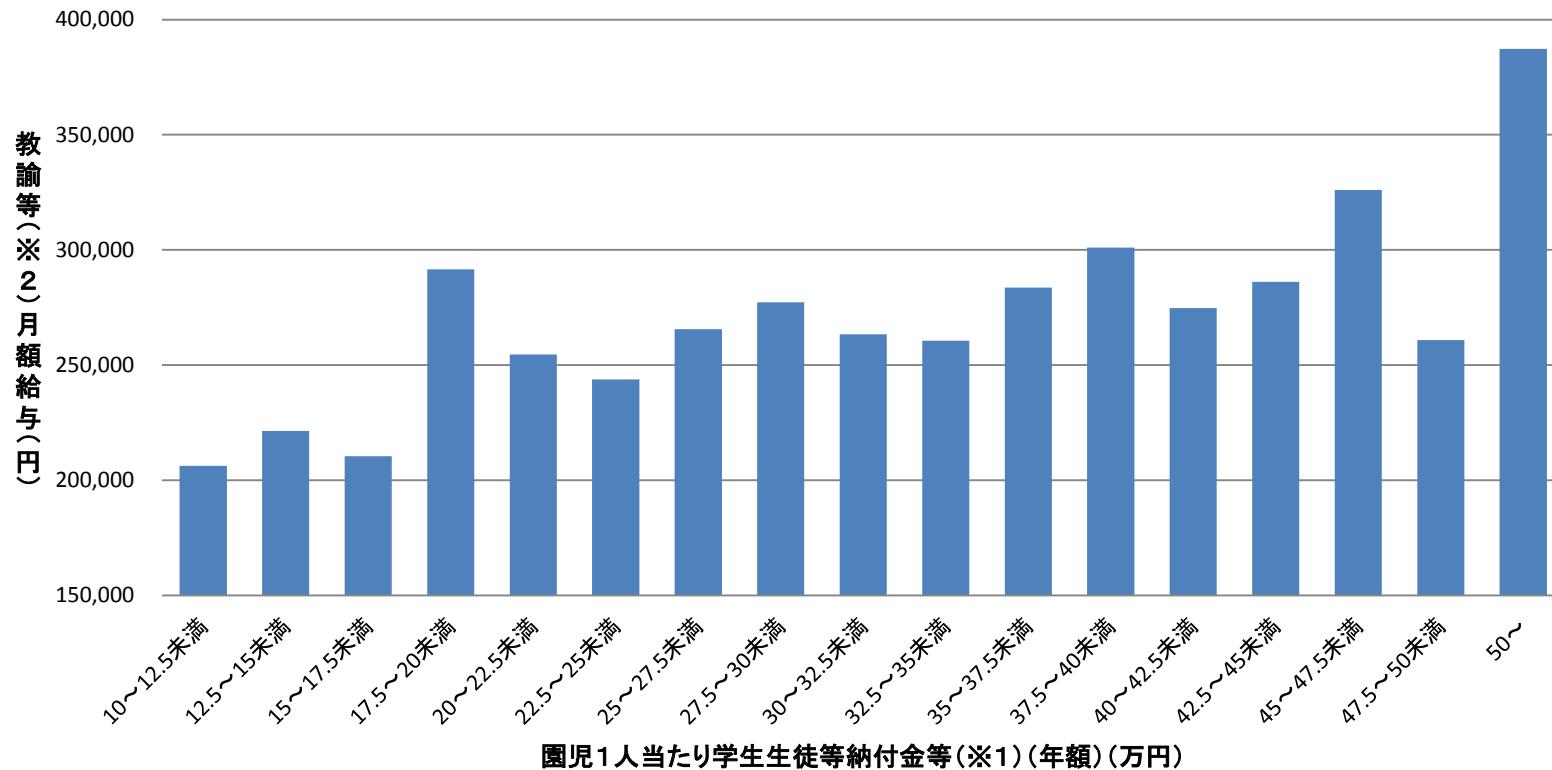


※日本私立学校振興・共済事業団「平成24年度今日の私学財政」から推計

- 園児1人当たりの納付金が高いと教諭1人当たりの園児数が少なくなる傾向が若干見られ、納付金が低い場合も含め、全体としては適切に教員配置の水準が確保されている。
- 園児1人当たりの納付金と教諭等給与は相関が強く、納付金が低い場合も含め、全体としては教員の給与水準は安定している。ただし、特に納付金が低いと園長や事務職員が少額となる傾向が強い。

園児1人当たりの納付金と教諭等給与の相関

(相関係数 : 0.77)



※1 授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計
 ※2 教諭、助教諭、講師

6. その他

(1) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

- 保育所運営費では、所得税非課税世帯に該当する世帯の保育料について、その世帯が、母子世帯等に該当する場合に、減免規定を設けており、新制度の利用者負担においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様の配慮を求ることとするか。

○基準額上、第2・3階層（所得税非課税世帯）で以下に該当する世帯の場合に軽減措置を取っている。

（対象世帯）

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）

（軽減額）

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表が適用される。

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得税非課税)	19,500円	16,500円



3歳未満児	3歳以上児
0円	0円
18,500円	15,500円

【対応方針案】

- 教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に配慮を求めてはどうか。

(2) 年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱い

- 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、保育所の保育料の決定に当たっては、扶養控除の廃止に伴う保育料への影響を避けるため、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、扶養控除見直し前の旧税額を基にして保育料を決定する取り扱いをしている。※幼稚園についても同様に、扶養控除見直し前の旧税額を施設において再計算し、適用することが出来る取り扱いとしている。

- 上記の取り扱いについては、市町村の事務負担が大きいことや、年少扶養控除等の廃止後、一定期間が経過していること、また、今後、その他の税制改正が行われた場合に、旧税額を計算する方法が相当複雑になっていく可能性があること等を踏まえれば、例えば、所得階層の区分に用いる税額を年少扶養控除等の廃止に合わせて変更するなどの方法も考えられるのではないか。

【対応方針案】

- 新制度の利用者負担の算定に当たっては、旧税額を再計算する方法ではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう所得階層の区分に用いる税額を変更することとしてはどうか。